

東京市職業紹介所

○東京市職業紹介所 市に於ける社会救済事業の一機關として、明治四十四年十一月中淺草芝の兩區に各一箇所翌四十五年三月小石川區に一箇所大正三年九月神田區に一箇所を開設し、専ら失業者並無業者の職業紹介、無宿者の宿泊（神田紹介所は取扱せず）の事業に従事す。尙ほ附帶事業として大正二年度より失業者の應急的救済を目的とする簡易なる授産場を淺草職業紹介所に設置し、又市内の浮浪少年少女を保護するの目的を以て、浮浪兒童保護所を小石川職業紹介所に併置せるが、大正四年七月都合上淺草職業紹介所に移管せり。左に職業紹介所の所在地を掲ぐ

淺草職業紹介所（電話下谷四、五五〇）淺草區玉姫町一二六
芝職業紹介所（電話芝一、一六〇）芝區新堀町三〇
小石川職業紹介所（電話番町四、〇六六）小石川大塚坂下ノノ三三
神田職業紹介所（電話神田九〇六）神田區連雀町一八

左に同所（四箇所合計）取次人員を掲ぐ

種類	大正四年度		大正五年度	
	男	女	男	女
求職人員	八、四八七	三、〇〇	八、六六三	六、三六一
職業紹介人員	六、二八〇	四〇三	六、六八〇	八、九六〇
寄泊人員	四、二二二	一、八	四、四九八	四、〇一七
保護兒童收容人員	三、三三三	七六	二、八五五	二、八六五
授産就業人員	三〇、四三九	一、三三三	三、三三三	三、七六六
	三八八	三	三〇六	一五
	四八三	一五四	四〇九	一六七
			四〇九	三六二
			一六七	五七六

○東京府巢鴨病院

右に對する大正四年度の經費豫算は一萬三千三百一圓なり
東京市小石川區駕籠町に在り現在院長は

○日本の救世軍

基督教の傳道及慈善救済の事業を行ふ。明治二十八年九月日本に開設せらる。本營を東京市京橋區銀座二丁目に置く。司令官はデ、アルト大佐にして、大正五年十月二十三日着任、書記官長官大佐補山室軍平氏之を輔く。大正五年末に於ける士官の數は二百四十八人、軍屬四十二人、下士官の數六百五十人あり、牛込區本村町に士官學校を設けて、其士官を養成す。傳道部に於ては小隊及分隊の數九十三あり。大正五年十一月、結核患者療養所を東京府下野在和田堀内村に開きたるが、右につき六年四月内務大臣より金九萬六千圓の國庫補助を下附せられ、又陸奥廣吉伯を中心とする兩洞會より同目的の爲金四千三百圓の寄附ありたり、公私協同救済を目的とせる東京婦人ホームは其の新築工を竣へ、六年五月落成式を舉行せり。最近一年間東京と大阪とにて收容せし免囚及懲罰不起訴少年の數、五百七十二名、不幸なる婦人を保護せし數二百六十九名、育兒部に於て取扱たる兒童二十五名、労働寄宿舎及び無料宿泊所の宿泊延人員三萬四千〇八十八名、職業紹介延數一萬五千七百七十二名、救世軍病院の外來患者五萬七千九百〇四名、巡回救護の戸數一千二百九名、結核相談の數三百二十九件、停車場にて頼道なき婦人を世話したる者三百三十七件、警察、監獄訪問の數四百四十三件、身上相談に與りたる數三百二十六件、又御大典の紀念事業として開始したる貧民窟屯所「愛隣館」は、其後着々事業の歩を進め、下谷及本所の二箇所を合し、金品を贈りて一時の急を救ひた

日本の救世軍

醫學博士吳秀三氏副院長は同三宅鎮一氏なり左に明治十二年創立以降の入院退院者數を掲ぐ

年次	男	女	計	年次	男	女	計
入大正五年	一〇七	四八	一五五	自大正五年	一〇四	五二	一五五
自大正五年	三、四八〇	二、〇〇四	五、四八四	自大正五年	六、三〇九	三、三七八	九、五九六

○東京市養育院

明治五年十月本郷舊加州邸に於て窮民救助の事業を開始したるに始まる本院は小石川區大塚辻町にあり。東京市巢鴨村及同板橋町並に千葉縣安房郡船形町に分院あり。北多摩郡武蔵野村に感化部井ノ頭學校ありて之に附屬す。窮民、行旅病人、棄兒、遺兒、迷兒を救養し、且つ不良少年の感化を目的とす。大正五年度末現在の收容者數は窮民三百九十八人、行旅病人一千二百九十四人、棄兒四百九十四人、遺兒百二十四人、迷兒百一十一人、感化生百四十四人にして、之等收容者には年齢體質に應じ、教育を授け、又手工業を課す。左に累年別收容人員を掲ぐ

年次	入院者	出院者	死亡者	現年度末
大正三年	二、八三五	一、四四三	一、〇六六	二、六八五
同四年	二、七四五	一、五五六	九八三	二、六六二
同五年	二、六六六	一、三九〇	八五七	二、五二二
設立以來總數	四、八三〇	三、三三〇	一、九四九	

○東京養老院

東京府下瀧野川町大字中里に在り。明治三十

○東京感化院

明治十八年十月高瀬眞彌氏初めて本郷區湯島兩門町に開設せしが、後屢々變遷し目下豊多摩郡澁谷町羽澤第二御料地内に在り。松森靈運氏之が現院長たり。大正三年五月財團法人組織に改む。本院は教育勸語を本として日蓮上人の教訓に依り、滿七年以上十八年以下の不良少年を感化調育するを目的とす。其後授には東京感化院慈善會及村雲婦人會ありて、感化院の經費を助成す宮内省の御下賜金を始め各官殿下の御寄附の御沙汰を拜せしこと數次に及び、又内務省及東京府よりの助成金及獎勵金を下附せらるる左に入院及出院人員を掲ぐ

年次	入院	出	死亡	年末
大正三年	一五	七	一	一五
同四年	二二	七	一	二二
同五年	一六	七	一	一六
創立以來累計	七五	六九	一	七五

○無料宿泊所

第一第二兩無料宿泊所ありて、前者は明治三十四年四月の設立に係り、本所區若宮町に、後者は四十四年四月の設立に係り、深川區西町にあり。何れも當時淺草本願寺輪番たりし故大草惠實氏の創設にして無宿浮浪を收容すると共に、一方彼等をして自活の途に就かしむべく、適當の職業を紹介す。兩所各百名を收容し得、曩に東京市より下附せられたる先帝陛下葬場殿の御用材を

基礎として増設すべき計畫あり。現所長は太田信次郎氏にして、大谷勝信師を總裁とす。左に年次別宿泊人員並に大正五年度職業紹介人員を掲ぐ

年次	第一無料宿泊所		第二無料宿泊所		合計
	泊人員	同	泊人員	同	
大正三年	一四、三九三	同	一、三九九	同	二八、六九二
大正四年	二〇、九八八	同	一九、六四〇	同	四〇、六二八
大正五年	一六、〇〇五	同	一六、〇〇五	同	三二、〇一〇
創立より大正五年度に至る宿泊人員	一三三三		一、六一二		二、四四五
大正五年度職業紹介人員	三三三		一、六一二		一、七三三
創立より大正五年度に至る職業紹介人員	三三三		一、六一二		一、七三三

家庭學校

東京府北豊島郡巢鴨村に在り。明治三十二年十一月現役校長岡幸助氏の創設に係り、基督教の信仰を以て、不良少年感化教育の中心とし、別に慈善事業師範部、雜誌人道、思齊塾等の姉妹事業あり、明治十二年東京府代用感化院に指定せられ、家庭の依託に依る児童の外、府知事の命令に依る感化生を收容す創立以來大正六年七月一日現在收容児童數二百九十五名、其中感化遷善の效ありて退院せるもの二百三十八名に及び、目下生徒五十七名を有す。教育方針を家族制度に採り、四棟の家族舎には各家族長主婦あり。普通教育を小學校補習科に分ち、實科教育として園藝農業西洋洗濯木工部等を設け尙校外委託生として各種實業の徒弟たらしむ。同校は大正三年四月北海道北見國紋別郡上湧別村宇社那洞に同五年度同村白瀧に、一千町歩の感化農場を設置し、向ふ九年間に

特許法

○特許法(明治四十四年四月)摘要

- 一、新規ナル工業的發明ナシタル者ハ、其ノ發明ニ付、本法ニ依リ特許ヲ受クルコトヲ得
- 一、自己ノ特許發明又ハ特許出願中發明ニ付、改良又ハ擴張ヲ爲シタルモノハ、其ノ改良又ハ擴張ニ係ル新規發明ニ付、追加特許ヲ受クルコトヲ得
- 一、本法ニ於テ發明ノ新規ト稱スルハ左ノ各號ノ一二ニ該當セザルモノヲ謂フ
- (一)特許出願前、帝國內ニ於テ公然知ラレ、又ハ公然用ヒラレタルモノ
- (二)特許出願前容易ニ應用スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ、帝國內ニ頒布セラレタル刊行物ニ記載セラレタルモノ
- 一、發明カ左ノ各號ノ一二ニ該當スルモ、之ヲ新規ナルモノト看做ス
- (一)發明カ試験ノ爲メ前條各號ノ一二ニ該當スルニ至リタル時ヨリ二年以内ニ特許ヲ出願シタルトキ
- (二)同一發明ニ關スル特許出願中若クハ實用新案登録出願中、又ハ其ノ特許權若クハ實用新案權ノ存續中、其ノ發明カ前條各號ノ一二ニ該當スルニ至リタルトキ
- 一、左ニ掲クル發明ニ付テハ之ヲ特許セズ
- (一)飲食物 嗜好物
- (二)醫藥其ノ調合法
- (三)秩序若クハ風俗ヲ害リ、又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ
- 一、同一發明ニ付、各別ニ特許ヲ受クル權利ヲ有スルモノ。二人以上アルトキハ、最先ニ發明ヲナシタルモノニ限り特許ス。其ノ同

全部を開製し、小作農を招致して新農村を設立すると共に、百五十名を收容すべき農本主義の感化學校を経営する豫定なり。

○東京育成園

同園は孤兒、貧兒の救養育成を目的として設立せられたる財團法人なり。本部は東京市赤坂區青山南町六丁目にあり。東京府下駒澤村大字上馬引澤村に分園を置く、創立者は現園主北川波津にして、明治二十九年八月東北三陸海嘯の際その被害地より、不幸孤獨となれる孤兒二十六名を獨力救養せしに始まり、次て東京孤兒院と命名し、後更に現名稱に改め財團法人組織となせり明治四十四年十月東京府下駒澤村に園宅敷地を購入し、分園新築工事を起し、同十一月一部の工成り本園の一部を移轉せしむ。同園は明治四十二年以來内務省より年々助成金を下付せらる

○福田會育兒院

東京府豊多摩郡下渋谷第二御料地にあり明治十二年一月創立近世我邦救濟事業の最古のものとす。其特色とする處佛陀慈悲主義の下に、凡そ乳兒にして悲慘の状況にあるものを收容し、之を保育成順せしむるにあり。創立以來孤兒、貧兒及罹災等に遭遇せる児童を救護し、義務教育を終へしめたる數六百餘人に上れり。總裁は伏見文秀女王殿下、會長に公府母堂毛利安子を推せり。

時ノ發明ニ係ルトキ、又ハ發明ノ前後不明ナルトキハ、最先ニ出願ヲナシタル者ニ限り特許ス、但シ同日ノ出願ニ係ルトキハ關係者ノ協議ニ依リ、協議調ハサルトキハ共ニ特許セズ

- 一、特許權發生後二年ヲ經過シタルトキハ、最先ニ與ヘタル特許ニ限り有效トス
- 一、特許ヲ受クルノ權利ハ之ヲ移轉スルコトヲ得、但シ擔保ニ供スルコトヲ得ズ
- 一、特許出願前ノ發明カ、公益ノ爲メ普及ヲ要スルモノナルトキ、又ハ軍事ニ必要ナルモノ、若クハ秘密ヲ要スルモノナルトキハ、特許ヲ與ヘス。又ハ制限ヲ附シテ特許ヲ與フルコトヲ得
- 一、發明カ軍事ニ必要ナルモノ、又ハ秘密ヲ要スルモノナルトキハ、其ノ發明ニ付特許ヲ受クルノ權利ハ、政府ニ於テコレヲ收容スルコトヲ得
- 前二項ノ場合ニ於テ政府ハ相當ノ補償金ヲ支給ス
- 一、特許權ハ登録ニ依リ發生ス。特許權者ハ物ノ特許發明ニアリテハ其ノ發明ニ係ル物ノ製作、使用、販賣又ハ頒布スルノ權利ヲ專有シ、方法ノ特別發明ニアリテハ、其ノ方法ヲ使用シ、及ヒ其ノ方法ニヨリテ製作シタル物ヲ、使用、販賣又ハ頒布スルノ權利ヲ專有ス
- 一、特許權ノ存續期間ハ十五年トス。但シ特許權カ分割セラレ、又ハ追加特許權カ獨立ノ特許權トナリタルトキハ、其ノ存續期間ハ原特許權發生ノ翌日ヨリ起算ス
- 前項ノ期間ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ三年以上十年以下コレヲ延長スルコトヲ得
- 一、他人ノ特許權ヲ侵害シタル者ハ、五年以上ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 他人ノ特許權ヲ侵害スヘキ物ヲ輸出シタル者ハ、罪前項ニ同シ

前二項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ、三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

(一) 詐偽ノ所爲ヲ以テ特許ヲ受ケタル者

(二) 特許ニ係ラサル者、又ハ其ノ容器、包裝等ニ、特許標記ヲ附シ、若クハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者、又ハ其ノ物ヲ販賣若クハ擴布シタル者、

(三) 特許ニ係ラサル物、若クハ方法ヲ販賣又ハ擴布スル爲メ、又ハ特許ニ係ラサル方法ヲ使用セシムル爲メ、廣告、看板、引札等ニ、其ノ物若クハ方法ヲ特許ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

○特許法施行細則(昭和十二年十一月十二日)摘要

一、特許ヲ出願セントスル者ハ、一發明毎ニ一通ノ願書ヲ作り、之ヲ特許局ニ差出スヘシ。願書ニハ明細書及ヒ必要ノ圖面各二通ヲ添付スヘシ

一、明細書ニハ左ノ事項ヲ記載シ、出願人署名捺印スヘシ

(一) 發明ノ名稱

(二) 發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

(三) 圖面ノ略解

(四) 發明ノ詳細ナル説明

他ノ發明ノ改良若クハ擴張ニ係ル發明、又ハ他ノ特許發明若クハ實用新案ヲ使用スルニ非サレハ實施スルコト能ハサル發明ノ明細書ニ在リテハ其ノ發明ト他ノ發明又ハ實用新案トノ關係ヲ前項第四號ノ事項中ニ明細ニ記載シ、發明又ハ實用新案力特許又ハ登錄ニ係ルモノナルトキハ、特許番號又ハ登錄番號出願中ニ係ルモノナルトキハ其ノ願書番號又ハ符號ヲ併セテ記載スヘシ

意匠法

○意匠法(昭和十二年四月)摘要

一、物品ニ應用スヘキ形狀、模様、色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ナル工業的意匠ヲ案出シタルモノハ、本法ニ依リ、意匠ノ登録ヲ受ケルコトヲ得

一、本法ニ於テ新規ト稱スルハ、左ノ各號ニ該當セザルモノヲ云フ

(一) 登録出願前、帝國内ニ於テ公然知ラレ若クハ公然用ヒラレタルモノ、又ハ之ニ類似スルモノ

(二) 登録出願前、容易ニ應用スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ、帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ記載セラレタルモノ、又ハ之ニ類似スルモノ

同一物品ニ應用スヘキ意匠ニシテ、自己ノ登録意匠ノミニ類似スルモノハ新規ト看做ス

一、左ニ掲タル意匠ニ付テハ之ヲ登録セズ

(一) 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ形狀又ハ模様ヲ有スルモノ

(二) 秩序若クハ風俗ヲ案リ、又ハ世人ヲ欺瞞スル虞アルモノ

一、意匠權ハ登録ニ依リ發生ス

一、意匠權ノ存続期間ハ十年トス

一、他人ノ登録意匠ト同一若クハ類似ノ意匠ヲ業トシテ同一ノ物品ニ應用シタル者又ハ其ノ物品ヲ業トシテ販賣若クハ擴布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス他人ノ登録意匠ト同一若クハ類似ノ意匠ヲ應用シタル同一物品ヲ業トシテ輸入シタル者又ハ其ノ物品ヲ業トシテ、販賣若クハ擴布シタル者ハ前項ニ同シ

前二項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

一、圖面ニハ發明ノ説明ニ必要ナル部分ヲ示スヘシ
一、特許權ノ改訂ノ許可ヲ受ケントスルトキハ、願書ニ改訂明細書及ヒ必要ノ圖面各二通並特許證ヲ添付スヘシ
前項ノ出願ニシテ特許法第四十三條ノ規定ニ依リ、第三者ノ承諾ヲ要スヘキ場合ニ於テハ、其ノ承諾書ヲ添付スヘシ
一、特許權ノ分割ノ許可ヲ受ケントスルトキハ、願書ニ其ノ分割シタル各發明ニ對スル明細書及ヒ必要ノ圖面各二通並特許證ヲ添付スヘシ
前項ノ場合ニ於テ追加特許權ノ附随スルトキハ願書ニ其ノ追加特許權ノ特許番號及ヒ其附隨シタル特許權附號ヲ記載スヘシ
一、數人共同シテ特許ヲ出願シ、又ハ特許法第十條第二項ノ規定ニ依リ、名義變更ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テ、出願人又ハ届出人ノ權利ニ付持分若クハ不分割ノ定アルトキ、又ハ特許ヲ受ケルノ權利カ、組合員ノ共有ニ屬スルトキハ願書又ハ届書ニ其ノ旨ヲ記載シ其ノ事實ヲ證明スルニ足ル書面ヲ添付スヘシ

○發明特許累年比較 (第三十二次農商務統計表ニヨル)

年次	出願數	特許數	改訂拒絶	無効	出願取消	願書變更
大正元年	六、八六六	一、九三三	八八	四、一三〇	六七	一一
同 二年	七、三三三	一、九四五	四八	四、三三三	六七	一一
同 三年	六、四九〇	一、八二四	三七	四、八二四	六六	一一
同 四年	六、三九九	一、七八三	三三	四、二二二	六六	一一

一、左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

(一) 詐欺ノ行爲ヲ以テ意匠ノ登録ヲ受ケタル者

(二) 登録意匠ニ應用セザル物品又ハ其ノ容器、包裝等ニ意匠登録ノ標記ヲ附シ、若クハ之ニ紛ハシキ表示ヲナシタル者又ハ其ノ物品ヲ販賣若クハ擴布シタル者

(三) 登録意匠ヲ廣用セザル物品ヲ販賣又ハ擴布スル爲メ、廣告、看板、引札等ニ其ノ物品カ登録意匠ヲ廣用シタルモノナルコトヲ表示シ、又ハ之ニ紛シキ表示ヲ爲シタル者

○意匠法施行規則(昭和十二年十一月十二日)摘要

一、意匠ノ登録ヲ受ケントスル者ハ意匠ニ付、第十三條ニ定メタル類別毎ニ、一通ノ願書ヲ作りテ、之ヲ特許局ニ差出スヘシ

願書ニハ圖面三通ヲ添付スヘシ

一、第十三條ノ類別トハ即チ左ノ如シ

第一類 被服、被服地

衣服、袴、帶、襟、肩掛、領卷等

第二類 頭飾、服飾、裝身具

帽、簪、根掛、胸飾、領飾、腕環、指環、鈕釦、襟針、徽章等

第三類 時計及其ノ附屬品

杖時計、置時計、掛時計、鎖、下ケ物等

第四類 傘、杖、鞭

第五類 携帶品

紙入、貨幣入、名刺入、煙草入、煙管、煙管筒、手提箱等

第六類 家具、飲食器、室内裝飾品、商品ノ容器、包裝類

棚、箆筒、櫛、椅子、桌子、寢臺、額、屏風、衝立、暖爐、火鉢、花瓶、膳、碗、皿、鉢、杯、菓子器、茶器、珈琲具、壺、罐等

意匠法施行規則

- 第七類 敷物
- 第八類 文房具
- 第九類 燈器
- 第十類 建築物ノ附屬品
- 第十一類 他類ニ屬セザル織物、絹物、組物及其ノ製品
- 第十二類 冠物
- 第十三類 履物及其ノ附屬品
- 第十四類 下駄、草履、靴、鼻緒、爪掛等
- 第十五類 樂器、玩具、遊戲具
- 第十六類 菓子及其ノ他ノ食品
- 第十七類 紙、皮革及他類ニ屬セザル其ノ製品、紋紙、紋布、襪草紙、襪紙、壁紙、表紙、色紙、短冊、書簡箋、書簡筒等
- 第十八類 他類ニ屬セザル陶器、磁器、土器、玻璃器、七寶製品、煉瓦、瓦

四三六

- 第十九類 他類ニ屬セザル漆器、假漆器、油漆器ノ類
- 第二十類 類ニ屬セザル金屬又ハ石材ノ製品
- 第二十一類 他類ニ屬セザル木、竹、甲、角、牙、介類ノ製品
- 第二十二類 他類ニ屬セザル物品
- 第二十三類 他類ニ屬セザル物品
- 第二十四類 他類ニ屬セザル物品
- 第二十五類 他類ニ屬セザル物品
- 第二十六類 他類ニ屬セザル物品
- 第二十七類 他類ニ屬セザル物品
- 第二十八類 他類ニ屬セザル物品
- 第二十九類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十一類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十二類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十三類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十四類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十五類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十六類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十七類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十八類 他類ニ屬セザル物品
- 第三十九類 他類ニ屬セザル物品
- 第四十類 他類ニ屬セザル物品

○意匠登録累年比較 (第三十二次農商務統計表による)

年次	出願數	登録數	拒絶	出願無効	川願取消	實用新案登録
大正元年	二,二六三	九八八	九三三	七三	三三	二
同二年	二,八六六	一,〇〇五	一,三三三	三六	一四	二
同三年	三,八八八	二,〇〇五	一,四八八	四〇	二〇	二
同四年	三,六三三	一,六三三	一,八〇〇	一三	二〇	二

商標

○商標法 (明治三十二年四月二十五日法律第五十二號) 摘要

- 一、自己ノ生産、製造、加工、選擇、證明、取扱又ハ販賣ノ營業ニ依ル商標ナルコトヲ表彰スル爲メ、商標ヲ專用セントスル者ハ、本法ニ依リ、商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得
- 二、登録ヲ受クルコトヲ得ヘキ商標ハ、文字、圖形、記號又ハ其ノ結合ニシテ、特別顯著ナルコトヲ要ス
- 三、商標ハコレニ施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受クルコトヲ得
- 四、左ニ掲クル商標ニ付テハ之ヲ登録セス
 - (一) 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ固形ヲ有スルモノ
 - (二) 國旗、軍旗、勳章、褒章、記章若クハ外國ノ國旗ト同一又ハ類似ノモノ
 - (三) 秩序若クハ風俗ヲ紊リ、又ハ世人ヲ欺瞞スルノ虞アルモノ
 - (四) 同一商品ニ慣用スル標章ト同一又ハ類似ノモノ
 - (五) 世人ノ周知スル他人ノ標章ト同一又ハ類似ニシテ、同一商品ニ使用スルモノ
 - (六) 白地ニ赤十字ノ記章又ハ赤十字又ハ「シエネヴァ」十字ノ稱號若クハ文字ト同一又ハ類似ノモノ
 - (七) 政府、道、府縣若クハ政府ノ認可ヲ得タルモノノ開設スル博覽會、共進會、又ハ外國ニ於ケル官設ノ博覽會若クハ官許萬國博覽會ノ賞牌賞狀若クハ褒狀ト同一又ハ類似ノ圖形ヲ有スルモノ、但シ其ノ賞牌、賞狀又ハ褒狀ヲ受領シタルモノカ、其ノ商標ノ一部トシテ之ヲ使用セムトスルトキハ此ノ限ニアラス
 - (八) 他人ノ肖像、姓名、商號又ハ法人若クハ組合ノ名稱ヲ有スルモノ、但シ其ノ承諾ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラス
 - (九) 登録失効前一年ヲ經過セザル他人ノ商標ト、同一又ハ類似

商標法

四三七

- 一、商標權ハ登録ニ依リ發生ス
- 二、商標權ノ存続期間ハ二十年トス。前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得。外國ノ登録商標トシテ登録ヲ受ケタルモノハ、其ノ本國ニ於ケル商標權ト共ニ消滅ス。但シ其ノ存続期間ハ二十年ヲ超スルコトヲ得ス。
- 三、商標權者其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ、商標權ハ消滅スルモノトス。
- 四、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ、五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - (一) 他人ノ登録商標若クハ之ヲ付シタル容器、包裝等一チ同商品ニ使用シタル者、又ハ其ノ商品ヲ交付販賣シ、若クハ交付販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持スル者
 - (二) 他人ノ登録商標若クハ之ヲ交付シタル容器、包裝等同一商品ニ使用セシムル販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持スル者
 - (三) 同一商品ニ使用シ又ハ使用セシムル目的ヲ以テ他人ノ登録商標ヲ偽造又ハ模造シタル者
 - (四) 同一商品ニ使用セシムル目的ヲ以テ、偽造若クハ模造ノ商標ヲ交付、販賣シ又ハ之ヲ同一商品ニ使用シタル者
 - (五) 偽造若クハ模造ノ商標ヲ使用シタル同一商品ヲ交付、販賣シ、又ハ交付販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持スル者
 - (六) 他人ノ登録商標ト同一若クハ類似ノ商標ヲ使用シタル商品ヲ交付若クハ販賣ノ目的ヲ以テ輸入シタル者、又ハ其ノ商品ヲ交付、販賣シ、若クハ交付販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持スル者
 - (七) 他人ノ登録商標ヲ偽造又ハ模造スル爲メ、其ノ用具ヲ製作、交付、販賣若クハ所持スル者

商標法施行規則

(八)同一商品ニ關シ、他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノモノヲ營業ニ用キル廣告、看板、引札、物價表又ハ其他ノ取引書類ニ使用シタル者

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

(一)詐偽ノ所爲ヲ以テ商標ノ登録ヲ受ケタル者

(二)登録ヲ受ケサル商標ニ登録標記ヲ付シ、若クハ之ニ紛ハシキ表示ヲナシ、之ヲ商品ニ使用シタル者、又ハ其ノ商品ヲ交付若クハ販賣シ、又ハ交付若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持スル者

(三)登録ヲ受ケスシテ、登録標記又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル商標ヲ、廣告、看板、引札等ニ使用シタル者

○商標法施行規則(明治四十二年十月) 摘要

一、商標ノ登録ヲ受ケムトスル者ハ、一商標ニ付、第二十條ニ定メタル類別毎ニ、一通ノ願書ヲ作り、之ヲ特許局ニ差出スヘシ(第二十條ノ類別ハ頁數ノ都合上本書ニハ掲載セズ)

一、商標ニ施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受ケントスルモノハ願書ニ其ノ色ヲ指定シ若シテ見本ヲ貼附スヘシ

一、登録商標ト互ニ相類似スル商標ヲ聯合商標トシテ登録ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ其ノ登録商標ノ登録證ヲ添附シ、之ヲ特許局長ニ差出スヘシ

一、商標ノ見本ハ願書ナル紙料ヲ以テ之ヲ作ルヘシ。見本ハ五通之

實用新案

○實用新案法(明治四十二年四月) 摘要

一、物品ニ關シ、其ノ形狀、構造、又ハ組合ハセニ係リ、實用アル新規ノ工業用考案ヲ爲シタル者ハ、本法ニ依リ、實用新案ノ登録ヲ受ケルコトヲ得

一、本法ニ於テ新規ト稱スルハ、左ノ各號ニ該當セサルモノヲ謂フ
(一)登録出願前、同一又ハ類似ノ物品ニ關シ、帝國内ニ於テ公然知ラレ、若クハ公然用ヒラレタルモノ、又ハ之ニ類似スルモノ、
(二)登録出願前、同一又ハ類似ノ物品ニ關シ、客易ニ應用スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ、帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ記載セラレタルモノ、又ハ之ニ類似スルモノ

一、左ニ掲ケル實用新案ニ付テハ之ヲ登録セズ

(一)菊花御紋草ト同一又ハ類似ノ形狀ヲ有スルモノ

(二)秩序若クハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

一、實用新案權ハ登録ニ依リ發生ス
實用新案權者ハ其ノ登録ヲ受ケタル物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

同一又ハ類似ノ考案ニ關シテハ、實用新案權ハ其出願前ノ出願ニ係ル特許權又ハ意匠ニ依リ制限ヲ受ケルモノトス

一、實用新案權ノ存続期間ハ三年トス。前項ノ期間ハ三年間之ヲ延長スルコトヲ得

一、實用新案ノ登録ヲ受ケタル物品ヲ業トシテ偽造、模造シタル者、又ハ偽造品、模造品ヲ業トシテ販賣、擴付若クハ使用シタル者ハ、三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
實用新案ノ登録登録ヲ受ケタル物品ト同一又ハ類似ノモノヲ業トシテ輸入シタル者、又ハ其ノ物品ヲ業トシテ販賣、擴付若クハ使

實用新案法

ヲ差出スヘシ。但シ特許局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ更ニ其ノ提出ヲ命スルコトヲ得

○商標登録年比較 (第三十二次農商務統計表による)

年次	出願數	登録數	拒絶	無効	出願無効	出願取消
大正元年	1166	707	459	0	234	0
同 二年	1107	661	446	0	446	0
同 三年	1133	726	407	0	407	0
同 四年	1334	693	641	0	1001	0

用シタル者ハ、罰金項ニ同シ

前二項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

(一)詐偽ノ所爲ヲ以テ實用新案ノ登録ヲ受ケタル者

(二)實用新案ノ登録ヲ受ケサル物品、又ハ其ノ容器、包裝等ニ、實用新案登録ノ標記ヲ附シ、若クハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者、又ハ其ノ物品ヲ販賣又ハ擴付シタル者

(三)實用新案ノ登録ヲ受ケサル物品ヲ販賣又ハ擴付スル爲メ、廣告、看板、引札等ニ其ノ物品力實用新案ノ登録ニ係ルコトヲ表示シ、又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲナシタル者

○實用新案法施行規則(明治四十二年十月) 摘要

一、實用新案ノ登録ヲ受ケムトスル者ハ、一實用新案ニ付一物品毎ニ一通ノ願書ヲ作り、之ヲ特許局ニ差出スヘシ

一、願書ニハ願書ニハ實用新案ノ説明ニ必要ナル部分ヲ示シ、之ニ其ノ説明及ヒ登録請求ノ範圍ヲ記載スヘシ。但シ其ノ説明及ヒ登録請求ノ範圍、別紙ニ記載シ、願書ノ一部トシテ差出スコトヲ得

○實用新案登録年比較 (第三十二次農商務統計表による)

年次	出願數	登録數	拒絶	無効	出願無効	出願取消
大正元年	1110	393	717	0	110	0
同 二年	1211	377	834	0	108	0
同 三年	1277	512	765	0	113	0
同 四年	1476	510	966	0	1181	0

交通

○道路 全國の道路は之を大別して國道、縣道、里道の三種となす。即ち國道は國家専ら之が築造及修繕を負擔するものにして東京より各開港場に達するもの、東京より伊勢宗廟及各府各鎮臺に達するもの、東京より各縣廳に達するもの及各府各鎮臺を拘聯するもの、東京より鎮守府に達するもの及鎮守府と鎮臺とを拘聯するものはこれに屬す。其幅員道敷四間以上、並木敷、濶拔取を合せて三間以上、すべて七間より狭少なざるものを云ふ。現今我國に於ける國道の最も主要なる者は、東海道中仙道與羽街道伊勢街道等なり。又縣道は其修築改繕に要する經費の負擔共に府縣經費に屬する者にして各縣を接續し及各鎮臺より分營に達するもの、各府縣本廳より其支廳に達するもの著名區より都府に達し或は其各區に非選すべき便宜の海港等に達するものは之に屬す。其幅員は五間乃至四間と定む。又里道は修築改繕の經費を市町村區に於て負擔する者にして、三等に分れ一等は彼此の數區を貫通し、或は甲區より乙區に達するもの、二等は用水堤防、牧畜、坑山、製造所等の爲め該區人民の協議に依つて設くるもの、三等は神社佛閣及田畑耕種の爲めに設くるもの即ちこれなり。其幅員は一定せず、里道は市町村區等に於て經費を負擔すれども或る路線に對し特に國費を以て改修せるもの及び國庫より補助金を交附して改良工事を行はしめたるものなきに非ず。是等國、縣、里道に費す所の工費は明治三十四年度以降十箇年の平均に依れ

○東京日本橋より道府縣元票に至る里程

地方	道府縣	地名	經過の地名	里程
京都府	京都市	同	東海道線山科を経て	二六
大阪府	大阪市	同	東海道線山科を経て	二六
神奈川縣	横浜市	同	東海道線神奈川を経て	二六
兵庫縣	神戸市	同	東海道線神戸を経て	二六
長崎縣	長崎市	同	東海道線長崎を経て	二六
新潟縣	新潟市	同	東海道線新潟を経て	二六
埼玉縣	浦和市	同	東海道線浦和を経て	二六
群馬縣	前橋市	同	東海道線前橋を経て	二六
千葉縣	千葉市	同	東海道線千葉を経て	二六
茨城縣	水戸市	同	東海道線水戸を経て	二六
栃木縣	宇都宮市	同	東海道線宇都宮を経て	二六
奈良縣	奈良市	同	東海道線奈良を経て	二六
三重縣	津市	同	東海道線津を経て	二六
愛知縣	名古屋市	同	東海道線名古屋を経て	二六
鳥取縣	鳥取市	同	東海道線鳥取を経て	二六
山梨縣	甲府市	同	東海道線甲府を経て	二六
滋賀縣	大津市	同	東海道線大津を経て	二六
岐阜縣	岐阜市	同	東海道線岐阜を経て	二六
長野縣	長野市	同	東海道線長野を経て	二六
宮城縣	仙台市	同	東海道線仙台を経て	二六
福島縣	福島市	同	東海道線福島を経て	二六
岩手縣	盛岡市	同	東海道線盛岡を経て	二六

東京日本橋より道府縣元票に至る里程

道府縣	地名	經過の地名	里程
岡山縣	岡山市	東海道線岡山を経て	二六
廣島縣	廣島市	東海道線廣島を経て	二六
山口縣	山口町	東海道線山口を経て	二六
和歌山縣	和歌山市	東海道線和歌山を経て	二六
徳島縣	徳島市	東海道線徳島を経て	二六
香川縣	高松市	東海道線高松を経て	二六
愛媛縣	松山市	東海道線松山を経て	二六
高知縣	高知市	東海道線高知を経て	二六
福岡縣	福岡市	東海道線福岡を経て	二六
静岡縣	静岡市	東海道線静岡を経て	二六
佐賀縣	佐賀市	東海道線佐賀を経て	二六
熊本縣	熊本市	東海道線熊本を経て	二六
宮崎縣	宮崎市	東海道線宮崎を経て	二六
鹿兒島縣	鹿兒島市	東海道線鹿兒島を経て	二六

○全國道路延長
 ば毎年額道路費一千四百七十一萬三千二百二十五圓、積算費三百九十一萬五千七百七十五圓合計一千八百六十二萬九千九百圓を算す。而して政府は國費を以て支辨すべしとの根本方針に基き始めて我國に道路法を新制し道路の區別と其の變更等を完全に規定せんと計畫しつゝあれば、我財政状態の舊に復するを俟ち近く之が實施を見るに至るべきが、今は唯だ明治初年の太政官布令等を基として取扱ひ居れば、道路の種類すら明瞭に缺く、亦じむを得ざるなり。茲に全國道路の延長里程を示せば左の如し。

年次	國道	縣道	里道	道合	計
明治卅五年末	二、二五、三	八、五〇、一	一〇〇、二、七	一一〇、五、一	一三二、五、一
同 四十年末	二、四六、四	六、〇三、六	九三、三、一	一〇一、八、二	一二〇、五、三
大正元年末	二、一七、七	九、一七、〇	一〇七、〇、九	一一八、九、六	一三〇、七、六

地名	道府縣	所在地名	經過の地名	里程
島根縣	松江	同	東海道線松江を経て	二六
松江	同	同	東海道線松江を経て	二六

國有鐵道の最近開通線並未開通線

加利弗阿	自コロンビア領地	八、四	英領殖民地	二、五
南阿	聯邦	一〇、九	佛領殖民地	一、九
獨領殖民地		二、九	伊領殖民地	九
總計		一六、二	佛領殖民地	一、〇

國有鐵道の最近開通線並未開通線

(六月一以降)

線名	開業期
濱田線	六年五月
北條線	六年六月
西條線	六年六月
津和野線	七年七月
輕便鐵道	七年八月
大角線	七年十月
平野線	七年十月
宮地線	七年十月
小濱線	七年十一月
新庄線	七年十一月
宗谷線	七年十一月
(以下略)	

國有鐵道豫定線路

- 一、甲府より岩淵に至る鐵道
- 一、岐阜より多治見に至る鐵道
- 一、前項線路より分岐して高山を経て富山に至る鐵道
- 一、石巻より小牛田に至る鐵道
- 一、盛岡より宮古若山田に至る鐵道
- 一、羽越線より分岐して半澤に至る鐵道
- 一、船橋より佐倉に至る鐵道
- 一、北條より勝浦に至る鐵道
- 一、廣島より清田に至る鐵道
- 一、琴平より山田に至る鐵道
- 一、西條より松山に至る鐵道
- 一、八代より川内に至る鐵道
- 一、熊本より大分に至る鐵道
- 一、長尾より原田に至る鐵道

鐵道豫定工事

- 一、七年度より着手すべきもの
- 一、六年度より繼續工事
- 一、久留米より山鹿を経て熊本に至る鐵道
- 一、百子岸より網走に至る鐵道
- 一、留萌より増毛に至る鐵道
- 一、名寄より湧別に至る鐵道
- 一、大角より栗野に至る鐵道
- 一、盛岡より橋場に至る鐵道
- 一、東俱知安より俱知安に至る鐵道

國有鐵道資本線路車輛走行哩

種別	大正三年度	同四年度	種別	大正三年度	同四年度
客車	一、〇、九、三	一、〇、〇、六	座席總數	二、五、四、七	二、五、一、九
貨車	一、六、四	一、六、三	其無蓋車	二、三、一、〇	二、三、〇、五
其他	二、六、二	二、六、八〇	其他	三、六	六九
計	六、六、九	六、八、三六	計	四、三、一	四、三、九

國有鐵道資本線路車輛走行哩

種別	大正三年度	同四年度
客車	一、〇、九、三	一、〇、〇、六
貨車	一、六、四	一、六、三
其他	二、六、二	二、六、八〇
計	六、六、九	六、八、三六

國有鐵道資本線路車輛走行哩

種別	大正三年度	同四年度
客車	一、〇、九、三	一、〇、〇、六
貨車	一、六、四	一、六、三
其他	二、六、二	二、六、八〇
計	六、六、九	六、八、三六

國有鐵道營業成績

種別	大正三年度	同四年度	種別	大正三年度	同四年度
營業收入	五、三、七、三	五、五、七、三	營業收入	五、三、七、三	五、五、七、三
營業費	二、九、九、八	三、〇、八、九	營業費	二、九、九、八	三、〇、八、九
計	二、三、七、五	二、四、八、四	計	二、三、七、五	二、四、八、四

年次	會社數	調査ノ時	線路長一車	年現在	乗客數
大正元年度	一、二五	三、八四七、七六	一、八七五、二七二	九、八七五、二七二	七、一七五
同 二年度	一、七四	三、四一三、〇三	一、三六三、八二二	九、三六三、八二二	二、三九九、九九〇
同 三年度	三、七	三、九四四、四九	一、四八、六一九〇	九、一八、六一九〇	三、〇二五、五九六

○電氣鐵道 電氣鐵道は明治二十七年二月、京都電氣鐵道會社が、琵琶湖の水力を利用して、京都市に市街鐵道を起工したるに初まり、今日は全國人小都會に敷設せられ、都市の交通機關として最も重要なものとなれり

○電氣鐵道總路車輛乘客數

年次	會社數	調査ノ時	線路長一車	年現在	乗客數
明治二十八年	一	九、〇三	二	大正元年	四
同 三十年	一	九、〇三	二	同 二年	六
同 三十五年	一	六、五五八	四、三	同 三年	六
同 四十年	七	一、七四、〇六	一、九、九	同 四年	六

○馬車鐵道 馬車鐵道は、現東京市營電車の前身たる東京馬車鐵道會社が、明治十四年に東京に敷設したるを濫觴とし、爾來全國各地に設けられ、其哩程二百六十哩に上る

○馬車鐵道總路及車輛、馬匹、乘客數

年次	會社數	調査ノ時	線路長一車	年現在	乗客數
明治十五年	一	八、〇八	三	大正元年	四
同 二十年	一	九、五三	三	同 二年	四
同 三十年	八	六、三九	三、三	同 三年	三
同 四十年	三	三、七〇	七、九	同 四年	三

年次	馬	牛	人力車	其他
明治三十一年度末	四、六五	四、三六	一、〇四、四九	三、六三

年次	會社數	調査ノ時	線路長一車	年現在	乗客數
大正元年度末	八、七三	一、七、九三	三、〇、〇	三、〇、〇	三、〇、〇
同 二年度末	八、五二	一、七、三六	三、〇、〇	三、〇、〇	三、〇、〇
同 三年度末	八、二四	一、九、三三	三、〇、〇	三、〇、〇	三、〇、〇
同 四年度末	八、〇九	一、八、九六	三、〇、〇	三、〇、〇	三、〇、〇

○鐵道諸規則

○乘車券、乗船券通用期間
普通乘車券の通用期間は左の如く孰れも發行當日より起算するものとす

- 一、片道乘車券
五十哩未満は一日 五十哩以上百哩未満は二日、百哩以上は百哩若くは其未滿を增す毎に一日を加ふ。
- 一、往復乘車券
片道五十哩未満は三日 五十哩以上は片道通用期限の二倍(但電車運轉區間内各縣相互間發着の分は五日)
- 一、乗船券

區	片道	往復
青森 函館間	二日	四日
舞鶴 宮津間	一日	三日
宮津 文珠府中間	一日	三日
岩瀧 須津間	一日	三日
宇野 高松間	一日	三日
宮島 嚴島町間	一日	三日
下關 門司間	一日	三日
下關 (門司) 釜山間	七日	十四日

鐵道諸規則

○途中下車規程

一、旅客は其の乘車券片道二十五哩以上の場合に限り左の標準に依り任意の驛に於て途中下車を爲し再び他の列車に乗継ぐことを得

- 一、院線内片道 三十五哩以上三百哩未満 二回
- 一、同 三百哩以上七百哩未満 三回
- 一、同 七百哩以上千二百哩未満 四回
- 一、同 千二百哩以上 五回
- 一、前項の回数を超えて途中下車を爲したるときは其乘車券は前途無効となる
- 一、途中下車を爲すときは其乘車券を提出して途中下車の明を必ず受くべし
- 一、特種賃金又は割引賃金を以て發賣する乘車券若くは種乘車券に依り旅行する者の途中下車回数は別に定めらる

○急行列車券

東京下關間、東京京都間、東京大津間、上野青森間、函館岩見澤間、門司鹿兒島間、島嶼間、青森間に運送する特別及び普通急行列車に乗る時は普通乘車券の外別に左の急行料金を要す

○特別急行列車料

一、特別急行列車料 四百里(一等) 五圓 未滿二等 三圓 以上二等 三圓

- 一、普通急行列車券料 遠近(拘)一等 圓五十錢 二等 五十錢
- 一、急行列車券は發行の日共五日間内に使用せらるべからず又特別急行列車の座席を豫約したる者は約束した日割の列車の外は使用する能はず

○寢臺券

寢臺車使用料金は左の如し但六年未滿の赤兒は同伴者が連れ込むも差支なし

- 一、特別及普通急行列車の寢臺
 - 一等寢臺 一、床一夜に付 一箇 四圓
 - 二等寢臺 一、二人床同 同 三圓五十錢
 - 二等寢臺 一、一人床同 同 二圓五十錢
- 一、九州と東北線と北海道線の普通急行列車と直通列車に連結の分
 - 一等寢臺 一、一人床一夜に付 一箇 三圓
 - 二等寢臺 一、二人床同 同 三圓五十錢
 - 二等寢臺 一、一人床同 同 二圓五十錢
 - 二等輕便 一、一人床一夜に付 一箇 三十錢
 - 二等輕便 一、二人床同 同 (下段) 六十錢

鐵道規則

- 一、寢臺の使用は大凡午後八時より翌午前八時迄とす
- 一、一旦買求めた寢臺券は左の場合の外は料金全額の拂戻を受ける能はず
- 一、列車の出発する前までに其寢臺券を他の申込者に賣れたるとき
- 一、拂戻を申込みたる時迄に他の寢臺申込者に附せざりしとき
- 一、天災地變其他の事故で寢臺を使用すること能はざる時に使用時間の半以内

○通行税

等級	一哩	二哩	三哩	四哩	五哩
一等	五錢	十錢	十五錢	二十錢	二十五錢
二等	三錢	六錢	九錢	十二錢	十五錢
三等	一錢	二錢	三錢	四錢	五錢

定期乗車券

区間	等級	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	十二ヶ月
大田間	一等	11.10	31.10	51.10	111.10
	二等	7.10	21.10	41.10	81.10
	三等	4.10	13.10	23.10	46.10
新橋間	一等	10.10	30.10	50.10	110.10
	二等	6.10	19.10	39.10	79.10
	三等	3.10	10.10	20.10	40.10
神奈川間	一等	9.10	29.10	49.10	109.10
	二等	5.10	16.10	36.10	76.10
	三等	2.10	7.10	14.10	28.10
神戶間	一等	8.10	26.10	46.10	106.10
	二等	4.10	13.10	26.10	52.10
	三等	1.10	4.10	8.10	16.10
和歌山間	一等	7.10	23.10	43.10	103.10
	二等	3.10	10.10	20.10	40.10
	三等	1.10	3.10	6.10	12.10
池田間	一等	6.10	20.10	40.10	100.10
	二等	2.10	8.10	16.10	32.10
	三等	1.10	3.10	6.10	12.10
須磨間	一等	5.10	17.10	34.10	85.10
	二等	2.10	7.10	14.10	28.10
	三等	1.10	3.10	6.10	12.10
各駅間	一等	4.10	13.10	26.10	52.10
	二等	1.10	4.10	8.10	16.10
	三等	0.50	1.50	3.00	6.00

四五〇

- 一、定期乗車券は年齢十二歳未満の小児は半賃金とす、尤も此の場合には両親後見人等の年齢證明書を要す
- 一、定期乗車券の使用は記名當人に限る、若し他人の使用したる場合は乗車券を無効として取上げらる
- 一、定期乗車券にて優等車へ乗替へる時は乗替乗車券を受取るべし。若し之を受取らざる時は更に其の區間の普通賃金を拂ふものとす
- 一、定期乗車券にて無賃手荷物並自用自転車は託送する能はず
- 一、列車の運轉が三日以上引續き中止したる場合の外賃金の拂戻を受ける能はず
- 一、定期乗車券の紛失したときは直ぐに乗車券を購求した際に其旨届け出て、手数料五十錢を納むれば再交付を受ける事を得

○入場券

旅客迎送の際、乗降場に入らんとする人は入場券を購はざるべからず其の料金は金二錢にして東京驛に限り金五錢とす

○定期乗車券

- 一、定期乗車券は各區間各等共發行するものにして其の通用期間には、一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月、十二ヶ月の四種あり
- 一、定期乗車券の賃金は左記の通りにして普通旅客賃金より凡そ四割乃至八割引に當る
- 一、一ヶ年以上引續き定期乗車券を使用したる時には次より更に一割の割引あり
- 尤も期間經過後一週間に其以前の乗車券を返附せざれば此の割引はなし
- 一、定期乗車券の通用期間は月の十五日前なれば一日より、又十五日後なれば十六日より起算さる

○定期乗車券特定賃金

但し發着兩間哩程に端數ある場合に於ては之を四捨五入して本表に依る

区間	等級	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	十二ヶ月
大田間	一等	11.10	31.10	51.10	111.10
	二等	7.10	21.10	41.10	81.10
	三等	4.10	13.10	23.10	46.10
新橋間	一等	10.10	30.10	50.10	110.10
	二等	6.10	19.10	39.10	79.10
	三等	3.10	10.10	20.10	40.10
神奈川間	一等	9.10	29.10	49.10	109.10
	二等	5.10	16.10	36.10	76.10
	三等	2.10	7.10	14.10	28.10
神戶間	一等	8.10	26.10	46.10	106.10
	二等	4.10	13.10	26.10	52.10
	三等	1.10	4.10	8.10	16.10
和歌山間	一等	7.10	23.10	43.10	103.10
	二等	3.10	10.10	20.10	40.10
	三等	1.10	3.10	6.10	12.10
池田間	一等	6.10	20.10	40.10	100.10
	二等	2.10	8.10	16.10	32.10
	三等	1.10	3.10	6.10	12.10
須磨間	一等	5.10	17.10	34.10	85.10
	二等	2.10	7.10	14.10	28.10
	三等	1.10	3.10	6.10	12.10
各駅間	一等	4.10	13.10	26.10	52.10
	二等	1.10	4.10	8.10	16.10
	三等	0.50	1.50	3.00	6.00

定期乗車券特定賃金

区間	等級	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	十二ヶ月
大田間	一等	11.10	31.10	51.10	111.10
	二等	7.10	21.10	41.10	81.10
	三等	4.10	13.10	23.10	46.10
新橋間	一等	10.10	30.10	50.10	110.10
	二等	6.10	19.10	39.10	79.10
	三等	3.10	10.10	20.10	40.10
神奈川間	一等	9.10	29.10	49.10	109.10
	二等	5.10	16.10	36.10	76.10
	三等	2.10	7.10	14.10	28.10
神戶間	一等	8.10	26.10	46.10	106.10
	二等	4.10	13.10	26.10	52.10
	三等	1.10	4.10	8.10	16.10
和歌山間	一等	7.10	23.10	43.10	103.10
	二等	3.10	10.10	20.10	40.10
	三等	1.10	3.10	6.10	12.10
池田間	一等	6.10	20.10	40.10	100.10
	二等	2.10	8.10	16.10	32.10
	三等	1.10	3.10	6.10	12.10
須磨間	一等	5.10	17.10	34.10	85.10
	二等	2.10	7.10	14.10	28.10
	三等	1.10	3.10	6.10	12.10
各駅間	一等	4.10	13.10	26.10	52.10
	二等	1.10	4.10	8.10	16.10
	三等	0.50	1.50	3.00	6.00

定期乗車券特定賃金

大坂間	一等	九〇	二六	三〇	四八〇	殿宮	一等	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
中山賣塚間	二等	六〇	二四	二六	三九〇	殿宮	二等	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	三等	三〇	一四	一六	二四〇	殿宮	三等	五〇	五〇	五〇	五〇

○學生定期乗車券
一、學生定期乗車券は學校生徒に限り買ふことを得

一、學生定期乗車券は三等のみにしては通用期間は一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月の三種あり
一、學生定期乗車券賃金は左表の如く普通乗

賃金より凡そ四割五分乃至八割引に當る
一、其の他の事項は普通定期乗車券と略同一であります

○學生定期乗車券賃金

明間	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月
一ヶ月	〇・五九	〇・九五	一・三〇	一・一〇	一・五〇	一・九〇	一・二〇	一・六〇	二・〇〇
三ヶ月	一・一五	一・五〇	一・八五	一・七〇	二・一〇	二・五〇	一・八〇	二・二〇	二・六〇
六ヶ月	一・八〇	二・一五	二・五〇	二・三〇	二・七〇	三・一〇	二・四〇	二・八〇	三・二〇

二十哩以上一哩を附す毎に下記の金額を加ふ

一ヶ月	〇・三〇	〇・四〇	〇・五〇
三ヶ月	〇・九〇	一・二〇	一・五〇
六ヶ月	一・五〇	一・九〇	二・三〇

但し券着兩脚間哩に端數ある場合に於ては之を四捨五入して本表に依る

○同數乗車券

區	間	等級	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月
神奈川	櫻木町間	三	〇・八五	一・二〇	一・五五
宮島	殿島町間	三	一・一五	一・五〇	一・八五
大阪	池田間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇
池田	賣塚間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇
池田	賣塚間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇
兵庫	須磨間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇
淡路	須磨間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇
各縣	奈良間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇

一、同數乗車券は各縣間等發行し得るものにして一册二十五回の乗用に對し九十日間

の通用期間あり
一、同數乗車券賃金は左表の如く普通旅客賃金より凡そ二割乃至三割引に當る

一、同數乗車券は別に小兒用として發行せざれど小兒二名以上同時に使用するときは二名若しくは二名未満毎に一葉の割にて乗ること

とを得
一、同數乗車券の使用は記名當人及其の家族俣婢に限り其外の者は使ふことを得ず
同數乗車券は乗車の際切離して持參する

とき若しくは下車の際改換なきものは無効となる
一、一旦購ふたる同數乗車券は如何なることあると賃金の拂戻をせず

一、同數乗車券にて優等車へ乗り換へるときには必ず乗換乗車券を受取若し之を受けとらざれば更に其の區間の普通賃金を拂ふものとす

同數	回數	廿五回			廿五回			廿五回		
		一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等
一	一	一五〇	九〇	六〇	一五〇	九〇	六〇	一五〇	九〇	六〇
二	二	三〇〇	一八〇	一二〇	三〇〇	一八〇	一二〇	三〇〇	一八〇	一二〇
三	三	四五〇	二七〇	一八〇	四五〇	二七〇	一八〇	四五〇	二七〇	一八〇
四	四	六〇〇	三六〇	二四〇	六〇〇	三六〇	二四〇	六〇〇	三六〇	二四〇
五	五	七五〇	四五〇	三〇〇	七五〇	四五〇	三〇〇	七五〇	四五〇	三〇〇
六	六	九〇〇	五四〇	三六〇	九〇〇	五四〇	三六〇	九〇〇	五四〇	三六〇
七	七	一〇五〇	六三〇	四二〇	一〇五〇	六三〇	四二〇	一〇五〇	六三〇	四二〇
八	八	一二〇〇	七二〇	四八〇	一二〇〇	七二〇	四八〇	一二〇〇	七二〇	四八〇
九	九	一三五〇	八一〇	五四〇	一三五〇	八一〇	五四〇	一三五〇	八一〇	五四〇
一〇	一〇	一五〇〇	九〇〇	六〇〇	一五〇〇	九〇〇	六〇〇	一五〇〇	九〇〇	六〇〇
一〇	一〇	一五〇〇	九〇〇	六〇〇	一五〇〇	九〇〇	六〇〇	一五〇〇	九〇〇	六〇〇

但し發着兩脚間哩程に端數ある場合に於ては四捨五入して本表に依る
萬世橋中野間上野東京間の各縣相互間に於ては同區間特定賃金の二十五回分が前表の賃金より安ければ之に依ることとす

○同數乗車券特定賃金

區	間	等級	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月
新橋	と藤澤鎌倉間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇
大阪	三田間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇
大阪	須磨間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇
兵庫	舞子間	三	一・〇〇	一・三〇	一・六〇

定期乗車券特定賃金

神奈川 櫻木町間	100.00	大阪 神崎間	110.00	兵庫 須磨石間	100.00
川上 藤澤鎌倉間	100.00	大阪 西宮間	110.00	兵庫 明石間	100.00
品川 藤澤鎌倉間	100.00	大阪 舞子間	110.00	兵庫 須磨石間	100.00
品川 藤澤鎌倉間	100.00	大阪 舞子間	110.00	兵庫 須磨石間	100.00
品川 藤澤鎌倉間	100.00	大阪 舞子間	110.00	兵庫 須磨石間	100.00
品川 藤澤鎌倉間	100.00	大阪 舞子間	110.00	兵庫 須磨石間	100.00
品川 藤澤鎌倉間	100.00	大阪 舞子間	110.00	兵庫 須磨石間	100.00
品川 藤澤鎌倉間	100.00	大阪 舞子間	110.00	兵庫 須磨石間	100.00
品川 藤澤鎌倉間	100.00	大阪 舞子間	110.00	兵庫 須磨石間	100.00
品川 藤澤鎌倉間	100.00	大阪 舞子間	110.00	兵庫 須磨石間	100.00

〇割増割引 一、普通團體、二十五人以上、一團となり二十哩以上の區間を乗る場合は左の通りの割引あり

第一期 (自三月二十一日) 至五月十一日

第二期 (自一月十日) 至五月十日

第三期 (自二月一日) 至六月一日

人員	二十哩以上五十哩未満	五十哩以上百哩未満	百哩以上二百哩未満	二百哩以上三百哩未満	三百哩以上
未滿	100	130	170	210	250
以上	110	140	180	220	260
以上	120	150	190	230	270
以上	130	160	200	240	280
以上	140	170	210	250	290
以上	150	180	220	260	300
以上	160	190	230	270	310
以上	170	200	240	280	320
以上	180	210	250	290	330
以上	190	220	260	300	340
以上	200	230	270	310	350
以上	210	240	280	320	360
以上	220	250	290	330	370
以上	230	260	300	340	380
以上	240	270	310	350	390
以上	250	280	320	360	400
以上	260	290	330	370	410
以上	270	300	340	380	420
以上	280	310	350	390	430
以上	290	320	360	400	440
以上	300	330	370	410	450
以上	310	340	380	420	460
以上	320	350	390	430	470
以上	330	360	400	440	480
以上	340	370	410	450	490
以上	350	380	420	460	500

一、労働團體、同一工場の職工及び其世話人により組織せるもの五十人以上團體となり十哩以上の區間を乗る場合には三等に限り左表の如く割引す。但世話人の數は職工五十人に付三人以下と限らる。

人員	十哩以上五十哩未満	五十哩以上
未滿	100	150
以上	110	160
以上	120	170
以上	130	180
以上	140	190
以上	150	200
以上	160	210
以上	170	220
以上	180	230
以上	190	240
以上	200	250
以上	210	260
以上	220	270
以上	230	280
以上	240	290
以上	250	300
以上	260	310
以上	270	320
以上	280	330
以上	290	340
以上	300	350
以上	310	360
以上	320	370
以上	330	380
以上	340	390
以上	350	400

一、學生團體、同一官、公私立學校の學生、生徒職員及附添人を要する生徒の附添人に依り組織せるもの二十五人以上一團となり十哩以上の區間を旅行する場合は三等に限り左表の如く割引す

人員	第一期 (自三月廿一日) 至五月十一日	第二期 (自一月十日) 至五月十日	第三期 (自二月一日) 至六月一日
未滿	100	110	120
以上	110	120	130
以上	120	130	140
以上	130	140	150
以上	140	150	160
以上	150	160	170
以上	160	170	180
以上	170	180	190
以上	180	190	200
以上	190	200	210
以上	200	210	220
以上	210	220	230
以上	220	230	240
以上	230	240	250
以上	240	250	260
以上	250	260	270
以上	260	270	280
以上	270	280	290
以上	280	290	300
以上	290	300	310
以上	300	310	320
以上	310	320	330
以上	320	330	340
以上	330	340	350
以上	340	350	360
以上	350	360	370
以上	360	370	380
以上	370	380	390
以上	380	390	400
以上	390	400	410
以上	400	410	420
以上	410	420	430
以上	420	430	440
以上	430	440	450
以上	440	450	460
以上	450	460	470
以上	460	470	480
以上	470	480	490
以上	480	490	500

一、以上の割引は各表所定の人員、又は哩程に達せざる場合にても、それだけの賃金を拂へば同一の取扱を受くるものとす

一、割引賃金は一人毎に勘定し座位は錢位に切上ぐ

一、四年以上二十年未満の小兒及尋常小學校生徒は前の大人割引賃金の半額なり

一、百人以上の團體なれば人数百人に付世話人一人の割合にて無賃にて乗ることを得

一、團體は豫め鐵道院の承諾を受けたる場合の外途中驛に下車して再び他の列車に乘續ぐことを得ず

一、團體割引の約束をするときは豫定賃金

〇小荷物運賃

一、割引内の擔保金を徴することあり但し其の擔保金は違約等の場合には沒收せらる

〇旅客攜帶品一時預入レノ手續

一、預り品の賃金は一個に付一日分左の如し

重量三十斤未満 一日 金二錢

重量三十斤以上 一日 金四錢

自轉車又は小兒車 一日 金五錢

〇旅客手荷物

一、旅客其の旅行に必要な物品を託送するときは手荷物として之を引受け一等旅客一人に付(百斤)二等同(六十斤)三等同(三十斤)までは無賃にて託送す

一、託送手荷物及旅客攜帶手荷物は一個金五錢の配達料にて停車場より凡一里半以内の地に限り配達す

小荷物運賃

帝國海運の發達

本表には關東州在籍船を包含せず

年次	隻數	總噸數	噸一隻當	年次	隻數	總噸數	噸一隻當
明治二十五年	三五	一五七、四七〇	四、九	同 四十年	一、五七四	一、二八、六九三	七、四
同 三十年	六六	四三九、六二四	六、六	大正元年	一、九八一	一、四〇、三三九	七、三
同 三十五年	一、〇三三	六〇四、六二七	五、八	同 二年	二、〇七三	一、五三、九四一	七、三
				同 三年	二、一三三	一、五七、〇三五	七、三
				同 四年	二、一三三	一、六四、九〇〇	七、七
				同 五年	二、二四八	一、六九〇、四八七	七、五

○登簿船積置別

種別	汽船		帆船		合計
	一年末	八月末	一年末	八月末	
二十噸以上	七五三	一、〇四七	三、三〇五	八、二〇三	三、三〇五
百噸未満	三三、九一〇	四三、七〇〇	一九、〇七七	三六、七九	一九、〇七七
百噸以上	三、八九	四、五五	一、〇〇八	一、八五	一、〇〇八
五百噸未満	八五、九七七	一〇一、六七八	一、六〇六	二、五〇、八四	一、六〇六
五百噸以上	一、四〇	一、七六	一	一、四一	一
千噸未満	一〇三、三七六	一二八、三五五	八三三	一、三四一	八三三
千噸以上	三六	三六一	一	一	一
千噸以上	四九、八四四	五〇、五九四	二、四三	二、四三	二、四三
合計	一、一六八	一、三二九	一、一七二	一、三二九	一、一七二

○登簿石數帆船積置別

種別	引	明治四十一年末	大正六年八月末
二百石以上	船數	一、三三〇	一、〇一〇
二百石未満	積石數	二〇、一一三	三三、〇七七
五百石以上	船數	一五	四三
五百石未満	積石數	九六、五七七	三六、四三
千石未満	積石數		三六、四三

○日本の主なる船主

選信省調査に依

れば大正六年九月末現在に於て總噸數一千噸以上の汽船五千噸以上を所有せる者左の如し
 ▲内地在籍汽船
 船數 噸數 所 有 者
 九九 四五五、七五七 日本郵船株式會社
 五八 一九一、四六三 大阪商船株式會社
 一〇 八九、八〇四 東洋汽船株式會社

○列國の船舶隻數及噸數

(一九一六年六月現在)

ロイド登録簿に據る

國名	汽船		帆船		合計	
	隻數	噸數	隻數	噸數		
英國	八、四三三	一、八八三、五三六	六、一五	三〇九、五〇二	一四、〇八一	二、一八三、〇三八
本國	一、五七六	一、六三八、五三三	四、九六	二二八、〇一七	二、〇七三	一、七七一、四三三
殖民地	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八二	一、一八二、〇〇〇	二、一八二	二、一八二、〇〇〇
計	一〇、〇〇九	三、〇〇〇、〇〇〇	一二、二九三	一、〇〇〇、〇〇〇	二二、五〇二	四、〇〇〇、〇〇〇
美國	一、二八五	二、八五三、五五五	三、三三	一、三三三、〇〇〇	四、六一八	四、一八六、五五五
海峽	五二	一、三三三、〇〇〇	一、一	一、一〇〇、〇〇〇	五三	一、四三三、〇〇〇
比律賓	五	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇	六	二、〇〇〇、〇〇〇
計	一、三四二	五、一八六、五五五	五、四七	二、四三三、〇〇〇	八、八一九	七、六一九、五五五

列國の船舶隻數及噸數

列國の船舶隻数及噸數

國名	隻数	最大汽船名	同噸數	同所有者
亞爾然丁	1,900
亞爾然	2,300
白耳義	1,400
伯刺西爾	1,300
智那利	1,200
支馬那	1,100
政抹馬	1,000
和蘭	900
佛蘭	800
獨逸	700
希臘	600
伊太利	500
合計	21,334

○五千噸以上の船舶を有する諸國並に所屬最大汽船名

備考 本表には百噸以上の船舶のみを掲げ日本の帆船及東海に於ける商船數、北米の大湖に於ける木造船は登録簿に登載せられず又主として希臘、土耳其、南部露西亞及蘭領東印度に於ける小型汽船は登録簿より除外されあり

國名	隻数	最大汽船名	同噸數	同所有者
亞爾然丁	1,900
亞爾然	2,300
白耳義	1,400
伯刺西爾	1,300
智那利	1,200
支馬那	1,100
政抹馬	1,000
和蘭	900
佛蘭	800
獨逸	700
希臘	600
伊太利	500
露西亞
西班牙
瑞典
土耳其
北米合衆國
合計	21,334

○世界最大汽船

一九一六年發行ホキテーカー、アルマナツクに掲げ二萬噸以上を有する汽船を掲ぐ

汽船名	國籍	總噸數	速力	所有者
ビスマルク	獨逸	5,000
フアターランド	獨逸	4,800
イムヘラトール	獨逸	4,700
ブリタニア	英吉利	4,600
オリムピック	英吉利	4,500
アキタニア	英吉利	4,400
コルムバス	獨逸	4,300
スターテンダム	和蘭	4,200
モーレタニア	英吉利	4,100
ベルゲンランド	白耳義	4,000
シロウ、ワシントン	獨逸	3,900
カイゼラ、オーダスト	獨逸	3,800
アドリアチック	英吉利	3,700
バルチック	英吉利	3,600
アラバ	英吉利	3,500
アメリカ	英吉利	3,400
セドナ	英吉利	3,300
セルネ	英吉利	3,200
ライプム、オ、スワラ	獨逸	3,100
ノルディック	獨逸	3,000
ノルディック	獨逸	2,900
ノルディック	獨逸	2,800
ノルディック	獨逸	2,700
ノルディック	獨逸	2,600
ノルディック	獨逸	2,500
ノルディック	獨逸	2,400
ノルディック	獨逸	2,300
ノルディック	獨逸	2,200
ノルディック	獨逸	2,100
ノルディック	獨逸	2,000

○私立造船所及造船數

(進水船)

年次	未現在汽船	造船所船數	總噸數	帆船	汽船	總噸數	合計
大正元年	3,368	4,135	3,368	3,368	4,135	7,503	
大正二年	2,113	5,133	2,113	2,113	5,133	7,246	

世界最大汽船

四六〇

日本の造船力

大正三年

1914

1915

1916

1917

1918

1919

大正四年

1915

1916

1917

1918

1919

1920

1921

○日本の造船力 全国に於て總噸數一千噸以上の船舶を建造し得る船臺を有する造船所並に其船臺を示せば左の如し

石川島造船所	三臺
淺野造船所	七臺(計畫中)
同 神戸分工場	四臺(計畫中)
横濱船渠會社	二臺
横濱鐵工場(内田氏經營)	二臺(計畫中)
浦賀船渠會社	五臺
鳥羽造船所	三臺
大阪鐵工所(櫻島)	七臺

大阪鐵工所(因の島)	六臺
藤永田造船所	三臺
松尾鐵工所	二臺
小野造船所	三臺
原田造船所(木津川新工場)	六臺(計畫中)
大阪鐵工造船所	五臺(同)
新堂造船所	三臺
木津川造船所	二臺
原造船所	二臺
大原造船所	一臺
名村造船所	三臺(計畫中)

松田造船所	二臺
朝日造船所	一臺
大阪繁業造船所	一臺
川崎造船所	五臺
三菱造船所(神戸)	二臺
三菱造船所(長崎)	七臺
吉浦造船所(山本氏經營)	五臺
深川造船所	一臺(千噸型)
栃木造船所	一臺(同)
計二十八箇所	九十四臺

○列國造船數

國名	一九一四年	一九一五年	一九一六年	國名	一九一四年	一九一五年	一九一六年
英吉利	1,555,170	1,700,000	1,700,000	瑞典	29	14	33
北米合衆國	15	27	27	伊太利	54	41	7
和蘭	674	29,912	2,500,000	西班牙	9	11	10
獨逸	184	5,571	2,081,800	支那	68	16	16
日	1,140	1,630,000	2,500,000	露亞	14	3	13
諸島	67	5,100	4,000	支那	3	3	3
丁	5	3,000	4,000	露亞	28	78	78
佛蘭	19	3,000	3,000	義利	16	10,595	10,595
總計	1,600,000	1,600,000	1,600,000	總計	1,600,000	1,600,000	1,600,000

本表中一九一四年及一九一五年はブラッドストリート所載又一九一六年は米國管船局調査に據る

○日本郵船、大阪商船、東洋汽船三株式會社に對する遞信省命令航路並配船表

(大正六年四月一日現在)

航路	海里程	命令期間	各船總噸數	速力(二時間)	船數	補助金
北米航路(西廻)	2,000	自大正六年一月一日至同六年十二月卅一日	五千五百噸以上	一四以上	九	1,000,000
歐洲航路(西廻)	4,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
歐洲航路(東廻)	4,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
澳洲航路	11,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
上海線	700	自大正四年十月一日至同七年三月卅一日	三千噸以上	最速一四以上	三	1,000,000
北支那線	2,000	同上	二千五百噸以上	最速三以上	三	1,000,000
樺太線	600	自大正五年四月一日至同七年三月卅一日	〇百噸以上	〇〇以上	一	1,000,000
北米航路(西廻)	2,000	自大正五年一月一日至同六年十二月卅一日	五千五百噸以上	一四以上	二六	1,000,000
歐洲航路(西廻)	4,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
歐洲航路(東廻)	4,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
澳洲航路	11,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
上海線	700	自大正五年四月一日至同七年三月卅一日	二千噸以上	最速一四以上	三	1,000,000
北支那線	2,000	同上	二千噸以上	最速一四以上	三	1,000,000
樺太線	600	自大正五年四月一日至同七年三月卅一日	〇百噸以上	〇〇以上	一	1,000,000
北米航路(西廻)	2,000	自大正五年一月一日至同六年十二月卅一日	五千五百噸以上	一四以上	二六	1,000,000
歐洲航路(西廻)	4,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
歐洲航路(東廻)	4,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
澳洲航路	11,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
上海線	700	自大正五年四月一日至同七年三月卅一日	二千噸以上	最速一四以上	三	1,000,000
北支那線	2,000	同上	二千噸以上	最速一四以上	三	1,000,000
樺太線	600	自大正五年四月一日至同七年三月卅一日	〇百噸以上	〇〇以上	一	1,000,000
北米航路(西廻)	2,000	自大正五年一月一日至同六年十二月卅一日	五千五百噸以上	一四以上	二六	1,000,000
歐洲航路(西廻)	4,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
歐洲航路(東廻)	4,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
澳洲航路	11,000	同上	五千五百噸以上	一六以上	二六	1,000,000
上海線	700	自大正五年四月一日至同七年三月卅一日	二千噸以上	最速一四以上	三	1,000,000
北支那線	2,000	同上	二千噸以上	最速一四以上	三	1,000,000
樺太線	600	自大正五年四月一日至同七年三月卅一日	〇百噸以上	〇〇以上	一	1,000,000

日本郵船、大阪商船、東洋汽船三株式會社に對する遞信省命令航路並配船表

東洋汽船株式會社
 北米航路(西廻) 橫濱香港間
 桑港線 東廻 橫濱香港間
 南米航路(西廻) 橫濱香港間
 西岸線 東廻 橫濱香港間

自大正五年一月一日
 至同六年十二月三十一日
 同 上

一萬二千五百噸以上
 一萬三千五百噸以下
 六千噸以上
 九千七百噸以下

一八以上
 一〇以下
 三以上
 二以下

備考 北米航路ビューセツトサウンド線は日本郵船、大阪商船會社共同にて船數六隻を以て一箇年間二十六回の航運をなすものにして同航路に對する補助金額は五年七九二、九〇〇圓六年七六九、四七一圓なり

○日本郵船株式會社 同社は明治十八年の創立に保り當初は資本金壹千壹百萬圓、所有船五十八隻、總噸數六萬八千七百餘噸に過ぎざりしが、今日は資本金四千四百萬圓所有船百隻總噸數四十七萬噸外に多數の儲船を使用し、世界主要港に到る主要航路二十餘線を經營するに至れり。今其主要航路に於ける配船狀態を掲ぐれば次の如し

歐洲航路、二週一回定期船十三隻外に臨時船十餘隻。米國航路、香港「シャトル」線三週一回定期船四隻。神戸「シャトル」線、二週一回定期船三隻。外に臨時船數隻。澳洲航路定期船三隻。外に臨時船數隻。新西蘭航路、年四回、定期船一隻紐育航路、四週一回定期船八隻。南米航路、年三四回使用船二隻。孟買航路、二週一回定期船六隻外に臨時船數隻。又、甲谷岸航路、二週一回定期船六隻外に臨時船數隻。上海航路、橫濱上海線定期船五隻。神戸上海線定期船三隻。北支那航路、橫濱天津線、定期船三隻。神戸天津線、定期船四隻。青島航路、定期船一隻。臺灣航路、定期船二隻。向本邦東海岸線、北海道沿岸線、橫濱臺灣線、浦鹽線、樺太線等は各數隻宛配船せり

右の内紐育線、南米線、新西蘭線は最近開拓したる新航路にして、又歐洲航路は「スエズ」經由倫敦「アントワープ」に到るものなりしが

○東洋汽船株式會社

諸島、海峽殖民地、印度、加拿太、合衆國、歐洲等に亘り支店出張所三十三、代理店二百十六を設けず。

東洋汽船株式會社は明治二十九年七月現社長淺野對馬郎氏の發起創設に保り、其資本金三千二百五十萬圓なり。其經營に保る北米航路は香港及桑港を兩端とし、上海若くは「マニラ」、長崎、神戸、橫濱を經、「ホノルル」に寄港す。同航路の所用船六隻の内天洋丸、春洋丸の姉妹船は排水量二萬二千噸にして、全長五百七十一呎幅六十三呎、速力二十一海里、乘客定員一千百餘名其の大き日本第一の稱あり、これや丸、さいべりや丸は共に排水量一萬八千三百六十噸にして太平洋上著名の巨船なり。此の外日本丸は一萬一千噸、波斯丸は八千八百二十噸を算す。又南米航路は東洋南米間唯一の定期航路にして、香港を以て東洋の起點とし、門司、神戸、橫濱を經て、「ホノルル」「ヒロ」兩港に寄航し、更に北米桑港より加州「ローザンゼルス」市、墨國「サリナリ」ル「ス」港を經て「パナマ」運河の西端「バルボア」港に到り夫より南米に入り秘魯「カリヤオ」港、智利國「イキケ」及「バルパライソ」に達するを本航路の主線とす。同航路の所用汽船は下記三隻にして安洋丸は排水量一萬八千五百噸紀洋丸は一萬七千二百噸、靜洋丸は一萬三千八百噸なり。

而して同社近時は船腹の不足より生ずる日米間に於ける貨物の停滯を憂ひ、六隻の儲船を用ひて銳意之れが運搬に努力しつゝあり。尙ほ同社は新たに上海、麻尼刺に出張所を設置し、

○日清汽船株式會社 日清汽船株式會社は固と楊子江本支流に於ける邦人經營汽船會社統一の主意により創立せられたるものに

時局に際し地中海危險に陥りしが爲め、目下喜望峯迂回航路を取り「アントワープ」に寄港を廢し、倫敦と「リバプール」に交互寄港することとなしたり。

同社は本店を東京に置き、内地主要の地港及び倫敦、紐育、「シャトル」、香港、基隆、上海、天津、孟買、甲谷陀等に支店、出張所を設け其他内外國主要地に代理店を設置す。

○大阪商船株式會社 同社は明治十七年五月の創立に保り、當初は資本金百二十萬圓、所有汽船九十餘隻噸數一萬七千噸の小會社に過ぎざりしが、爾後頻りに事業の擴張を行ひ、現時に於ては資本金二千四百七十五萬圓(全額拂込)社債五百五十萬圓、諸積立金一千七百八十七萬圓、所有汽船百一十一隻、總噸數二十一萬九千噸、外に借入船二十隻五萬二千噸、營業航路は米國に至るものを始め臺灣朝鮮浦鹽支那沿岸に涉り普く東洋に於ける海上の交通網を構成するの外内地航路としては大阪神戸兩地を基點とし、伊勢紀伊沿岸より四國中國山陰九州沖繩列島に至る二十餘の線路を經營す。右航路に對する配船狀況は米國航路十隻、印度航路八隻、澳洲航路三隻、南洋航路三隻、臺灣航路十一隻、朝鮮航路七隻、支那航路十五隻、浦鹽航路二隻、及内地航路六十二隻等なり。又同社は本店を大阪市に置き、内地朝鮮、臺灣、支那、浦鹽、佛領印度支那、暹羅、南洋

して、今回社成立以前に遡りて其の沿革を記せば、元大東汽船株式會社は明治二十九年初めて上海蘇州間に小蒸汽船營業を開始し、次で上海杭州間、蘇州杭州間、蘇州鎮江間、鎮江清江浦間等に航路を擴張し、大阪商船株式會社は明治三十一年楊子池本流上海間漢口間航路を開始し、次て翌三十二年漢口宜昌線を開始し、湖南汽船株式會社は湖南省洞庭湖を中心とせる航運開拓の目的を以て明治三十五年五月漢口湘潭間に百二十九哩の航運を開始し、又日本郵船株式會社は明治三十六年五月英國「クペン」公同の船舶碼頭其他の設備を買収して上海漢口線を開始し、他の三會社が政府の補助航路たりしに對し、郵船會社は自由航路として著々地歩を進めつゝあり。然るに日露戦争の時運の趨勢は一層長江航運の發達を促すこと急なるに對し、我當局者は之等各社の統一合同の必要を認め、進んで各會社當事者と交渉協議の結果妥に一の新會社を設立することとなり明治四十年二月十三日第一回創業委員會を開き且に日清汽船株式會社の成立を見るに至れるなり。斯て同年四月一日より四會社の航路を繼承して營業を開始し次で前記諸線路の外新たに漢口常德線滬湖線の航路を開始し以て今日に至れり。

同社の資本金は現時八百十萬圓にして、所有船舶は大蒸汽船十五艘總噸數三四、二九一噸小蒸汽五艘、總噸數二九〇噸なり而して其航路中上海漢口線は汽船九艘を以て毎週六回の定期航行を爲し漢口宜昌線は汽船二艘を以て毎月六回漢口湘潭線は汽船二艘を以て毎週二回漢口常德線は汽船一艘を以て毎週一回の航行を爲し、又滬湖線は小蒸汽船を用ひし九江南昌間に毎月六回の航行を爲せり。

○船員 大正五年九月末

種別	大正四年九月末		大正五年九月末	
	内國人	外國人	内國人	外國人
船員手帖受有者	21,090	2,174	23,558	2,758
水先免狀受有者	2,000	3	2,003	1
海技種甲	1,000	178	1,178	127
海技種乙	1,000	3	1,003	3
船長	1,000	178	1,178	127
一等運轉士	1,000	3	1,003	3
二等運轉士	1,000	3	1,003	3
三等運轉士	1,000	3	1,003	3
合計	27,117	2,684	29,801	3,324

種別	大正四年九月末		大正五年九月末	
	内國人	外國人	内國人	外國人
船長	97	1	108	1
運轉士	11,516	1	12,601	1
機關士	1,133	1	1,134	1
一等運轉士	1,133	1	1,134	1
二等運轉士	1,133	1	1,134	1
三等運轉士	1,133	1	1,134	1
合計	14,807	4	15,980	4

○日本海員救濟會 日本海員救濟會は明治十三年の創業に係り、本部を東京市京橋區元敷寄屋町に置き、横濱、大阪、神戸、門司、長崎、函館、小樽の七箇所に出張所を、北海道、函館、小樽、門司、吳、佐世保、舞鶴、横須賀及各府縣に支部を設く。事業の目的は海員の養成及保護にして、各船主との間に海員の媒介供給を爲す。之が機關として高等海員養成所を横濱、神戸、長崎に、尋常海員養成所を横濱に、海員寄宿所を大阪、横濱、長崎、門司、神戸、函館、四日市に、病院を横濱、長崎、門司に設置す。又尋常海員養成練習の爲め、汽船岡後丸(總噸數三、八四七噸)豊橋丸(總噸數二、九〇四噸)を有す。現總裁は東伏見宮依仁親王殿下にして、副總裁は海軍大將伯爵樺山資紀氏、會長は男爵内田正敏氏なり。同會創立以來大正五年度に至る事業成績を概記せば、高等海員養成所を卒業し、海技免狀を受有せる者七千四百三十人、尋常海員(水夫)を養成したる數採用者四萬七千四百六十五人、成業者二萬一千三十二人、廢業者二

○帝國海事協會 帝國海事協會は範を英國ロイドに採り、明治三十二年十一月の設立に係り、官民の間に立ちて船政を贊襄し海事を戸蒙し以て我海軍の進歩發達を計るを目的とせる社團法人なり。東伏見依仁親王殿下を總裁に推戴し、男爵有地品之允理事長たり。會内に船級部義勇艦隊部等を置き、大阪及神戸に出張所を設く。同會が大正五年中に於て執行せる各種試験検査等の成績は、船材材料試験四、一三〇噸、船鎖六六〇筋、船用鎖其他四六九筋、備一四〇個索類七四五卷、汽船乾舷檢定標記一七件、船檢検査七件、船價鑑定一件、汽機檢査七件、船檢検査四七一件、機裝品檢査四〇件、船檢

○横濱より列國への距離 横濱港より世界各港への距離は左の如し

港名	距離	港名	距離
神戶	三三	安布コナ	九、六四
西貢	一、〇八五	那布爾	九、四〇五
香港	二、八〇〇	馬耳塞	一〇、一三五
新嘉坡	一、九五五	アララタ	九、九七二
馬尼刺	一、八〇二	アラマウス	一〇、三一一
海防	二、五〇七	倫敦	一一、三五六
バダウキヤ	三、二二九	倫敦	一一、三五六
ハナ	三、八〇〇	倫敦	一一、三五六
古倫	三、七〇〇	倫敦	一一、三五六
ボンナシエ	三、七〇〇	倫敦	一一、三五六
リオン	三、七〇〇	倫敦	一一、三五六
マドラス	三、七〇〇	倫敦	一一、三五六
カルカタ	六、〇七七	アンコナ	九、六四
孟買	六、二七八	那布爾	九、四〇五
亞丁	七、一七三	馬耳塞	九、九七二
蘇士	七、二七三	アララタ	一〇、一三五
ボートサイ	八、四八	アラマウス	一〇、三一一
亞歴山得	八、四八	倫敦	一一、三五六
プリンザシ	八、五九	倫敦	一一、三五六
トリエスタ	八、五九	倫敦	一一、三五六
馬ニ	八、五九	倫敦	一一、三五六
威尼	八、五九	倫敦	一一、三五六
ス	八、五九	倫敦	一一、三五六

横濱より列國への距離

四六七

▽英語學生の金科玉條

英國 マコーレー卿原著
 研究 者 奈良靜馬先生新譯

原文入對譯。詳註。四百五拾頁
 極美裝。定價八拾錢。送料八錢

ロード・クワンズ・ヴ・詳解全

りあ子冊の似類きな解詳
 れあ定指御とヴイラクの生先良奈

齊藤秀三郎氏曰く「英語を學ぶ者はクライヴ傳一卷を熟讀玩味せよ此一卷は以て英語の何物たるかを悉く得するに足る」と。本書はクライヴ通を以て名ある馬馬縣立中學英語主任教諭奈良先生が殆ど拾個年間研究の結果、一字一句吟味細説詳解せるもの之を繕讀するに従つて悉く血となり肉となり讀者をして忽ち英語學者たらしめずんば止まず、特に又

受験學生に唯一の虎の巻也 △

東 京 牛 込 行 發 社 北 南 達 牛 京 東
 通 坂 樂 神

通信

○郵便・電信・電話の發達 今日郵便制度は明治元年に郵便規則を定め、郵便司を置いて郵便事務取扱を開始せられしを嚆矢とす。其翌年に至り、初めて郵便規則制定せられ、郵便料の全國均一となるに及びて、郵便事務は大に面目を一新せり。明治七年には郵便爲替の制度成り、更に郵便貯金の道開け通信事業は一層進歩するに至れり。明治十年には萬國郵便條約に加入せしかばそれより外國との通信も其だ便利となりぬ。かくて我が郵便事業は益々進歩發達し、明治二十五年には小包郵便法設けられたり。これより先支那朝鮮の居留地に郵便局を置き、内地との通信の便宜をはかりつゝありしが、明治三十八年

○郵便及電信、電話局所函 明治三十五年以前は在朝鮮局所に関する事實を包含す○在支那郵便局には同用張を合算す

年次	郵便局	電信局	電話局	郵便切手	局長	年次	郵便局	電信局	電話局	郵便切手	局長
明治三十五年度	五、五三三	一一	一一	四、一〇〇	三	二年度同	七、三三六	一九	一九	一、〇八八	三
大正元年度同	七、三三六	一一	一一	四、一〇〇	三	三年度同	七、三三六	一九	一九	一、〇八八	三

年次	陸上郵便	海上郵便	湖上郵便	總計
明治三十五年度	一、一八三	一、六六六	一〇	一、七五九

郵便電信電話の發達

種別	大正四年		同五年	
	金額	通留	金額	通留
普通郵便	1,788,868.81	1,948,633.09	1,812,532.73	1,923,283.95
有料郵便	1,839,876.14	2,042,478.61	1,868,889.94	2,008,008.81
無料郵便	1,332,977.14	1,670,705.14	1,375,000.00	1,715,000.00
合計	4,961,722.09	5,661,816.84	5,056,422.67	5,646,292.80

○電報通数 (内地各局取扱) 大正六年九月七日官報所載

種別	大正四年		同五年	
	金額	通留	金額	通留
見本及雄形	3,333,833.33	3,333,833.33	3,333,833.33	3,333,833.33
農産物種子	3,333,833.33	3,333,833.33	3,333,833.33	3,333,833.33
合計	6,667,666.66	6,667,666.66	6,667,666.66	6,667,666.66

○郵便通数 (本邦及支那各局所、臺灣、朝鮮、滿洲各局取扱に併せての金額取立を包含す)

種別	大正四年度		同五年度	
	金額	通留	金額	通留
支那	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
南洋	500,000.00	500,000.00	500,000.00	500,000.00
合計	1,500,000.00	1,500,000.00	1,500,000.00	1,500,000.00

○郵便規則摘要

第一種 書状 四 匁迄毎に 三 錢五厘

第二種 往復葉書 三 錢

第三種 定期刊物(選信省の認可を受けたるものに限る) 二十匁迄毎に 五 厘

第四種 書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、畫、圖、商品見本及雄形、博物館學上の標本 三十匁迄毎に 二 錢

第五種 農産物種子 三十匁迄毎に 一 錢

○特別低料郵便物

一、無封書状 全部印刷(名宛年月日等を除く)したる無封の書状又は大部分を印刷したる選送状、保険申込書の類を謂ふ

二、市内特別取扱 同一郵便区内連接したる市内地を含む相互間に發着する郵便物にして其の種類及料金左の如し

一、有封同文書状 一箇に付 重量四匁迄金一錢五厘四匁以上は四匁迄毎に金一錢を加ふ

一、無封同文書状 一箇に付 重量十匁迄金一錢五厘十匁以上は十匁迄毎に金一錢を加ふ

一、第三種郵便物 一箇に付 重量二十匁迄四厘二十匁以上は二匁一箇以上を差出すときは三匁一箇分より重量二十匁迄毎に金三厘

○郵便物の容積及重量制限

一、第四種郵便物 一箇に付 重量三十匁迄金六厘三十匁以上は三匁一箇分より重量三十匁迄毎に金五厘

一、原簿配達料 毎に金五厘

三、約束郵便物 第三種郵便物にして毎月一回以上繼續刊行し且一ヶ月に百通以上差出するもの、但し約束郵便物として選信局の承諾を受けたるものに限る

四、官公署の無封書状 全部又は大部分を印刷したる官公署の事務に關する無封書状にして毎月一回以上繼續して一回百通一匁以上を差出すもの、但し約束郵便物として選信局の承諾を受けたるものに限る

○郵便物の容積及重量制限

普通郵便物 容積 長 二尺 幅 二尺 厚 二寸 重量 十斤

小包郵便物 容積 長 一尺 幅 一尺 厚 一寸 重量 五斤

電信規則摘要

追尾 (受信人の住所を追尾傳送するもの)
電報 (受信人の住所を追尾傳送するもの)
電報 (受信人の住所を追尾傳送するもの)
電報 (受信人の住所を追尾傳送するもの)

外國 (内地は電報、其の着局よりは郵便)
電報 (内地は電報、其の着局よりは郵便)
電報 (内地は電報、其の着局よりは郵便)

無線電報料

Table of wireless telegraph rates including categories like 無線電報料, 新聞電報, 官報, 私報, 同文料, 新聞電報, 官報, 私報, 同文料, 新聞電報, 官報, 私報, 同文料.

電話規則摘要

加入登記料

Table of telephone registration fees (加入登記料) with columns for area (種別) and fee (料).

Table of telephone rates (電話料) categorized by area (甲地, 乙地, 丙地, 丁地, 戊地, 己地).

呼出電話料

Table of outgoing telephone rates (呼出電話料) with columns for area (種別) and fee (料).

注意 (Notes regarding telephone regulations, including details on registration and usage.)

電話規則摘要

○振替貯金の科目

振替貯金とは
 口座に振り込まれた現金又は貯蓄の證券に
 依り振込み加入者相互の振替受拂又は當該口
 座より振出しして他人に振渡等主として振替引
 算に依り相互の取引を済ますものなるを以て
 商取引等には最も利便なり

基本
 一 加入に付十圓の基本預入を要す
 一 十圓以上とし最高額に制限なし
 一 振出證券一枚に付金千圓以内
 一 郵便貯金、振替貯金、中央金庫
 一 振込み得る證券
 一 郵便貯金、振替貯金、中央金庫
 一 振込み得る證券
 一 郵便貯金、振替貯金、中央金庫
 一 振込み得る證券

受取人の住所に付振渡を爲すものにして料金は證券一枚に付五錢

加入者又は指定を受つたる受取人左の各局に到り請求せば急速現金を受領すべし便利あり

東京中央、神田、逓信省構内、大阪中央、關東、東京、臺北、大連

振込料金は振込の際振込人納付すべきものなるに於て負擔する事を得

集金郵便及代金引換の取立金を取立の際直ちに差出人の口座に振込むことを得

公務員

文官任用令 (大正二年八月一日)

第一條 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規定ノ設クルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 勅任文官又ハ第五條第一項ノ資格ヲ有シ、一年以上勅任文官ノ職ニアリタル者、又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニアリタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三條 第五條第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニアリタル者、又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ハ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ、之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得、但シ大正二年勅令第二百六十二號第一條ニ掲グル文官ノ職ニ在リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 陸海軍將官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第五條 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一、高等試験行政科試験合格シタル者

二、高等官試験外交科試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者

三、二年以上判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者

文官任用令

四、務判所構成法ニ依り判事又ハ檢事タル資格ヲ有シ二年以上朝鮮總督府ノ判事若クハ檢事又ハ臺灣總督府法院若ハ關東都督府法院ノ判官若ハ檢察官ノ職ニ在リタル者

第六條 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一、中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者

二、高等試験令第七條ノ規定ニ依り高等試験豫備試驗ヲ受クル事ヲ得ル者

三、專門學校令ニ依り、法律學、政治學、行政學又ハ經濟學ヲ教授スル學校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四、普通試験ニ合格シタル者

五、高等試験ニ合格シタル者

六、三年以上文官ノ職ニ在リタル者

七、五年以上職員タル者

第七條 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技術ヲ要スル文官ハ、高等官ニ在リテハ高等試験委員、判任官ニアリテハ普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス

(附則) 従前ノ規定ニ依り文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依り之ヲ任用スルコトヲ得

○任用分限は舊の初級職級の規定を適用せざる文官に関する規定 (大正二年八月一日)

第一條 左ニ掲グル諸官ニハ文官任用令、文官分限令並高等官々等俸給令第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス

内閣書記官長 法制局長官
 名省次官、陸海軍次官(除ク)警視總監
 貴族院書記官長 衆議院書記官長
 内務省警保局長 勅任ノ各省參事官
 秘書官 秘書

第二條 教官、技術官其他特別ノ學術技術ヲ要スル文官ニハ高等官々等俸給令第四條ノ規定ヲ適用セス

(附則) 明治三十三年勅令第六十二號、明治四十三年勅令第五百八十八號及同年勅令第二百八十九號ハ之ヲ廢止ス

(參照) 明治三十三年勅令第六十二號ハ鐵道院總裁秘書ノ任用分限及官等ニ關スル規定ニシテ同四十二年勅令第二百八十八號ハ秘書官ノ任用及官地ニ關スル規定ナリ、又同年勅令第二百八十九號ハ内閣書記官長及各省官房長ノ任用及分限ニ關スル規定ナリ

○文官試験及見習に關する規定 (明治三十三年六月二十五日)

第一條 文官任用令第二條ノ規定ニ依り奏任文官ニ任用セラルヘキ資格ヲ有スル者ハ試験、同令第三條ノ規定ニ依り判任文官ニ任用セラルヘキ資格ヲ有スル者ハ見習トシテ各官廳ニ屬セシメ、其ノ職又ハ他ノ官廳ニ於テ事務ヲ練習セシムルコトヲ得

宮内官任用令

第二條 試補ハ奏任官ノ待遇、見習ハ判任官ノ待遇トス
第三條 試補ノ任免、奏薦及宣行ハ、奏任官、見習ノ例ニ依ル
第四條 試補ニハ一年六百圓以内、見習ニハ一月二十圓以内ノ俸給ヲ給スルコトヲ得

宮内官任用令(明治三十年十一月)

第一條 宮内勅任官ハ本令其ノ他ノ皇室令ニ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外左ノ資格ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス
一、滿二年以上高等官三等宮内官又ハ文官ノ職ニアル者及在リタル者、但シ特別ノ任用規定ニ依リ、在職スル者、及在職シタル者、並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク
二、滿二年以上宮内勅任官又ハ勅任文官ノ官職ニアリタル者、但シ特別ノ任用規定ニ依リ在職シタル者並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク
三、宮内勅任官又ハ勅任文官(特殊規定ニ依リ任用セラレタル者、並ニ教官技術官ヲ除ク)ノ職ニ在リタル者ニシテ第二條ノ資格ノ一ヲ有スル者
第二條 宮内奏任官ハ本令其ノ他ノ皇室令ニ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス
一、文官高等試験ヲ經テ其合格證書ヲ有ス

四八六

二、帝國大學法科大學又ハ學習院書大學科ノ卒業證書ヲ有スル者
三、滿二年以上宮内奏任官又ハ奏任文官ノ職ニアリタル者、但シ特別ノ任用規定ニ依リ在職シタル者並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク
第三條 宮内判任官ハ本令其ノ他ノ皇室令ニ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ任用ス
一、文官普通試験ヲ經テ其合格證書ヲ有スル者
二、文官高等試験ヲ經テ其合格證書ヲ有スル者
三、學習院中等學科又ハ宮内大臣ニ於テ、之ト同等若クハ同等ト認メタル學校ノ卒業證書ヲ有スル者
四、專門學校令ニ依リ、法律學、政治學、行政府學、又ハ經濟學ヲ教授スル私立學校ニ於テ三箇年ノ課程ヲ履修シ其卒業證書ヲ有スル者
五、滿二年以上宮内官又ハ文官ノ職ニアリタル者、但シ特別ノ任用規定ニ依リ、在職シタル者並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク
第四條 左ニ掲ケル宮内官ノ官制調査委員ノ銜ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得
宮内翻譯官 侍從及次侍從
式部官及式部職掌典神樂部職員

特別任用令摘要

○鐵道院職員(内閣所管) 鐵道院職員ノ任用資格ハ鐵道院職員特別任用令ニヨリテ左ノ如ク規定セラレ
第一條 鐵道院副參事及參事補ハ滿三年以上鐵道ニ關スル職務ニ從事シ、主事ニアリテハ現ニ判任官三級俸以上主事補ニアリテハ現ニ判任官三級俸以上主事補ニアリテハ現ニ判任官五俸以上ノ俸給ヲ受クル者ヨリ文官高等試驗委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
第二條 鐵道院書記ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヨリ文官普通試驗委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
一、鐵道書記又ハ帝國鐵道廳書記ノ職ニ在リタル者
二、二年以上鐵道院書記補ノ職ニ在タル者
三、五年以上政府ノ鐵道事務ニ從事シタル者
四、三年以上政府ノ鐵道事務ニ從事シ、現ニ鐵道院ノ職員タル者
前項第四號ニ依ル者ハ七級俸以下ニ限リ任用スルコトヲ得
○判事及檢察 判事ノ任用資格左ノ如シ
一、判事檢事登用試験ニ及第セル者

特別任用令

特別任用令摘要

○鐵道院職員(内閣所管) 鐵道院職員ノ任用資格ハ鐵道院職員特別任用令ニヨリテ左ノ如ク規定セラレ
第一條 鐵道院副參事及參事補ハ滿三年以上鐵道ニ關スル職務ニ從事シ、主事ニアリテハ現ニ判任官三級俸以上主事補ニアリテハ現ニ判任官三級俸以上主事補ニアリテハ現ニ判任官五俸以上ノ俸給ヲ受クル者ヨリ文官高等試驗委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
第二條 鐵道院書記ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヨリ文官普通試驗委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
一、鐵道書記又ハ帝國鐵道廳書記ノ職ニ在リタル者
二、二年以上鐵道院書記補ノ職ニ在タル者
三、五年以上政府ノ鐵道事務ニ從事シタル者
四、三年以上政府ノ鐵道事務ニ從事シ、現ニ鐵道院ノ職員タル者
前項第四號ニ依ル者ハ七級俸以下ニ限リ任用スルコトヲ得
○判事及檢察 判事ノ任用資格左ノ如シ
一、判事檢事登用試験ニ及第セル者

四八七

圖書寮編輯官 主膳長及主膳
侍醫寮職員 內舍人及主殿寮警務部職員
陵墓守長及陵墓名譽守部
車馬監調馬師馬醫師及馬醫
主獵官獵場監守長獵場名譽監守及鷹飼
東宮侍從 東宮侍講及東宮內舍人
皇族附職員 御歌所職員
博物職長及部長 教官及技術官
第五條 前四條ノ規定ハ、親任式ヲ以テ任スル宮内官、宮中顧問官、侍從、幹事、式部長官、式部次官、掌典長、掌典次長、侍醫頭、內大臣秘書官長、皇后宮太夫、東宮太夫、東宮侍從長別當、御所所長、宮内大臣秘書官、內大臣秘書官、皇后宮職女官及東宮職女官ニ之ヲ適用セス
第六條 帝國大學農科大學林學科又ハ舊東京農林學校林學部本科ノ卒業證書ヲ有シ、其ノ修ムル所ノ學術ヲ以テ、滿三年以上高等官ノ職ニ在ル者、又ハ在リタル者ハ、帝室林野管理局主事又ハ主事補ニ任用スルコトヲ得
滿五年以上帝室林野管理局屬ヲ勤績シ、現ニ判任官二等以上ノ職ニ在ル者ハ宮内官調査委員ノ銜ヲ經テ帝室林野管理局主事補ニ任用スルコトヲ得
第七條 滿五年以上職員トシテ宮内各部局ニ勤績シタル者ハ宮内官調査委員ノ銜ヲ經テ

特別任用令摘要

通譯官ニシテ在職滿二年以上ノ者ハ、外交官又ハ領事官ニ任用セラレルコトアルヘシ
但シ其在勤地ハ前官ノ任國內ニ限ル
三、大、公使館通譯生、領事館通譯生及貿易事務官通譯生ニシテ五箇年以上在外公館ニ奉職シ、三級以上ノ俸給ヲ受クルモノニ限リ、高等試驗委員ノ銜ヲ經テ、副領事又ハ貿易事務官ニ任用セラレルコトアルヘシ
○外務書記生 大、公使館及領事官書記生任用令ニヨリテ定メラル。其ノ資格左ノ如シ
一、外務書記生試驗ニ合格シタル者
二、一年以上外務省ノ判任官タル者
三、外務通譯生ニシテ二年以上在外公使館勤務シタル者
四、外務省留學生
○商務官 商務官ノ任用資格ハ、商務官特別任用令により左ノ通り定めらる。
一、外交官又ハ領事官タルノ資格ヲ有スル者
二、外交官又ハ領事官ノ職ニ在ル者
○海軍官(内務省所管) 海軍官主事ノ任用資格ハ「海軍官主事特別任用に関する件」により左ノ通り定めらる。
海軍官主事ハ五箇年以上官務ニ從事シ、現ニ判任官三級以上ノ俸給ヲ受クル者ニ限リテハ試驗ヲ要セス、高等試驗委員ノ銜ヲ經テ任用スルコトヲ得

特別任用令

○專賣局職員(大藏省所管) 專賣局職員は「專賣局職員特別任用令」により、其の資格を左の通り定めらる。

第一條 左ニ掲クル者ハ常分ノ内高等試験委員ノ銜ヲ經テ專賣局主事ニ任用スルコトヲ得
一、三年以上高等行政官トシテ專賣ノ事務又ハ稅務ニ從事シタル者
二、三年以上專賣ノ事務又ハ稅務ニ從事シ判任官二級以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ其職ニアル者
第二條 左ニ掲クル者ハ常分ノ内、高等試験委員ノ銜ヲ經テ專賣局主事補ニ任用スルコトヲ得
一、高等行政官トシテ專賣ノ事務又ハ稅務ニ從事シタル者
二、三年以上專賣ノ事務又ハ稅務ニ從事シ判任官二級以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ其職ニアル者

第三條 帝國大學分科大學若クハ高等商業學校專攻科ヲ卒業シ、專賣ノ事務ニ從事シタル者又ハ高等商業學校ヲ卒業シ、二年以上專賣ノ事務ニ從事シタル者
第三條 煙草專賣局、煙草專賣局書記、稅務屬、樟腦專賣局、監務局屬ノ職ニ在リタル者ハ、專賣局書記ニ任用スルコトヲ得
○稅務監督局及稅務署職員(大藏省所管) 稅務監督局及稅務署職員ノ任用資格は「稅務監督及稅務署職員特別任用令」によりて左の通り定めらる。

第二條 左ニ掲クル者ハ常分ノ内、高等試験委員ノ銜ヲ經テ、稅務監督官補又ハ稅務官ニ任用スルヲ得
一、高等行政官トシテ稅務ニ從事シタル者
二、五年以上稅務ニ從事シ判任官四級以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ其ノ職ニ在ル者
○稅關監督(大藏省所管) 稅關監督ノ任用資格は「稅關監督及稅關監督官補特別任用令」によりて定めらる。抄出すれば左の如し
(一)稅關官吏ハ稅關官吏試驗ニ合格シタル者
(二)左ノ各項ノ一ニ該當シ軀幹五尺以上身體強壯年滿二十歳以上三十五歳以下ノ者ニシテ稅關官吏試驗規則ニヨリ外國語ノ試験ニ合格シタル者
一、陸海軍服役滿期ノ下士、憲兵科上等兵又ハ下士適任證書ヲ持テ居ル歩兵、騎兵、輜重兵科ノ上等兵
二、滿二年以上稅關職員ノ勤績シタル者
三、小學校正教員ノ免狀ヲ有スル者
四、滿二年以上巡查ヲ奉職シタル者
五、司法大臣指定學校卒業ノ者
公立中學校又ハ文部大臣ノ認可シタル中學三年以上ノ課程ヲ履修シタル者ニシテ軀幹五尺以上、身體強壯、年滿二十歳以上、滿三十五歳以下ノ者ハ別ニ試験ハ

四八八

要セス稅關官吏ニ任用スルコトヲ得
○稅關事務官補及稅關監督(大藏省所管) 「稅關事務官補、監督及監督特別任用令」中に左の如く規定せらる。
稅關監督ハ別ニ試験ヲ要セス、普通試験委員ノ銜ヲ經テ稅關事務官補又ハ稅關監督ニ任用スルコトヲ得
前項ニ依リ稅關事務官補ニ任用セラレタル者ハ稅關監督ニ、稅關監督ニ任用セラレタル者ハ稅關事務官補ニ任用スルコトヲ得
○理事及主理 理事及主理ノ任用資格は「理事及主理任用令」によりて左の通り定めらる。
第一條 理事ハ理事試驗、主理ハ主理試驗ヨリ任用ス
滿三年以上理事又ハ主理ノ職ニ在リタル者ハ、直ニ之本官ニ任用スルコトヲ得
第二條 理事試驗及主理試驗ハ理事試驗及主理試驗補タルノ資格ヲ有スル者ヨリ採用ス
第三條 理事試驗ハ陸軍省若クハ海軍省法會議ニ於テ、一箇年半以上實務ヲ修習シ、實務修習試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ、本官ニ任用スルコトヲ得ス
理事及主理ノ任用資格に關しては右の外左の如き特別規定を設ク
戰時又ハ軍變ニ際シ、理事若クハ主理ノ増員又ハ補缺ノ必要アル時ハ「理事主理任用令」によりて左の通り定めらる。

第三條 種馬牧場長、種馬育成所長、種馬所長、馬四ニ關スル技師タル資格ヲ有スル者ヨリ文官高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用ス
○陸地測量官(陸軍省所管) 「陸地測量官任用規則」によりて左の如く資格を定めらる。
第一條 陸地測量部ハ陸地測量部中、其ノ任ニ適スル者ヲ選ミ陸地測量部修技所ニ於テ二箇年以上高等學科ヲ修業セシメ、卒業シタル者ヲ以テ之ニ任ス
第二條 陸地測量部ハ陸地測量部修技所生徒ノ卒業シタル者ヲ以テ之ニ任ス
第三條 本則第一條、第二條ニ掲クル者カ、陸地測量部ニ須要ナル特別ノ學術技術ヲ有スル者又ハ陸地測量部修技所卒業者ニ等シキ學術ヲ有スル者ハ、特ニ陸地測量部ニ於テ實地試驗ノ上適當ト認ムルトキハ、陸地測量官ニ轉任セシメ、若クハ任用スルコトヲ得
○陸軍監獄官(陸軍省所管) 「陸軍監獄官特別任用令」中に左の如く資格を定めらる。
第一條 陸軍監獄長ハ理事、陸軍尉官、又ハ陸軍監督補アリ之ヲ選任ス
第二條 五年以上陸軍監獄書記又ハ陸軍監獄看守長ノ職ニ在リタル者ニシテ、現ニ陸軍監獄看守長ノ職ニ在リタル者ハ、高等試驗ノ銜ヲ經テ、陸軍監獄長ニ任用スルコトヲ得

第三條 陸軍監獄看守長ハ「陸軍下士文官採用規則」ニ定ムル所ノ資格アル者、又ハ陸軍ヨリ之ヲ選任ス
第四條 陸軍監獄看守ニシテ、滿三年以上其ノ職ヲ奉シ、學識經驗アル者ハ、普通試驗ノ銜ヲ經テ、陸軍監獄看守長ニ任スルコトヲ得
○陸軍監獄看守(陸軍省所管) 「陸軍監獄看守採用規則」により其の資格を左の通り定めらる。
陸軍監獄看守ハ陸軍各兵科豫備後備役下士兵卒及歸休兵ヨリ其ノ志願ニ依リ之ヲ採用ス
○陸軍警手(陸軍省所管) 「陸軍警手採用規程」により左の通り資格を定めらる。
陸軍警手ノ採用ニ就テハ陸軍監獄看守採用規則ヲ準用ス
陸軍監獄看守ノ職ニ在ル者ハ、陸軍警手ニ採用スルコトヲ得
○海軍錄事(海軍省所管) 海軍錄事ノ任用資格は「海軍錄事特別任用令」によりて左の如く定めらる。
一、錄事登用試驗ヲ經テ其合格證書ヲ有スル者
二、裁判所書記登用試驗ヲ經テ其及第證書ヲ有スル者
○望樓望望手(海軍省所管) 望樓望望手ノ任用資格は「望樓望望手任用令」により左の

令」ニ定ムル所ノ實務修習ノ期間ニ拘ラス且ツ實務修習試驗ヲ用ヒス、理事試驗補若クハ主理試驗補ヲ本官ニ任用スルコトヲ得
○陸軍錄事(陸軍省所管) 陸軍錄事ノ任用資格ハ「陸軍錄事任用令」により左の如く規定せらる。
一、錄事登用試驗ヲ經テ其合格證書ヲ有スル者
二、二箇年以上裁判所書記ノ職ニアル者及在リタル者
三、管テ二箇年以上錄事ノ職ニアル者
四、裁判所書記登用試驗ヲ經テ其及第證書ヲ有スル者
五、陸軍准士官及下士ニシテ判任文官タル資格ヲ有スル者
六、三箇年以上陸軍監獄看守ノ職ニアル者
○馬政局職員(陸軍省所管) 「馬政局職員特別任用令」によりて左の通り定めらる。
第一條 馬政次長ハ滿五年以上、馬政官ノ職ニ在リ、又アリタル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得
第二條 馬政官ハ滿三年以上、種馬牧場長、種馬育成所長若クハ馬政局技師ノ職ニ在リタル者、又ハ陸軍現役將校ニシテ滿三年以上、馬四ニ關スル職務ニ從事シタル者カ文官高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

特別任用令

○陸軍監獄看守(陸軍省所管) 「陸軍監獄看守採用規則」により其の資格を左の通り定めらる。
陸軍監獄看守ハ陸軍各兵科豫備後備役下士兵卒及歸休兵ヨリ其ノ志願ニ依リ之ヲ採用ス
○陸軍警手(陸軍省所管) 「陸軍警手採用規程」により左の通り資格を定めらる。
陸軍警手ノ採用ニ就テハ陸軍監獄看守採用規則ヲ準用ス
陸軍監獄看守ノ職ニ在ル者ハ、陸軍警手ニ採用スルコトヲ得
○海軍錄事(海軍省所管) 海軍錄事ノ任用資格は「海軍錄事特別任用令」によりて左の如く定めらる。
一、錄事登用試驗ヲ經テ其合格證書ヲ有スル者
二、裁判所書記登用試驗ヲ經テ其及第證書ヲ有スル者
○望樓望望手(海軍省所管) 望樓望望手ノ任用資格は「望樓望望手任用令」により左の

特別任用令

如く定めらる

- 第一條 望樓長望樓手ハ望樓長望樓手試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ採用ス
- 第二條 左ニ掲ケル諸項ノ一ニ該ル者ハ望樓長望樓手ニ任用スルコトヲ得
 - 一、年齢二十年未満ノ者
 - 二、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - 三、破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ後權ヲ得タル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ其辨價ヲ終ヘサル者
- 第三條 左ニ掲ケル諸項ノ一ニ該ル者ハ試験ヲ用ヒス望樓長望樓手試験委員ノ銓衡ヲ經テ望樓手ニ任用スルコトヲ得
 - 一、豫備、修業海軍准士官下士卒
 - 二、海軍准士官下士卒ニシテ服役満期ニ依リ免官免役後五箇年以内者
 - 三、滿一箇年以上電信ノ業務ニ從事シタル者
- 第四條 望樓手ニシテ滿三箇年以上勳績シ、技術優等、職務勉勵且ツ品行方正ナル者ハ試験ヲ用ヒス、望樓長ニ任用スルコトヲ得
- 海軍監獄官(海軍省所管) 海軍監獄官ノ任用資格ハ「海軍監獄官特別任用令」により左ノ通り定めらる
 - 第一條 海軍監獄長ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ、之ヲ任用スルコトヲ得、但シ第三、第四ニル者ハ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經ルヲ要ス

四九〇

用資格左の如し

- 一、裁判所書記登用試験ニ及第シタル者
- 二、五年以上裁判所ノ職員タル者
- 監獄事務官(司法省所管) 監獄事務官任用資格左の如し
 - 一、監獄事務官ハ五箇年以上、職務ニ從事シ、現ニ判任官ニ級以上ノ官職ニ在ル者ニ限リ、當分ノ内試験ヲ要セス、高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルコトヲ得
 - 典獄及看守長(司法省所管) 「典獄及看守長特別任用令」により左の如く定めらる
 - 一、典獄ハ五年以上監獄ニ關スル事務ニ從事シ判任官四級以上ノ現職ニ在ル者ノ中ヨリ當分ノ内高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルコトヲ得
 - 二、看守長ハ三年以上看守ノ職務ニ從事シ、補助證書ヲ有シ、現ニ其職ニ在ル者ニ限リ、實務ノ成績ヲ審査シ及學術ヲ試験シ、普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルコトヲ得
 - 看守(司法省所管) 看守採用資格は看守採用規則中に左の如く規定せらる
 - 第一條 看守ハ試験ノ上採用スヘキモノトス但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限りニアラス
 - 一、判任官ノ職ニアリタル者及判任官タル資格ヲ有スル者
 - 二、看守補助證書ヲ有スル者
 - 三、陸軍兵卒ニシテ服役満期トナリ、又ハ戦時召集ヲ解散セラレ下士卒適任證書ヲ有

- スル者
- 第二條 看守志願者ハ品行方正年齢二十一年以上四十五年未満ニシテ職兵ニ相當セ且ツ左ノ諸項ニ概解セサルモノタルヘシ。但シ曾テ看守長、看守ノ職ヲ奉シタル者ハ、年齢五十年迄志願スルコトヲ得
 - 一、重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ、若クハ同上ノ刑ニ處セラレヘキ罪ヲ犯シ單ニ監視ニ附セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ處セラレ、満期後五年ヲ經過セサル者但シ舊法ニ依リ處刑セラレタル者亦之ニ準ス
 - 二、賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者
 - 三、免官又ハ免職ノ處分ヲ受ケ、滿二年ヲ經過セサル者
 - 四、身分不相應ノ負債アル者、又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ、未ダ復權ヲ得サル者、又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ、未ダ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者
 - 五、酒癖アル者又ハ暴行ノ癖アル者
- 警備官(文部省所管) 警備官ハ「文部省警備官任用規定」に依リ、左ノ資格を有する者の中ヨリ高等試験委員ノ銓衡を經テ任用せらる
 - 一、二年以上帝國大學ノ奏任教官又ハ文部省直轄諸學校長又ハ奏任教官ノ職ニ在リタル者

- 二、五年以上奏任文官タル學校長、若クハ教官又ハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケル學校長、若ハ教員ノ職ニ在リタル者
- 帝國大學事務官(文部省所管) 帝國大學事務官ハ左ノ資格の一を有する者に限リ、文官高等試験の銓衡を經テ任用せらる
 - 一、教育行政ニ關スル高等文官ノ職ニアリタル者
 - 二、三年以上教育行政ニ關スル奏任文官待遇ノ職ニアリタル者
 - 三、五年以上教育行政ニ關スル判任官ノ職ニアリ現ニ二級俸以上ノ俸給ヲ受ケル者
- 帝國大學司書官(文部省所管) 帝國大學司書官ハ左ノ資格の一を有する者に限リ、高等試験委員ノ銓衡を經テ任用せらる
 - 一、教育又ハ圖書ニ關スル高等文官ノ職ニアリタル者
 - 二、三年以上教育又ハ圖書ニ關スル奏任官待遇ノ職ニアリタル者
 - 三、五年以上教育又ハ圖書ニ關スル判任官又ハ判任官待遇ノ職ニアリ、現ニ六十圓以上ノ月俸ヲ受ケル者
 - 四、圖書ニ關シ特別ノ學術技術ヲ有スル者
- 帝國大學學生監(文部省所管) 帝國大學々生監ノ任用資格左の如し
 - 一、一年以上奏任教官若クハ三年以上奏任待遇ノ教職ニアリタル者ニ限リ、高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用ス

- 文部省直轄學校長(文部省所管) 文部省直轄學校長ノ任用資格左の如し
 - 一、文部省直轄學校長勅任教官ノ職ニ在リタル者又ハ三年以上奏任教官ノ職ニアリタル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用ス
 - 帝國圖書館長(文部省所管) 帝國圖書館長ノ任用資格左の如し
 - 一、學位又ハ學士ノ稱號ヲ有シ、一ケ年以上教育若ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シタル者
 - 二、三箇年以上教育若ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シ、現ニ月俸三十圓以上ヲ受ケル判任官以上若ハ判任官待遇以上ノ者
 - 三、圖書ニ關シ特別ノ學術技術ヲ有スル者
 - 統計事務官(農商務省所管) 任用資格左の如し
 - 一、統計事務官ハ滿五年以上統計事務ニ從事シ現ニ判任官ニ級俸以上ノ俸給ヲ受ケル者ヨリ、高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス

特別任用

ル、トナ得

○製所事務官及書記(農商務省所管) 任用資格左の如し
製鐵所事務官ハ滿三ヶ年以上製鐵所ノ業務ニ從事シ、判任官二級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

○山林事務官(農商務省所管) 任用資格左の如し
林務官補ハ、五年以上山林事務ニ從事シ現ニ判任官四級俸以上ノ職ニアル者ニ限リ、文官高等試験委員ノ銜ヲ經テ任用スルコトヲ得

○農林主事(農商務省所管) 任用資格左の如し
一、森林主事ハ試験ノ上、其ノ合格者中ヨリ之ヲ任用ス
二、左ニ掲クル資格ノ一ヲ有スル者ハ、試験ヲ要セス、農商務省普通試験委員ノ銜ヲ經テ森林主事ニ任用スルコトヲ得。但シ年齢二十年未滿、四十五年以上ノ者ハ此ノ限ニアラス

○農林主事(農商務省所管) 任用資格左の如し
一、森林主事ハ試験ノ上、其ノ合格者中ヨリ之ヲ任用ス
二、左ニ掲クル資格ノ一ヲ有スル者ハ、試験ヲ要セス、農商務省普通試験委員ノ銜ヲ經テ森林主事ニ任用スルコトヲ得。但シ年齢二十年未滿、四十五年以上ノ者ハ此ノ限ニアラス

○農林主事(農商務省所管) 任用資格左の如し
一、森林主事ハ試験ノ上、其ノ合格者中ヨリ之ヲ任用ス
二、左ニ掲クル資格ノ一ヲ有スル者ハ、試験ヲ要セス、農商務省普通試験委員ノ銜ヲ經テ森林主事ニ任用スルコトヲ得。但シ年齢二十年未滿、四十五年以上ノ者ハ此ノ限ニアラス

者
(四)滿二年以上府縣立師範學校、中學校、公立小學校ノ教員ヲ勤績シタル者

(五)乙種山林學校又ハ乙種農林學校ノ卒業證書ヲ有シ修學中ノ成績特ニ優等ナル者

(六)林務ニ關スル各官廳ノ雇員トナリ滿三ヶ年以上繼續シタル者

(七)農商務省山林局林業講習所ノ卒業證書ヲ有スル者
尙大林區長カ任選上必要ト認メタル場合ニハ前條第一號乃至第六號ノ有資格者ニ對シテモ前揭試験科目第一號乃至第十一號中ノ一科目若クハ二科目ニツイテ適宜ノ方法ヲ以テ考試ヲ行フコトカアル

○爲替貯金局通信局職員(逓信省所管) 任用資格左の如し
爲替貯金局事務官 逓信局事務官及通信事務官ハ五年以上逓信事務ニ從事シ、現ニ判任官二級俸以上ノ俸給ヲ受クルモノヨリ任用ス

○三等郵便局長(逓信省所管) 三等郵便局長採用規則によりて左の如く資格を定めらるる者ヨリ之ヲ採用スヘシ

一、其ノ三等郵便局所在地ニ在住スル者
二、實價二百圓以上ノ土地又ハ家屋ヲ所有スル者、但シ滿三年以上郵便又ハ電信事務ニ從事スル官吏ハ記名公債證書ヲ以テ之ニ充用スルコトヲ得

三、日常ノ算筆ニ通スル者
四、別ニ定ムル三等郵便局長服務規約ヲ遵奉スル者

五、年齢滿二十年以上ノ男子
第二條 誠實ニ職務ヲ奉シタル者三等郵便局長老年又ハ疾病又ハ其ノ他事故ニ依リ其ノ職ヲ辭スルカ、或ハ在官中死亡セシトキハ其ノ嗣子又ハ相續人タル男子年齢十六年以上ニ及フモノハ、第一條第五款ノ制限ニ拘ハラズ、時ニ採用スルコトアルヘシ

第三條 非戸主ニシテ、其ノ戸主實價二百圓以上ノ土地家屋ヲ所有スル者、保證スルニ於テハ、其ノ本人ノ資産第一款第二款ニ適合セサルモ、時ニ之ヲ採用スルコトアルヘシ

○理事官補(道廳府縣) 特別任用資格左の如し
北海道廳及府縣理事官補ハ五年以上地方行政事務官ニ從事シ、判任官五級俸以上ノ職ニ在リタル者ニ限リ、高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

○警視(道廳府縣) 特別任用資格左の如し
現ニ三十圓以上ノ月俸ヲ受クル判任官又ハ判任官待遇ノ者ニ限リ、高等試験委員ノ銜ヲ經テ任用スルコトヲ得

○道廳府縣視學及郡視學任用資格左の如し
一、三箇年以上師範學校、官立公立中學校官立公立高等女學校又ハ官立公立實業學校ノ學校長教諭又ハ助教諭ノ職ニアル者又ハ在リタル者
二、小學校本科正教員タル資格ヲ有シ、三箇年以上、官立公立學校ノ學校長ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者
三、高等師範學校ノ卒業證書ヲ有シ、二箇年以上官立公立小學校ノ學校長又ハ訓導ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者
四、五箇年以上判任官トシテ教育ニ關スル職務ニ從事シ又ハ從事シタル者

○警部消防士(道廳府縣所管) 特別任用資格左の如し
第一條 警部及消防士ハ考試合格證書ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得
第二條 考試合格證書ハ警部補ノ職ニ在ル者又ハ巡查在職三年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ、現ニ其ノ職ニアル者ニ就キ考試委員實務ノ成績ヲ考査シ學術ヲ試験シ合格シタル者ニ之ヲ付與ス

○警部補(道廳府縣所管) 特別任用資格左の如し
第一條 警部及消防士ハ考試合格證書ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得
第二條 考試合格證書ハ警部補ノ職ニ在ル者又ハ巡查在職三年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ、現ニ其ノ職ニアル者ニ就キ考試委員實務ノ成績ヲ考査シ學術ヲ試験シ合格シタル者ニ之ヲ付與ス

○警部補(道廳府縣所管) 特別任用資格左の如し
第一條 警部及消防士ハ考試合格證書ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得
第二條 考試合格證書ハ警部補ノ職ニ在ル者又ハ巡查在職三年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ、現ニ其ノ職ニアル者ニ就キ考試委員實務ノ成績ヲ考査シ學術ヲ試験シ合格シタル者ニ之ヲ付與ス

○警部補(道廳府縣所管) 特別任用資格左の如し
第一條 警部及消防士ハ考試合格證書ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得
第二條 考試合格證書ハ警部補ノ職ニ在ル者又ハ巡查在職三年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ、現ニ其ノ職ニアル者ニ就キ考試委員實務ノ成績ヲ考査シ學術ヲ試験シ合格シタル者ニ之ヲ付與ス

○警部補(道廳府縣所管) 特別任用資格左の如し
第一條 警部及消防士ハ考試合格證書ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得
第二條 考試合格證書ハ警部補ノ職ニ在ル者又ハ巡查在職三年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ、現ニ其ノ職ニアル者ニ就キ考試委員實務ノ成績ヲ考査シ學術ヲ試験シ合格シタル者ニ之ヲ付與ス

○港務部職員(道廳府縣) 港務部職員ノ任用資格に關しては「港務部職員特別任用令」によりて左の如く定めらる

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ、試験
○港務部職員(道廳府縣) 港務部職員ノ任用資格に關しては「港務部職員特別任用令」によりて左の如く定めらる

○港務部職員(道廳府縣) 港務部職員ノ任用資格に關しては「港務部職員特別任用令」によりて左の如く定めらる

○港務部職員(道廳府縣) 港務部職員ノ任用資格に關しては「港務部職員特別任用令」によりて左の如く定めらる

特別任用令

警部補ハ警部消防士特別任用令ニ依リ、警部又ハ消防士タルコトヲ得ル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

○巡査(道廳府縣所管) 巡査採用規則により左の如く定めらる

第一條 巡査ハ試験ノ上採用スヘキモノトス但シ左ニ記載シタル者ハ此ノ限りニアラス一、曾テ判任官以上ノ職ヲ奉シタル者、及文官任用令ニ依リ判任文官タルノ資格ヲ有スル者

二、巡査補助證書ヲ有スル者

三、曾テ巡査ノ職ヲ奉シ、退職後滿五箇年ヲ経過セサル者

四、陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ、又ハ戰時召集ヲ解除セラレ下士適任證書ヲ有スル者

第二條 巡査志願者ハ品行方正、年齢二十年以上四十五年未滿ニシテ、徴兵ニ相當セス且ツ左ノ諸項ニ抵触セサル者タルヘシ。但シ警テ巡査ノ職ヲ奉シタル者ニシテ、年齢五十年未滿ナルトキハ巡査志願者タルコトヲ得

一、重罪ノ刑又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ、若クハ同上ノ刑ニ處セラレヘキ罪ヲ犯シ、單ニ監視ヲ附セラレタル者、及ヒ禁錮ノ刑ニ處セラレ、滿期後五年ヲ経過セサル者、但シ舊法ニ依リ施行ノ刑ニ處セラレタル者ハ總テ本文ノ權衡ニ準ス

四九四

術ヲ修メ卒業シタル者、又ハ高等學校若クハ高等工業學校ニ於テ、土地測量ニ關スル學術ヲ修メ卒業シ、一年以上土地測量ニ關スル技術ニ從事シタル者

○裁判所書記長(朝鮮總督府所管) 任用資格左の如し

五年以上裁判所書記ノ職ニアリ、現ニ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

○觀學官(朝鮮總督府所管) 任用資格左の如し

一、文部省督學官又ハ臺灣總督府觀學官ノ職ニアリタル者

二、二年以上文部省直轄學校長ノ職ニアリタル者

三、三年以上師範學校長、官公立中學校長、同高等女學校長、同實業學校長ノ職ニアリタル者

○京城專修學校長(朝鮮總督府所管) 任用資格左の如し

一年以上文部省直轄學校長、師範學校長、官公立中學校長、同高等女學校長、及奉任教官又ハ奉任待遇教員ノ職ニアリタル者右の資格は京城高等普通學校長、平壤高等普通學校長及京城女子高等普通學校長にありても同様なり

○平壤礦業所長及事務官(朝鮮總督府所管)

任用資格左の如し

○典獄(朝鮮總督府所管) 任用資格左の如し

五年以上監獄事務ニ從事シ、判任官三級以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ此職ニアル者

○臺南府作務所所長(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、一年以上、電氣、水道又ハ會計ノ事務ニ從事シ、現ニ其事務ニ關スル高等行政官ノ職ニアル者

二、三年以上、電氣、水道又ハ會計ノ事務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ職ニアル者

○阿里山作務所所長(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

三年以上林務又ハ會計事務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ職ニアル者

○防疫事務官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、滿三年以上衛生事務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

二、帝國大學醫科大學卒業者又ハ滿一ヶ年以上衛生事務ニ從事シ、現ニ臺灣總督府高等官ノ職ニアル者

○海港檢疫官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

特別任用令

三ヶ年以上衛生事務ニ從事シ、現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニアル者

○醫院事務官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

滿三年以上官立醫院又ハ衛生ノ事務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ官職ニアル者

○稅務官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、滿一年以上土地土地調査又ハ稅務ニ從事シ、現ニ其事務ニ關スル高等行政官ノ職ニアル者

二、滿五年以上稅務ニ從事シ判任官二級俸以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ此職ニアル者

○稅關事務官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、滿一年以上稅關事務ニ從事シ、現ニ稅關高等官ノ職ニアル者

二、帝國大學法科大學卒業者ニシテ滿一年以上稅關事務ニ從事シ若クハ從事シタル者

三、三年以上稅關事務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

○法院檢察官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

判事若ハ檢察官タル資格ヲ有スル者

○書記官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

法院書記又ハ司法事務ニ從事スル臺灣ノ總督府屬ニシテ五年以上其職ニアリ、現ニ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

○觀學官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、文部省督學官ノ職ニアル者

二、二年以上文部省直轄學校長又ハ奉任官ノ職ニアリタル者

三、三年以上臺灣總督府附屬學校、同中學校又ハ同高等女學校ノ校長若ハ奉任教官又ハ公立師範學校長若クハ公立中學校長ノ職ニアリタル者

四、五年以上教育ニ關スル公務ニ從事シ、現ニ判任官二級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

○臺灣總督府醫學學校長(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

五年以上醫學又ハ衛生ニ關スル高等文官ノ職ニアリタル者

○臺灣總督府國語學校長(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、一年以上奉任教官又ハ奉任待遇ノ教職ニアリタル者

二、學位ヲ有シ、又ハ官立學校ヲ卒業シ學士ノ稱號ヲ有シ一年以上教育ニ關スル公務ニ從事シタル者

○臺灣總督府中學校長(任用資格同上)

○臺灣總督府高等女學校長(任用資格同上)

○通信事務官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

滿五年以上通信事務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受タル者

○通信事務(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、滿三年以上通信事務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受タル者

○鐵道事務(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、鐵道ニ關スル技師、技手、又ハ滿三年以上鐵道事務ニ關スル判任官ニ在職シタル者、又ハ滿一年以上鐵道事務ニ從事シ、現ニ高等官ニ在職スル者

二、滿三年以上會計事務ニ從事シ、判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受タル者

○港務官(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、三年以上船舶又ハ海員ニ關スル事務ニ從事シ、判任官四級俸以上ノ俸給ヲ受ケ、現ニ其職ニアル者

二、三年以上衛生事務ニ從事シ、判任官四級俸以上ノ俸給ヲ受ケ、現ニ其職ニアル者

三、甲種船長ノ免狀ヲ有シ、一年以上近海航路以上ノ船舶ニ於テ船長ノ職ヲ執リシ者

○警備(臺灣總督府所管) 審務ニ從事する臺灣總督府警備の任用資格左の如し

一、五年以上審務又ハ警察事務ニ從事シ、

現ニ判任官二級俸以上ノ職ニアル者

二、當分ノ中陸軍佐尉官ノ中ヨリ任用ス

○警察官及司獄長(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

一、臺灣總督府高等行政官タル者

二、三箇年以上警察若クハ監獄ノ事務ニ從事シ、現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニアル者

○警部長(臺灣總督府所管) 任用資格左の如し

○警務局長(任用資格同上)

○典獄(任用資格同上)

○一等郵便局長(任用資格同上)

五箇年以上實務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ官職ニアル者

○地方職員 任用資格左の如し

臺灣總督府監事官五箇年以上行政事務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ職ニアル者ヨリ任用ス

○府廳警備五年以上警察事務ニ從事シ、現ニ判任官三級俸以上ノ職ニアル者ヨリ任用ス

○關東都督府警備(關東都督府所管) 任用資格左の如し

滿三年以上警察事務ニ從事シ、現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニアル者

○釐工科學堂長(關東都督府所管) 任用資格左の如し

一年以上奏任官ノ職ニアリタル者

○關東都督府中學校長(關東都督府所管) 任用資格左の如し

一年以上文部省直轄學校長・師範校長・官公立中學校長・官公立高等女學校長ノ奏任教官、又ハ奏任待遇教員ノ職ニアリタル者

○關東都督府高等女學校長(任用資格同上)

○守衛長(貴族院衆議院事務局所管) 貴族院衆議院守衛長ハ、現ニ其院ノ守衛番長ヲ勤メ判任官五級俸以上ヲ受クル者ヨリ任用セラル

文官分限令

第一條 本令ハ親任式ヲ以テ叙任スル官、公使秘書官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外一般ノ文官ニ適用ス

第二條 官吏ハ刑法ノ宣告、懲戒ノ處分又ハ本令ニ依ルニ非サレハ其ノ職ヲ免セラルルコトナシ

第三條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ官ヲ免スルコトヲ得

一、不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若クハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二、傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免官ヲ願出タルトキ

三、官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

前項第一號ニ依リ其ノ官ヲ免スルトキハ高等官ニ在テハ文官高等懲戒委員會、判任官ニ在テハ文官普通懲戒委員會ノ審査ニ付ス

第四條 官吏ハ、官若クハ廢職ノ場合ニ於テハ當然退官者トス

第五條 第十一條第一項第三號及第四號ニ依リ休職ヲ命セラレ滿期ニ至リタルトキハ當然退官者トス

第六條 官吏ハ其ノ意ニ反シテ同等官以下ニ轉官セラルルコトナシ

第七條 文官高等懲戒委員會ニ顧問醫二人ヲ置ク

審査上必要ノ場合ニ於テハ臨時顧問醫ヲ置クコトヲ得

第八條 文官普通懲戒委員會ニ臨時顧問醫ヲ置ク

第九條 懲戒委員會ハ本令ニ依ル審査ヲ爲ス前豫メ顧問醫ノ意見ヲ徵スヘシ

第十條 第三條第二項ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ關シテハ文官懲戒令第十二條第十三條第二十四條第二十五條第二十九條乃至第三十四條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一、懲戒令ノ規定ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

二、刑事事件ニ關シ告訴若クハ告發セラレタルトキ

三、官制又ハ定員ノ改正ニ依リ過員ヲ生シタルトキ

四、官吏事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

前項休職ノ期間ハ第一號及第二號ノ場合ニ在テハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ屬屬中トシ第三號及第四號ノ場合ニ在テハ高等官ニ付テハ滿二年、判任官ニ付テハ滿一年トス(明三六勅一五六號改正)

第十二條 休職者ハ其ノ本官ヲ奉シテ職務ニ從事セス其ノ他總テ在職官吏ト異ナルコトナシ

前條第一項第三號及第四號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ本局長官ハ事務ノ都合ニ依リ何時ニモ復職ヲ命スルコトヲ得

第十三條 第十一條ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス

第十四條 免官ハ勅任官ニ在テハ内閣總理大臣、奏任官ニ在テハ内閣總理大臣ヲ經テ本局長官奏請シ得可ニ依リ之ヲ行フ

休職ハ勅任官ニ在テハ内閣總理大臣奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行ヒ奏任官ニ在テハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ本局長官之ヲ命ス其ノ復職ヲ命スルコトキ亦同シ

附則

第十五條 本令ハ明治三十五年四月十日ヨリ施行ス

官吏非職條例、明治二十三年勅令第二百八十六號其ノ他從前ノ命令ニシテ本令ノ規定

ニ概稱スルモノハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十六條 本令施行前官吏非職條例又ハ明治二十三年勅令第二百八十六號ニ依リ非職又ハ休職ヲ命セラレ未タ滿期ニ至ラサル者ハ本令第十一條第一項第四號ノ休職者ニ關スル規定ヲ適用ス但シ本令第十三條ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 本令中休職ト在ルハ他ノ法令ニ於テ規定スル非職ト看做ス

第一條 明治二十三年勅令第二百八十六號(參照)

第二條 技術官ノ休職ハ一年ヲ一期トス期滿レハ其ノ官ヲ免ス

第三條 技術官ノ休職ニ關シ特別ノ規定ナキ者ハ總テ官吏非職ノ例ニ依ル

第三條 本令ハ明治二十四年二月一日ヨリ施行ス現ニ休職中ノ者ノ休職期限モ亦同日ヨリ起算ス

官吏服務規律

第一條 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スヘシ

第二條 官吏ハ其ノ職務ニ付本局長官ノ命令ヲ遵守スヘシ但シ其命令ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第三條 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハズ廉耻ヲ重シ貧汚ノ所爲アルヘカラス官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハズ職權ヲ濫用セズ謹慎懇切ナルコ

トナ務ムヘシ

第四條 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトナ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其ノ職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ秘密ニ就キ訊問ヲ受クルトキハ本廳長官ノ許可ヲ得タル件ニ限り供述スルコトヲ得

第五條 官吏ハ私ニ職務ト未發ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルコトヲ禁ス

第六條 官吏ハ本廳長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離レ及職務上居住ノ地ヲ離ルルコトヲ得ス

第七條 官吏ハ本廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ營業會社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得ス

第八條 官吏ハ本廳長官ノ許可ヲ得ルニ在ラサレハ其ノ職務ニ關シ慰勞又ハ謝儀又ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ直接ト間接トナ問ハス總テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所ノ勳章榮賜俸給及贈遺ヲ受クルニハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス

第九條 左ニ掲ケタル者ト直接ニ關係ノ職務ニ居ルノ官吏ハ其職務ヲ受クルニトナ得ス

一、官廳ノ工事ヲ受負フ者

一、官廳ノ爲替方又ハ出納ヲ引受クル者

一、官廳ノ補助金ヲ叙クル起業者

一、官廳ノ用品ヲ調達スル者

一、官廳ト諸般ノ契約ヲ結フ者

第十條 凡ソ上官タル者ハ職務ノ内外ヲ問ハス所屬官吏ヨリ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條 官吏並ニ其家族ハ本廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ直接ト間接トナ問ハス商業ヲ營ムコトヲ得ス

第十二條 官吏ハ取引相場會社ノ社員タルコトヲ得ス及間接ニ相場商業ニ關係スルコトヲ得ス

第十三條 官吏ハ本廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第十四條 浪費シテ產ヲ破リ其ノ分ニ應セサル負債ヲ爲ス者ハ過失ノ一タルヘシ

第十五條 官吏ハ私立郵船會社又ハ私立鐵道會社ヨリ無賃乘船無賃乘車切符ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條 凡ソ局長所長其他一部ノ長ハ各所屬官吏ヲ監督シ其過失若シ懲戒處分ヲ行フノ區域ノ内ニ在ラサル者ハ之ヲ訓告スルコトヲ務ムヘシ若シ懲戒處分ヲ要スト認メルトキハ事狀ヲ具ヘテ之ヲ本廳長官ニ稟告スヘシ其情ヲ知り隠蔽シテ稟告セサル者亦過失タルコトヲ免レス

第十七條 本紀律ハ高等官判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用ス

各官廳職務時間

(明治三十五年十一月二十二日)

一、各官廳職務時間自今左ノ通改定ス

九月十一日ヨリ十月三十一日迄
午前八時ヨリ午後四時ニ至ル

十一月一日ヨリ翌年二月末日迄
午前九時ヨリ午後四時ニ至ル

三月一日ヨリ七月十日迄
午前八時ヨリ午後四時ニ至ル

七月十一日ヨリ九月十日迄
午前八時ヨリ午後四時ニ至ル

但シ土曜日日曜日ハ從前ノ通

地方ノ狀況又ハ職務ノ性質上止ムヲ得サルモノニ限り主務大臣ハ閣下ヲ經テ右時間ノ條件ヲ爲スコトヲ得(明ニ二六閣一號追加)事務繁劇ノ場合ニ於テハ上官ノ指揮ニ依リ晝夜ニ拘ハラヌ職務スヘシ

休日ニ關スル規定

(大正元年九月四日)

左ノ祭日及祝日ヲ休日トス

元始祭 一月三日

新年宴會 一月五日

紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日

明治天皇祭 七月三十日

天長節 八月三十一日

天長節祝日 十月三十一日(天長節)

神嘗祭 十月十七日

新嘗祭 十一月二十三日

春季皇靈祭 春分日

秋季皇靈祭 秋分日

(附則)明治六年太政官布告第三百四十四號ハ之ヲ廢止ス

文官懲戒令

(明治三十三年三月二十八日)

一、親任式ヲ以テ敘任スル官及ヒ法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外、官吏ハ本令ニ依ルニアラサレハ懲戒ヲ受クルコトナシ

二、官吏ノ懲戒ヲ受クヘキ場合ハ左ノ如シ

(一)職務上ノ義務ニ違背シ、又ハ職務ヲ怠リタルトキ

(二)職務ノ内女ヲ問ハス、官上職ノ威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

一、懲戒ハ左ノ如シ

(一)免官 (二)減俸 (三)誹責

一、免官ノ處分ヲ受ケタル者ハ、其ノ官職ヲ失ヒタル日ヨリ二年間官職ニ就クコトヲ得ス

免官ノ處分ヲ受ケ其ノ情重キモノハ位記ヲ返上セシム

一、減俸ハ一箇月以上一年以下、年俸月割額若クハ月俸ノ三分ノ一以上ヲ減ス

一、勅任官ノ免官及ヒ減俸ハ、懲戒委員會ノ

摘要

議決ヲ具シ、内閣總理大臣之ヲ奏請シ、奏任官ノ免官ハ懲戒委員會ノ議決ヲ具シ、内閣總理大臣ヲ經テ、本廳長官之ヲ請奏シ、裁可ニ依リ之ヲ行フ

奏任官ノ減俸及ヒ判任官ノ免官及ヒ減俸ハ懲戒委員會ノ議決ニ依リ、本廳長官之ヲ行フ

誹責ハ本廳長官之ヲ行フ

懲戒ニ附セラルヘキ事件、刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ、同一事件ニ對シ、戒委員會ヲ開クコトヲ得ス

懲戒委員會ノ議決前懲戒ニ付スヘキ者ニ對シ、刑事訴訟ノ始マリタルトキハ事件ノ判決ヲ終ルマテ懲戒委員會ノ開會ヲ停止ス

一、懲戒委員會ヲ分テ、文官高等懲戒委員及ヒ文官普通懲戒委員會トス

一、文官高等懲戒委員ハ高等官ノ懲戒ヲ議決シ文官普通懲戒委員會ハ判任官ノ懲戒ヲ議決ス

高等官官等俸給令

(明治四十三年三月)

一、親任式ヲ以テ敘任スル官ヲ除クノ外高等官ヲ分テ九等トス親任式ヲ以テ敘任スル官及一等官二等官ヲ勅任官トシ三等官乃至九等官ヲ奏任官トス

一、高等官ノ官等ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第一表ニ依ル

官制上他ノ官ニ在ル者ヲ以テ兼任セシムル官ニシテ別ニ官等ヲ定メサルモノハ本官ノ官等ニ依ル

一、親任式ヲ以テ敘任スル文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

内閣總理大臣 年俸 一萬二千圓

各省大臣 年俸 八千圓

朝鮮總督 年俸 七千五百圓

鐵道院總裁 年俸 七千五百圓

關東都督 年俸 七千五百圓

判事 年俸 七千圓

會計檢査院長 年俸 七千圓

行政裁判所長官 年俸 七千圓

樞密院議長 年俸 六千圓

特命全權大使 年俸 六千圓

朝鮮總督府政務總監 年俸 五千五百圓

樞密院副議長 年俸 五千五百圓

樞密顧問官 年俸 五千圓

勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ(第八條)

帝國大學總長 年俸 一級 五千五百圓

北海道長官 年俸 二級 五千圓

内閣書記官長 年俸 二級 五千圓

法制局長官 年俸 二級 五千圓

拓殖局長官 年俸 二級 五千圓

鐵道院副總裁 年俸 二級 五千圓

ル各官ノ俸給額以上ヲ受ケタル年數ヲ第一
項各官ノ在職年數ニ通算ス
高等官二等ニ就スルコトヲ得ル官ノ在職年數ハ
第一項ノ在職年數ノ本官ニ在リタル者
ニ於テハ其ノ在職年數ノ二分ノ一ヲ第一項
各官ノ在職年數ニ通算ス但シ年功加俸ノ給
與ニ付テハ高等官二等ニ在リテ第一項各官
ノ俸給額以上ヲ受ケタル年數ノ二分ノ一ヲ
第一項各官ノ在職年數ニ通算ス
一 文部省直轄學校校長ニシテ十五年以上高等官
二等ニ在リ功績顯著ナル者ハ高等師範學校
長女子高等師範學校長ヲ通シテ一人、實業
專門學校長二人、醫學專門學校長一人、高
等學校長共ノ他ノ直轄諸學校長ヲ通シテ一
人ヲ限リ特ニ高等官一等ニ就スルコトヲ
得

一 大林區署長タル山林事務官若ハ山林技師、
鐵務署長、航路標識管理所長、臺灣總督府
臺北醫院署長、關東都督府通信管理局長、
又ハ關東都督府醫院署長ニシテ三年以上高
等官三等ニ在リ功績アル者ハ大林區署長タ
ル者ハ二人ヲ、鐵務署長又ハ臺灣總督府臺
北醫院署長ハ一人ヲ限リ高等官二等ニ就
スルコトヲ得
衛生試驗所長タル衛生試驗所技師、陸軍大
學校及陸軍大學校以外ノ陸軍及陸軍諸學校
教官タル陸軍教授若ハ陸軍教授又ハ商船學
校教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功
績アル者ハ各一人ヲ限リ高等官二等ニ就
スルコトヲ得
一 文部省直轄諸學校教授ニシテ五年以上高等
官三等ニ在リ功績アル者ハ三十七人ヲ限リ
高等官二等ニ就スルコトヲ得但シ各校二
人ヲ超ユルコトヲ得ス
東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部
教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績
アル者ハ各部ヲ通シテ二人ヲ限リ高等官二
等ニ就スルコトヲ得
一 東北帝國大學醫科附屬大學醫科、土木工學
科、水産學科教授ニシテ五年以上高等官三
等ニ在リ功績アル者ハ各科ヲ通シテ二人ヲ
限リ高等官二等ニ就スルコトヲ得
一 總領事ニシテ三年以上高等官三等ニ在リ功
績アル者ハ高等官二等ニ就スルコトヲ得
外務省高等官又ハ外交官ヨリ總領事ニ轉任
シタル場合ニ於テハ外務省高等官及外交官
ノ高等官三等ノ在職年數ハ之ヲ前項ノ年數
ニ通算ス
一 勅任外交官ヨリ總領事ニ轉任スル者ハ之ヲ
高等官二等ニ就スルコトヲ得
第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ總領事ハ通
シテ五人ヲ超ユルコトヲ得ス
一 各廳ニ於テ勅任技師ヲ置クコトヲ要スルモ
ノハ官制ニ於テ之ヲ定ム
一 委任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ

外別表第二表各號ノ一ニ依ル
同一ノ官ニシテ官等ニ依リ其ノ俸給額異
スルモノハ別表第三表ニ依リ各其ノ官等ニ
相當スル俸給額ヲ給ス
一 別表第二表第一號ニ依ル官ノ官等ハ高等官
三等乃至七等、同第二號ニ依ルモノハ高等
官四等乃至八等、同第三號ニ依ルモノハ高
等官五等乃至八等、同第四號ニ依ルモノハ
高等官六等以下、同第五號ニ依ルモノハ高
等官三等以下トス
一 別表第二表第一號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相
當スル諸官左ノ如シ
内閣書記内閣官
内閣總理大臣秘書官
法務局參事官
賞勳局書記官
拓殖局書記官
馬政局書記官
鐵道院參事
鐵道院總務課長
樞密院書記官
各省大臣秘書官
各省書記官
內務監察官
地方局書記官
土木局書記官
明治神宮造幣局書記官
理財局書記官

- 專賣局長
- 專賣局參事
- 大藏事務官
- 稅關事務官
- 稅務監督局長
- 稅務監督官
- 理事
- 主理
- 帝國圖書館長
- 山林局書記官
- 水產局書記官
- 特許局事務官
- 山林事務官
- 鐵務署長
- 鐵務所理事
- 鐵務所參事
- 鐵道船舶管理局事務官
- 爲替貯金局事務官
- 逓信局事務官
- 逓信事務官
- 朝鮮總督府參事官
- 朝鮮總督府書記官
- 朝鮮總督府事務官
- 朝鮮總督府醫務官
- 朝鮮總督府臨時土地調查局事務官
- 朝鮮總督府臨時土地調查局長
- 朝鮮總督府道事務官

高等官官等俸給令

- 臺灣總督府參事官
- 臺灣總督府書記官
- 臺灣總督府醫務官
- 臺灣總督府專賣局事務官
- 臨時臺灣總督府工部事務官
- 關東都督府參事官
- 關東都督府書記官
- 關東都督府事務官
- 關東都督府通信管理局長
- 行政裁判所評定官
- 貴族院書記官
- 衆議院書記官
- 一別表第二表第一號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相
當セザ 諸官左ノ如シ
外務事務官
內務事務官
大藏省臨時調查局事務官
判事
帝國大學書記官
臨時產學調查局事務官
逓信省臨時調查局事務官
檢査官
會計檢査院書記官
朝鮮總督府道慈惠醫院署長
朝鮮總督府判事

- 朝鮮總督府檢事
- 臺灣總督府醫院署長
- 臺灣總督府醫學校教授
- 臺灣總督府法院判官
- 臺灣總督府法院檢察官
- 臺灣總督府稅關署長
- 臺灣總督府廳長
- 關東都督府醫院署長
- 關東都督府法院判官
- 關東都督府法院檢察官
- 樺太廳內務部長
- 樺太廳警察部長
- 樺太廳醫院署長
- 警視廳官房主事
- 警視廳警務部長
- 警視廳保安部長
- 警視廳衛生部長
- 北海道廳內務部長
- 北海道廳警察部長
- 北海道廳拓殖部長
- 北海道廳土木部長
- 一別表第二表第三號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相
當スル諸官左ノ如シ
內閣統計官
鐵道院副參事
造神宮主事
稅關副事務官
稅務副監督官

五〇三

(第五表)

官名	級俸	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
横濱、神戸、税關長	四	三,七〇〇	三,三〇〇	三,〇〇〇											
門司、長崎、税關長	四	三,〇〇〇	二,七〇〇	二,四〇〇											
函館、税關長	四	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇											
督學官	三	三,〇〇〇	二,七〇〇	二,四〇〇	二,一〇〇	一,八〇〇	一,五〇〇	一,二〇〇	一,〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇
帝國大學各分科大學教授	三	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
帝國大學各分科大學一級教授	三	一,〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇				
史、料、編、官	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
文部省直轄諸學校長 (東京官立學校長、東京 學府學校長ヲ除ク)	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
東京官立學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
東京官立學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
文部省直轄諸學校教諭	一	一,〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇				
陸地測量師	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
商船學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
航路探議管理所長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮總督府專門學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮總督府中學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	

朝鮮總督府高等普通學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮總督府女子高等普通學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮總督府專門學校教授	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮總督府中學校教諭	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮總督府農林學校教諭	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
京城高等普通學校教諭	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
平壤高等普通學校教諭	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮總督府女子高等普通學校教諭	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮公立高等女學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮公立高等女學校教諭	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮公立實業專修學校教諭	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
朝鮮公立實業學校教諭	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
臺灣總督府醫學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
臺灣總督府國語學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
臺灣總督府中學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
臺灣總督府高等女學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	
臺灣公立中學校長	二	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	

七級	俸	四	十	圓
八級	俸	三	十五	圓
九級	俸	三	十	圓
十級	俸	二	十五	圓
十一級	俸	二	十	圓

一、判任官俸給令五條ノ規定ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ俸給ニ之ヲ準用ス(明治四十年六月二十七日法律第三十八號)

一、工場ニ服務スル技手ヲシテ定時間外ニ服業セシメタル場合ニハ俸給豫算定額内ニ於テ日額六十錢以内ノ金額ヲ給與スルコトヲ得(明治三十二年十二月二十七日法律第四十八號)

○官吏恩給法(明治二十三年六月二十日)摘要

一、文官判任以上ノ者退官シタルトキハ、此法律ノ規定スル所ニ依リ恩給ヲ受クル權利ヲ有ス

二、在官滿十五年以上ノ者左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ終身恩給ヲ給ス

(一)年令六十歳ヲ超エ 退官ヲ許シタルトキ

(二)傷疾ヲ受ケ、若クハ疾病ニ罹リ、其ノ職ニ堪ヘス、退官ヲ許シタルトキ

(三)廢官廢職若クハ官廳事務ノ伸縮又ハ非職滿期ニ依リ退官シタルトキ

○官吏遺族扶助法(明治二十三年六月二十日)摘要

一、文官判任以上ノ者、左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ、其ノ遺族ハ、此法律ノ規定スル所ニ依リ、扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス。但シ第二條ノ納金ヲナスヘキ義務ナキ者ノ遺族ハ此ノ限ニアラス(第一條)

(一)在官十五年以上ノ者在官中死去シタルトキ

(二)在官十五年未滿ノ者公務ノ爲メ死去シタルトキ

(三)恩給ヲ受クル者死去シタルトキ

文官判任以上ノ者ハ、其ノ俸給百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ(第二條)

實際官及ヒ領事官、貿易事務官等、其ノ俸給普通文官ヨリ多額ナルトキハ、普通文官ノ俸給ニ依リ少額ナルトキハ、現ニ受クル所ノ俸給ニ依リ、第二條ノ納金ヲ爲スヘシ

郡判任官及ヒ臺灣總督府地方廳稅務吏ヲ除ク外、政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及ヒ商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏ハ第二條ノ納金ヲ要セス

一、寡婦扶助料年額ハ亡夫ノ受ケタル者、若クハ受ケヘキ恩給年額三分ノ一トス。

公務ノ爲メ受ケタル傷疾ニ原因シテ死去

官吏遺族扶助法摘要

一、左ニ掲クル事項ノ一ニ當ル者ハ、前條ノ年限ニ滿タサルモ、終身恩給ヲ給シ、尙其ノ最下金額十分ノ七マテノ増カ恩給ヲ給ス

(一)公務ニ因リ傷疾ヲ受ケ、一肢以上ノ用ヲ失ヒ、若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ、其ノ職務ニ堪ヘス退官シタルトキ

(二)公務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ願ミルコト能ハスシテ勤勞ニ從事シ、爲メニ疾病ニ罹リ、一肢以上ノ用ヲ失ヒ、若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ、其ノ職務ニ堪ヘス退官シタルトキ

一、恩給ノ年額ハ退官現時ノ俸給ト、在官年數トニ依リ之ヲ定ム。即チ在官滿十五年以上、十六年未滿ニシテ退官シタル者ノ恩給年額ハ、俸給年額ノ二百四十分ノ六十トシ、十五年以後滿一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加ヘ、滿四十年ニ至テ止ム。但シ在官四十年以上ノ者ニ給スヘキ恩給ハ四十年ノ額、又十五年未滿ノ者ニ給スヘキ恩給ハ十五年ノ額トス

非職滿期ニ由テ退官シタル者ノ恩給ハ、其ノ在職最終ノ俸給ニ依テ之ヲ算定ス

實際官及ヒ領事貿易事務官等ノ恩給ハ、其ノ官等ニ對スル普通文官ノ俸額ニ依テ之ヲ算定ス

一、恩給ニ依テ受クル加俸ハ恩給年額ヲ算定スルニ當リ、之ヲ除算スヘシ。

恩給年額圓位未滿數ハ圓位ニ滿タシム

○官吏恩給施行規則(明治二十三年二月)摘要

一、恩給ヲ受ケ、又ハ恩給ヲ受ケスシテ退官シタル者、在官中ノ公務ニ起因スル傷疾疾病引續キ重症ニ趨キタルトキ、其ノ事由ヲ詳悉シ、左ノ期限内ニ申出レハ、査察ノ上、相當ノ恩給ヲ給ス。

(一)一肢ノ用ヲ失ヒ、若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後二箇年

(二)一肢ヲ亡シ、或ハ二肢ノ用ヲ失ヒ、又ハ兩眼ヲ盲シ、若クハ之ニ準スヘキ者退官後三箇年

一、在官年數ハ判任官以上、初任ノ月ヨリ起算シ、退官ノ月ヲ以テ終リトス。

一、恩給支給ノ期ハ退官ノ翌月ヨリ始マリ、死亡ノ月ヲ以テ終ルモノトス。

一、恩給請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ。

(一)在官中履歷書 (二)戶籍謄本

一、公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ、若クハ疾病ニ罹リ、恩給ヲ請求スルモノハ、前條ニ掲クル書類ノ外、左ノ書類ヲ以テ其ノ事實ヲ證明スヘシ。

(一)現認證書又ハ之ヲ證スル公文ノ寫若クハ口供書

シ、又ハ非常ノ勞働及ヒ困苦ヲ忍ビ勤勞ニ從事シ、爲メニ發病死去シ、又ハ公務ニ依リ傳染病ニ接シ、該病毒ニ感染シ、又ハ戰地ニ於テ、若クハ公務旅行中流行病ニ罹リ、死去シタル者ノ寡婦扶助料ハ、亡夫ノ俸給ニ對シ、官吏恩給法第五條ニ依リ算出シタル恩給年額三分ノ二トス

扶助料年額圓位未滿ノ數ハ圓位ニ滿タシム(第四條)

一、寡婦ナキトキ、又ハ扶助料ヲ受クル寡婦死去シ、若クハ權利消滅シタルトキハ其ノ扶助料ヲ孤兒ニ給ス

一、孤兒扶助料ハ數子アルトキハ、家名繼承者ニ給シ、戶主ニ非ル者ノ孤兒ニ在テハ長子ニ給ス。其ノ繼承者及ヒ長子死去シ、若クハ權利消滅シ、若クハ支給期限ノ滿ツルトキハ、順次年少者ニ轉給ス。但シ家名繼承者ヲ除ク外、男子ヲ先ニシ、女子ヲ後ニス。

一、恩給ヲ受ケタル者ノ寡婦ニシテ、其ノ夫退官後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ス

一、此法律ニ於テ孤兒トハ、年令二十歳未滿ニシテ、未ダ結婚セサル者ヲ云フ。但シ養男女子ハ家名繼承者ニ限ル

一、扶助料ハ之ヲ受ケヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

一、扶助料ヲ受ケヘキ寡婦孤兒ナク、若クハ

扶助料ヲ受ケタル寡婦及ヒ孤兒戶籍ヲ去リ、若クハ死去シ、若クハ權利消滅シタルトキ、父母又ハ祖父アルトキハ、寡婦ニ相當スル扶助料ノ全額ヲ其ノ父母又ハ祖父母ニ終身給スルコトヲ得

其ノ扶助料ハ先ツ父ニ給シ、其ノ父存在セサルトキ、若クハ權利消滅シタルトキハ母ニ給ス。母ヨリ祖父ニ、祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此ノ例ニ依ル

一、扶助料ヲ受ケヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ、死去シタル者ノ戶籍内ニアル二十歳未滿又ハ廢疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ、之ヲ給養スル者ナキトキハ、寡婦ニ相當スル扶助料一箇年分ヨリ少カラズ、五箇年分ヨリ多カラサル金額ヲ人員ニ拘ハラズ、一時限リ其ノ父母兄弟ニ給スルコトヲ得(第十一條)

一、扶助料ハ之ヲ受ケヘキ權利ノ生シタル日ヨリ三箇年内ニ請求セサレハ、其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

一、扶助料ヲ受ケタル權利ハ左ノ時ヨリ消滅ス

(一)寡婦死去又ハ結婚シ、若クハ戶籍ヲ去リタル月ノ翌月

(二)孤兒死去又ハ結婚シ、又ハ他家ノ養子女トナリ、又ハ年令二十歳ニ滿チタル月ノ翌月

(三)父母祖父母死去シ、又ハ戶籍ヲ去リタル月ノ翌月

官吏遺族扶助法施行規則摘要

一、孤兒二十歳ニ滿ツルモ、廢疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハス、他ニ給養スル者ナキトキハ、寡婦扶助料ノ三分ノ一ヲ其ノ孤兒ニ各終身給スルコトヲ得。但一戸籍内ニ寡婦ト同額ノ扶助料ヲ受クルモノアルトキハ其間之ヲ給セス(第十五條)
 一、在官十五年未滿ノ者、在官中公務ノ故ニアラスシテ死去シタルトキハ、其ノ遺族ニ一時扶助金ヲ給ス
 前項ノ扶助金ハ在官最終ノ俸給年額百分ノ一ヲ在官年數ニ乘シタル額トス。但シ一年未滿ノ在官月數ハ計算セス(第十七條)

○官吏遺族扶助法施行規則(明治二十三年七月二十三日勅令第百四號)摘要

一、官吏遺族扶助法第一條第一第二及第十條ニ當ル者アリタルトキハ本屬區ヨリ死者ノ履歷書ヲ其ノ遺族ニ下付スヘシ。遺族ハ之ヲ以テ扶助料又ハ一時扶助金請求ノ證ト爲スヘシ
 一、官吏遺族扶助法第一條第三ニ當ル者ノ遺族ハ其ノ恩給證書ヲ以テ扶助料請求ノ證ト爲スヘシ
 一、官吏遺族扶助法第四條第二項ニ當リタル者アリタルトキハ本屬區ニ於テ事實ヲ查覈シ、其ノ傷損若クハ疾病ノ公務ニ起因シタル證據トナルヘキ書類及ヒ醫師ノ診斷ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ其ノ診斷書ヲ併セテ、其ノ遺族ニ下付スヘシ遺族ハ之ヲ以テ扶助料請求ノ證トスヘシ

一、扶助料ヲ受クル者死去シ、若クハ權利消滅シ、若クハ支給期限ノ滿チタルトキ、其ノ扶助料ノ轉給ヲ請フ者ハ、前者ノ扶助料證書ヲ以テ請求證ト爲スヘシ
 一、公權停止ニ因リ、扶助料ノ轉給ヲ受クヘキモノハ確定裁判ノ宣告書寫ヲ以テ請求ノ證ト爲スヘシ
 一、官吏遺族扶助法第十一條及ヒ第十五條ニ當ル者ハ、其事由ヲ詳記シ、廢疾不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル者ハ醫師ノ診斷ヲ添ヘ扶助料ヲ請求スヘシ
 一、官吏遺族扶助法ニ依リ、扶助料ヲ請求スル者ハ、其ノ請求書ニ戸籍謄本及ヒ第一乃至第六條ニ掲グル書寫ヲ添ヘ、住所地ノ地方長官ニ差出スヘシ

官廳	勅任		奏任		判任		計		履備		合計	
	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸
內閣	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
外務省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
內務省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
大藏省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
陸軍省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
海軍省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
文部省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
司法省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
農商務省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
逓信省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
社會省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
行政省	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
貴族院	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
衆議院	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
朝鮮總督府	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
臺灣總督府	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
關東都督府	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
警視廳	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
北海道	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
樺太廳	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
府縣	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
總計	26	1,140,000	478	8,830,000	6,999	3,900,000	511	801,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612

官廳	勅任		奏任		判任		計		履備		合計	
	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸
海軍省	6	270,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
文部省	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
司法省	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
農商務省	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
逓信省	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
社會省	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
行政省	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
貴族院	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
衆議院	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
朝鮮總督府	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
臺灣總督府	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
關東都督府	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
警視廳	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
北海道	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
樺太廳	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
府縣	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612
總計	7	315,000	151	2,850,000	854	4,500,000	111	1,011,236	1,556	3,232,236	2,567	1,193,612

(備考) 本表は國庫金を以て俸給を支給する文官を掲ぐ但し諸官廳の臨時雇傭、應中取締及門衛等並に休職官吏は算入せず○年俸中には在勤俸又は加俸を包含す○武官にして文官に専任し文官として俸給を受くるものは本表に算入す○本表の人員年俸は本官に依て掲ぐ○親任待遇及勅任待遇は勅任に奏任待遇は奏任に判任待遇は履備に算入す九本表履備に於て選信省中に包含する郵便、電信、

文官勅任判任人員及び年俸

宮内官吏勅令判別人員及び年俸

電話局の職員は大正五年三月末日の調査なり(表中△は地方費支辨に係る警部補及郡判任官なり○大正三年末勅任年俸前年掲載せしものと差異あるは一回本書刊行後海軍省より正誤の申報ありしを以て本年之を訂正せしに依る)

○宮内官吏勅令判別人員及年俸

第三十五内閣統計年鑑に依る

年次	勅任		判任		等外		備		合計
	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸	
明治三十四年末	27	100,611	190,890	1,448	395	2,733	2,223	79,374	
大正元年末	27	100,500	190,890	1,448	395	2,733	2,223	79,374	
同二年末	27	100,500	190,890	1,448	395	2,733	2,223	79,374	
同三年末	27	100,500	190,890	1,448	395	2,733	2,223	79,374	
同四年末	27	100,500	190,890	1,448	395	2,733	2,223	79,374	

(備考) 本表には女官を省く○待遇者は其相當各官に合載す○本表の外大正四年末に嘱託員八十人其手當金四萬二千八百九十六圓あり○本表の外休職勅任七奏任十七人判任七人あり

○在外公館官吏數

第三十五内閣統計年鑑に據る(前表外務省中の再掲なり)

官職	明治三十四年末		大正元年末		明治三十四年末		大正元年末	
	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸	人員	年俸
大使館通譯官	1	1,448	1	1,448	1	1,448	1	1,448
公使館通譯官	1	1,448	1	1,448	1	1,448	1	1,448
書記生及通譯生	1	1,448	1	1,448	1	1,448	1	1,448
警部及巡查	1	1,448	1	1,448	1	1,448	1	1,448
領事及副領事	1	1,448	1	1,448	1	1,448	1	1,448
貿易事務官	1	1,448	1	1,448	1	1,448	1	1,448
領事官補	1	1,448	1	1,448	1	1,448	1	1,448
書記生及通譯官	1	1,448	1	1,448	1	1,448	1	1,448
警部及巡查	1	1,448	1	1,448	1	1,448	1	1,448

○武官人員及年俸

(第三十五内閣統計年鑑に據る)

勅任	陸軍		海軍		合計	判任	候補	合計
	人員	年俸	人員	年俸				
大將	1	110,000	0	0	110,000	0	0	110,000
中將及相當官	1	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000
少將及相當官	1	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000
大佐及相當官	1	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000
中佐及相當官	1	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000
少佐及相當官	1	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000
大尉及相當官	1	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000
中尉及相當官	1	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000
少尉及相當官	1	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000
合計	1	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000

本表に掲ぐるものは現任在職者にして待命休職停職並に豫備後補ノ者は算入せず△×印を附したるは女官ノ専務とし若は部外勅任者にして武官俸給を受けざるものなり△本表陸軍に於ては士官候補生及下士の調を缺く△本表の外大正三年末陸軍武官にして外國應聘の者佐官に一人あり者佐官に四人尉官に一人及尉官にして行方不明の者二人あり又同年末海軍武官にして外國應聘の者佐官に一人あり

○恩給及扶助料受領者人員及金額

第三十五内閣統計年鑑に據る

種別	明治三十七年末		同四十二年末		大正三年末	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
文官	10,688	1,678,951	15,063	2,399,654	25,106	3,811,006
陸軍軍人	12,776	1,588,754	8,965	7,699,299	9,888	10,438,818
海軍軍人	5,029	505,713	16,474	7,699,299	11,218	11,218,000
合計	28,493	3,773,418	40,502	21,808,252	46,212	58,467,824

武官人員及年俸

勳章贈與及外國人數 第三十五內閣統計年鑑に據る

種	類	明治八年末	同十四三年末	同十四四年末	明治八年末	同十四三年末	同十四四年末	種	類	明治八年末	同十四三年末	同十四四年末
大勳位	菊花章頸飾	1	1	1	1	1	1	勳三等	瑞旭	1	1	1
勳一等	瑞旭	1	1	1	1	1	1	勳四等	瑞旭	1	1	1
勳二等	瑞旭	1	1	1	1	1	1	勳五等	瑞旭	1	1	1
	冠寶日	1	1	1	1	1	1		冠寶日	1	1	1
	章章章	1	1	1	1	1	1		章章章	1	1	1
合計		1	1	1	1	1	1			1	1	1

○高等試験令

多年の懸案たりし高等試験令及び之に關係する規定は左の如く去月十八日の官報にて公布さるべし

○高等試験令

第一條 奏任文官ノ任用資格試験外文官及領事官ノ任用資格試験並裁判所構成法第五十八條ノ試験ハ高等試験ト稱シ本令ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ行フ其ノ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第三條 本試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

一 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第五條 高等試験ニ分テテ豫備試験及本試験トス豫備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六條 豫備試験ニ受驗者本試験ヲ受クルニ相當ナル學識ヲ有スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第七條 豫備試験ハ論文及外國語ニ就キ之ヲ

行フ

外國語試験ハ英語、佛語及獨語ノ中ニ就テ受驗者ヲシテ豫メ一種ヲ選擇セシメ之ヲ行フ但シ受驗者ノ願ニ依リ他ノ外國語ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第七條 豫備試験ヲ受ケムトスル者ハ中學校ヲ卒業シタル者文部大臣ニ於テ普通教育ニ關シ之ト同等以上ノ學歷ヲ有スト定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ關シ中學校ト同等以上ト認ムル外國ノ學校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ國語、漢文、歴史、地理、數學物理及化學ノ七科目ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ於テ行フ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

第八條 高等學校大學豫科又ハ文部大臣ニ於テテ之ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタル者ハ豫備試験ヲ免ス

第九條 本試験ハ受驗者學理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ且之ヲ實務ニ應用スルノ能力アルヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十條 本試験ヲ分テテ行政科、外交科及司法科ノ三科トス

第十一條 本試験ハ筆記及口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受ク

第十二條 民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法其ノ他高等試験委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及口述試験ハ受驗者ニ法文ヲ示シテ之ヲ行フ

第十三條 行政科試験ハ左ノ科目ニ付キ之ヲ行フ

一 憲法ニ行政法三民法四刑法五國際公法六經濟學以上ノ科目ハ必須トス一 商法ニ民事訴訟法三刑事訴訟法四財政學以上ノ科目ハ受驗者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選擇セシム

第十四條 外交科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法ニ國際公法三國際私法四經濟學五外交史六外國語以上ノ科目ハ必須トス

外國語ハ英語佛語及獨語ノ中ニ就キ受驗者ヲシテ豫メ一種ヲ選擇セシム受驗者ノ願ニ依リ其ノ選擇シタル外國語ノ外他ノ外國語ヲ併セテ試験スルコトアルヘシ

行政法ニ民法三商法四刑法五財政學商業學七商業史以上ノ科目ハ受驗者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選擇セシム

第十五條 司法科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法ニ民法三商法四刑法五民事訴訟法六刑事訴訟法七國際私法

以上ノ科目ハ必須トス

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選
擇セシム

第十六條 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者
ハ翌年ニ限り其ノ科ノ筆記試験ヲ免ス

第十七條 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニ
シテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケントスル者ニ付
テハ必須科目ノ試験ニ在リテハ受験セザリシ
科目ニ就キテノミ之ヲ行ハ選擇科目ノ試験
ニ在リテハ其ノ科目中ニ受験シタル科目ヲ
キトキニ於テノミ之ヲ行フ

第十八條 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ高等
試験委員ノ認定スル所ニ依ル

第十九條 高等試験ノ合格者ハ合格證書ヲ附
與ス

第二十條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケント
シタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違反シタ
ル者ハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス試験合
決定後發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効ト
ス

第二十一條 高等試験ヲ受ケムトスル者ハ手
數料トシテ本試験ノ一科ニ付十圓ヲ納ムヘ
シ

第二十二條 高等試験ニ關スル細則ハ閣令ヲ
以テ之ヲ定ム

附則
本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
文官試験規則並外交官及領事館試験規則ハ
之ヲ廢止ス

大正三年法律第三十九號中第五十七條乃至
第五十九條第六十二條及第六十五條ノ改正
規定大正三年法律第四十號並本令中司法科
試験ニ關スル規定ハ大正十二年三月一日ヨ
リ之ヲ施行ス

○普通試験令

第一條 特別ノ規程アルモノヲ除クノ外判任
文官ノ任用資格試験ハ普通試験ト稱シ本令
ニ依リ之ヲ定行フ

第二條 普通試験ハ各官廳ノ須要ニ應ジ其ノ
廳ノ普通試験委員之ヲ行フ其ノ期日場所ハ
豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告シ東京以外ノ地ニ
於イテ行フ試験ニ在リテハ尙ホ其ノ地方ノ
新聞紙ニ公告ス

第三條 普通試験ヲ受ケムトスル者ハ手數料
トシテ二圓ヲ納ムヘシ

第四條 普通試験ハ中學校ノ學科中五科目
以上ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ於テ之ヲ行
フ

前項外各官廳所掌ノ事務ヲ斟酌シ別ニ科目
ヲ加フルコトヲ得

前項ノ科目ハ普通試験委員之ヲ定メ高等
試験委員ノ承認ヲ經ヘシ

第五條 高等試験令第三條及第十八條乃至第
二十條ノ規定ハ普通試験ニ之ヲ準用ス

第六條 普通試験ニ關スル細則ハ普通試験委
員之ヲ定メ高等試験委員ニ報告スヘシ

附則
本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前文官普通試験ノ期日及場所ヲ公告
シタルモノニ付テハ其ノ試験ハ従前ノ仍例ニ
依ル

○高等試験委員及普通
試験委員官制

第一章 高等試験委員

第一條 高等試験委員ハ内閣總理大臣ノ監督
ニ屬シ高等試験ニ關スル事務高等文官任用
ノ銓衡ニ關スル事務及普通試験令ニ依ル事
務ヲ管掌ス

第二條 高等試験委員ハ委員長部長常任委員
及臨時委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 高等試験委員ハ之ヲ三部ニ分ツ
第一部ハ高等試験行政科試験及他ノ部ニ屬
セサル試験其ノ他ノ事務ヲ掌ル

第二部ハ高等試験外交科試験並外交官及領
事官任用ノ銓衡ニ關スル事務ヲ掌ル

第三部ハ高等試験司法科試験ニ關スル事務
ヲ掌ル

第四條 委員長ハ法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ
第一部ノ部長ハ委員長之ヲ兼ス第二部ノ部
長ハ外務次官第三部ノ部長ハ司法次官ヲ以
テ之ニ充ツ

第五條 委員長ハ職員ヲ監督シ高等試験委員
ニ屬スル一切ノ事務ヲ統理ス部長ハ其ノ部

ニ屬スル事務ヲ掌理ス

第六條 常任委員ハ六人トス各官廳高等官ノ
中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於
テ之ヲ命ス

常任委員ハ各部ニ分屬シ高等試験委員ニ屬
スル事務ヲ分掌ス

第七條 臨時委員ハ各官廳高等官ノ中ヨリ試
驗施行毎ニ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣
ニ於テ之ヲ命ス

臨時委員ハ各部ニ分屬シ試験ノ事ヲ掌ル
第八條 高等試験委員ノ事務ニ關シ常任書記
及臨時書記ヲ置ク常任書記ハ六人トス各官
廳判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス臨時
書記ハ各官廳吏員ノ中ヨリ試験施行ノ際必

要ニ應ジ内閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二章 普通試験委員

第九條 普通試験委員ハ之ヲ各官廳ニ置ク長
官ノ監督ニ屬シ普通試験及判任文官任用ノ
銓衡ニ關スル事務ヲ管掌ス

第十條 普通試験委員ハ委員長及委員ヲ以テ
之ヲ組織ス

第十一條 委員及委員ハ中央官廳ニ於テハ其
ノ廳ノ高等官ノ中ヨリ地方官廳ニ於テハ其
ノ廳ノ官吏及官立公立ノ學校教員ノ中ヨリ
長官之ヲ命ス

第十二條 委員長ハ職員ヲ監督シ普通試験委
員

員ニ屬スル一切ノ事務ヲ統理ス

第十三條 普通試験委員ノ事務ニ關シ書記ヲ
置ク各官廳判任官ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則
本令ハ大正七年一月ヨリ之ヲ施行ス但シ高
等試験委員官制並外交官及領事官試験委員
官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ文官普通試験委員長文官
普通試験委員又ハ文官普通試験書記ノ職ニ
在ル者別ニ辭令書ヲ交附セラレサルトキハ
各普通試験委員長普通試験委員又ハ普通試
驗書記ヲ命セラレタルモノトス



附 錄

書 式 要 覽

○地目變換屆 地目變換ヲ地方廳並ニ稅務署ニ届出ツヘキ書面ノ例
(條例一〇、施規一五、一項ノ二號)

地目變換屆
何府縣何郡市町村番地族稱職業
何
某

何府縣何郡市町村大字何字何、何番
一畑何段何畝步
此地價金何程
此地租金何程
此變換地
一郡村宅地何段何畝步
此地價金何程
此地租金何程
右ノ通地目變換候ニ付キ此段及御届候也
年 月 日
何
某

何府縣知事
稅務署長何某殿

○地類變換屆 (同上地類變換屆ノ例)

地類變換屆

何府縣何郡市町村番地族稱職業
何
某

何府縣何郡市町村大字何字何、何番
一山林何町何段何畝步
此地價金何程
此地租金何程
此變換地
一畑何町何段何畝步
此地價金何程
此地租金何程
右ノ通地類變換候ニ付キ此段及御届候也
年 月 日
何
某

何府縣知事
稅務署長何某殿

○免租地有租願 (免租地ヲ有租地ト爲サントスルトキ地方廳ノ許
可ヲ受クヘキ書式ノ例條、(例一一))

免租地有租願
何府縣何郡市町村番地族稱職業
何
某

何府縣何郡市町村大字何字何、何番
一井溝何段何畝步
此地價金何程
此地租金何程
此畑何段何畝步
此地價金何程
此地租金何程

何府縣知事
稅務署長何某殿

右從來者所有ノ免租地ニ有之候處今般有租地ニ變更致度候間御検査ノ上御許可相成度此段願上候也

年月日 何府縣知事何某殿 右 何 某

○開墾 (開墾ヲ爲サントスルトキ地方廳並ニ稅務署ニ届出ツキ書式ノ例條)(例一六ノ一項、施規一五ノ一項ノ三號)

開墾届

何府縣何郡市町村番地族稱職業

某

何府縣何郡市町村大字何字何、何番 一原野何町何段何畝步 此地價金何程

此地租金何程

何府縣何郡市町村大字何字何、何番 一山林何町何段何畝步 此地價金何程

此地租金何程

右地所今般烟ニ開墾致度明治何年何月何日ヨリ着手可仕候ニ付キ此段及御届候也

年月日 何府縣知事何長某殿 右 何 某

○有租地免租願 (被害ノ爲メ荒地トナリタルモノ免租出願書面ノ例)(條例二〇、施規一四)

此地租金何程

右地所ハ從來何々(免地租ノ地名ヲ掲ク)ニシテ免租地ニ有之候處今般烟ニ變換致候間地價設定相成度別紙土地測量圖相添此段願上候也

年月日 何稅務署長何某殿 右 何 某

○地價修正願 (地價修正願書ノ例、同上)

(二四四六)地價修正願

何府縣何郡市町村番地族稱職業

某

何府縣何郡市町村番地大字何字何、何番 一田何段何畝步 此地價金何程

此地租金何程

何府縣何郡市町村大字何字何、何番 此比準隣地 此地租金何程

一田何段何畝步 此地租價金何

此地租價金何

右地所ハ荒地トシテ明治何年何月何日附免租年期許可相成候處今般地上ケテ爲シ郡村宅地ニ地目變換致候ニ付テハ隣地ニ比準シ地價修正相成度別紙土地測量圖相添此段願上候也

年月日 何稅務署長何某殿 右 何 某

有租地免租願

何府縣何郡市町村番地族稱職業

某

何府縣何郡市町村大字何字何、何番 一畑何段何畝步 此地價金何程

此地租金何程

右畑地積年洪水ノ爲メ洗刷サレ砂地ト相成(又ハ海嘯ノ爲メ潮水浸入シ作土ヲ損害シ荒地ト相成)耕作難致候ニ付キ地租免除相成度此段願上候也

年月日 何稅務署長何某殿 右 何 某

○地價設定願 (地價ノ設定又ハ修正ヲ要スルトキ出願書ノ例、施規一五ノ二項)

地下設定願

何府縣何郡市町村番地族稱職業

某

何府縣何郡市町村大字何字何、何番 一畑何段何畝步 此見積地價金何程

此地租金何程

何府縣何郡市町村大字何字何、何番 一畑何段何畝步 此地價金何程

○所得申告書 第三種ノ所得ニ付キ納稅義務者ヨリ其所得ノ種類及金額ヲ政府ニ申告スヘキ書面ノ例所得稅法八、所得稅法施行規則四

所得申告書

何府縣何郡市町村番地族稱職業

某

納稅義務者 何

一金何程 山林ノ所得 一金、田(畑)ノ所得 一金、何々ノ所得 計全何程

右所得ノ種類及金額申告候也

年月日 何稅務署長何某殿 右 何 某

届出申請書式 (可成書式)

○出生(第一號)

出生届

東京市何區何町何番地平民

父 何 母 何 長男 何

出生子 右何某明治何年何月何日午前(後)何時何市何區何町何番地ニ於テ出生候間此段及御届候也

○同上(第二號)共(戸六八、六九、一項、七一、一項)

年 月 日 何 某
年 月 日 生

東京市何區戶籍吏何某殿

出生届
東京市麹町區元園町二丁目二番地戶主平民
菓子商兵助長男無職業

父 秋友太郎 吉

母 ト

長女 タ ッ

右タツ明治參拾貳年參月五日午後四時東京市神田區今川小路三丁目三番地ニ於テ出生候間此段及御届候也

明治參拾貳年參月六日

寄留地 東京市神田區今川小路三丁目三番地

米田 ト

東京市神田區戶籍吏何某殿

○菓子縁組届 (戸八五、八七、民八四七)

菓子縁組届

東京府北豐島郡板橋町千番地戶主平民

養父 秋友太郎 吉

慶應元年參月八日生

養母 三郎 父

明治貳年六月九日生

東京市小石川區原町百番地戶主農

三郎カ復籍ハ 兄 内山 權

三郎カ父

無職業

同實母

右明治參拾貳年參月貳日縁組候處今般協議ノ上離縁候間別紙何々同意證書相添付段及御届候也

明治參拾壹年八月七日

秋友太郎 吉

三郎 父

東京府北豐島郡板橋町六十番地農

證人 上井 好 助

明治貳年六月八日生

東京府北豐島郡板橋町五十番地農

證人 下口 尙 次

明治五年七月壹日生

東京府北豐島郡板橋町戶籍吏何某殿

○婚姻届 (戸一〇二、一〇三、民七七五)

婚姻届

東京市麹町區三丁目反番地戶主士族官吏

夫 青木 太郎

明治五年六月貳日生

右父 無職業

神奈川縣横濱市吉田町一丁目八番地戶主

右母 青木 一 作

平民無職業

明治拾年五月拾日生

右實父 内山 良 一

右實母

右菓子縁組候間別紙何々同意證書相添付此段及御届候也

明治參拾貳年參月貳日

秋友太郎 吉

内山 三郎

東京府北豐島郡板橋町六十番地農

上井 好 助

明治貳年六月八日生

東京府北豐島郡板橋町五十番地農

下口 尙 次

明治五年七月壹日生

東京府北豐島郡板橋町戶籍吏何某殿

○菓子縁組届 (戸九五、九八、民八六四)

菓子縁組届

東京府北豐島郡板橋町千番地戶 平民農

養父 秋友太郎 吉

慶應元年參月八日生

養母 三郎 父

明治貳年六月九日生

明治拾年五月拾日生

下宿營業三郎 平民無職業

養父 柴野 ト

明治拾年拾月壹日生

右父 無職業

右母 柴野 作 三

右婚姻候間別紙何々同意證書相添付此段及御届候也

明治參拾壹年九月八日

青木 太郎

柴野 ト

神奈川縣横濱市吉田町三丁目一番地

寄留地 東京市麻町區元園町一丁目二十番地酒類營業

福内 三郎

明治八年五月四日生

東京市神田區錦町三丁目一番地無職業

鈴木 喜 一

明治元年六月七日生

東京市麻町區戶籍吏何某殿

○入夫婚姻届 (戸一〇二、民七、五)

入夫婚姻届

東京市麹町區飯田町一丁目二十六番地

妻 平民裁縫師

口上 ッ

明治六年參月六日生

神奈川縣横濱市戸部町百番地無職業

口上 義 八

五三三

右母亡 埼玉縣北足立郡大宮町三番地戸主無職業
谷次叔父平民小學校教員
夫 下屋文作
明治元年九月七日生
右父亡 下屋權一
右母 下屋權一
右入夫婚姻候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也
明治參拾壹年拾壹月拾日

證人 口上ナト
下屋文作
東京市本郷區追分町五番地材木商
谷田松吉
東京市麹町區永田町二丁目一番地無職業
田添治作
明治元年壹月五日生
東京市麹町區戸籍吏何某殿

○離婚届 (戸一〇九、一一〇、民八一〇)

離婚届
東京市麹町區麹町三丁目五番地戸主
士族官吏
夫 青木太郎
明治五年六月貳日生
無職業 青木一作
右父 青木一作
右母 ナ

妻 神奈川縣横濱市吉田町一丁目八番地戸主
明治拾年拾月壹日生
下宿營業
トラカ復籍ス
ヘキ家ノ戸主 兄 榮野三郎
トヲ父 無職業 榮野作三
同母 榮野三郎
右明治參拾壹年九月八日婚姻候處今般協議ノ上離婚候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也
明治參拾貳年拾月六日

證人 青木文郎
ト
東京市麹町區土手三番町七番地印刷業
川田鎗一
明治八年七月六日生
東京市麹町區元園町一丁目六番地土木商
負業 戸部辰三
明治參年壹月五日生
東京市麹町區戸籍吏何某殿

○後見開始届 (戸一一四、一一六、一、民九〇〇)

後見開始届
横濱市若松町三番地戸主無職業
被後見人 甲野巳太郎
明治參拾壹年八月七日生

○後見人任務終了届 (戸一一七)

後見人任務終了届
横濱市若松町三番地戸主無職業
被後見人 甲野巳太郎
明治參拾壹年八月七日生
横濱市老松町七番地戸主平民無職業
原村巳之助
明治元年拾月五日生
右ハ明治參拾壹年拾月九日就職ノ後明治參拾五年六月貳日何々ニ因リ任務終了候間此段及御届候也
明治參拾五年拾貳月貳拾五日
横濱市戸籍吏何某殿
原村巳之助

○隱居届 (戸一九、二一〇、二二、民五三、七五三、七)

隱居届
東京市京橋區入船町三十七番地平民船問屋
隱居者 須田平助
天保拾年六月七日生
家督相続人 平助三男無職業 初 三
明治元年貳月五日生
右平助病氣ニ因リ家政ヲ執ルコト能ハサルニ付裁判所ノ許可ヲ得テ隱居候間別紙裁判ノ原本及ヒ家督相続人ノ承認證書相添此段及御届候也
明治參拾貳年四月五日
須田平助
須田初三

○後見人更迭届 (戸一四、一一五、一一六、二項)

後見人更迭届
横濱市若松町三番地戸主無職業
被後見人 甲野巳太郎
明治參拾壹年八月七日生
前任後見人 横濱市老松町七番地戸主平民無職業
住所 同 森田丁吉
被任後見人 原村巳之助
明治元年拾月五日生
右巳太郎ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ因リ明治參拾壹年八月拾日後見開始同日拾貳日遺言ニ因リ就職候間別紙後見人指定ニ關ス 遺言ノ原本相添此段及御届候也
明治參拾壹年八月拾參日
横濱市戸籍吏何某殿
森田丁吉

東京市京橋區戶籍吏何某殿

○失竊屆 (戶一三三、民三〇)

失踪者 神奈川縣久良岐郡戶部村百番地戶主 鹿谷 田 香七
 失踪者 明治參年五月六日生
 右香七ニ對スル明治參拾參年壹月貳日失踪宣告ノ裁判同年貳月四日確定候ニ付別紙裁判ノ謄本相添此段及御届候也
 明治參拾貳年貳月拾日
 神奈川縣久良岐郡戶部村百二番地戶主 士族無職業
 宣告請求者 香七兄 天 野 丁 吉
 明治元年貳月貳日生
 神奈川縣久良岐郡戶部村戶籍吏何某殿

○死亡屆 (戶一二五)

死亡屆
 東京市牛込區加賀町二丁目三番地戶主 平民牛乳商乙吉長男
 死亡者 菅 野 丙 作
 明治貳拾貳年四月五日生
 右丙作明治參拾貳年壹月六日午後參時參拾分東京市牛込區加賀町二丁目三番地ニ於テ死亡候間別紙醫師ノ診斷書相添此段及御届候也
 明治參拾貳年壹月七日
 戶主 菅 野 乙 吉
 〇

東京市牛込區戶籍吏何某殿

○家督相續屆 (戶一三三)

家督相續屆
 東京市赤阪區青山南町三丁目二番地戶主 士族官吏
 家督相續人 吉次二男 住 田 辰 藏
 明治參年貳月四日生
 右ハ明治參拾貳年壹月六日前戶主父吉次隠居ニ因リ家督相續候間此段及御届候也
 明治參拾貳年壹月七日
 住 田 辰 藏
 東京市赤阪區戶籍吏何某殿

○推之家督相續人廢除屆 (戶一三七、民九七五)

推定家督相續人廢除屆
 東京市本郷區元町一丁目五番地戶主平民 下宿營業北内力藏長男 職 業 太 郎
 推定家督相續人 北 内 力 藏
 明治拾年七月七日生
 右太郎被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シタルニ因リ明治參拾貳年四月四日推定家督相續人廢除ノ裁判確定候間別紙裁判ノ謄本相添此段及御届候也
 明治參拾貳年五月六日
 被相續人 北 内 力 藏
 弘化貳年貳月四日生

○同上 其二戶一三七、一三八、民九七五

推定家督相續人廢除屆
 東京市本郷區弓町三丁目一番地戶主福永 吉藏(明治參拾貳年八月貳日死亡)長男無 職業 一 郎
 明治五年貳月八日生
 右一郎家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタ ルカ爲メ明治參拾貳年拾月貳日推定家督相續人廢除ノ裁判 確定候間別紙裁判ノ謄本相添此段及御届候也
 明治參拾貳年拾月四日
 東京市本郷區湯島新花町六十番地戶主 平民無職業
 遺言執行者 一 郎 叔 父 福 田 龜 三
 明治元年參月貳日生
 東京市本郷區戶籍吏何某殿

○家督相續人指定屆 (戶一四〇、民九七九、九八〇)

家督相續人指定屆
 東京市京橋區采女町一丁目五番地戶主 辰郎三男平民書齋商 山 岩 吉 次
 指定家督相續人 明治拾年壹月七日生
 右ハ法定ノ推定家督相續人ナキニ付家督相續人ニ指定候間 此段及御届候也

東京市京橋區戶籍吏何某殿

○入籍屆 (戶一四六、一四七、民七三五、一四)

入籍屆
 東京市神田區鎌倉河岸二丁目三番地戶 主酒問屋 五三七

○家督相續人指定取消屆 (戶一四二、一四三、民九七九、三項)

家督相續人指定取消屆
 東京市京橋區采女町一丁目五番地戶主 辰郎三男平民書齋商 山 岸 吉 次
 指定家督相續人 明治拾年壹月七日生
 右ハ明治參拾貳年五月貳日家督相續人ニ指定候處今般取消 候間此段及御届候也
 但家督相續人指定ノ登記ハ取消相成度此段併テ申請候也
 明治參拾貳年拾月貳拾五日
 東京市京橋區采女町三丁目一番地戶主 平民無職業
 指定取消人 吉次兄 黒 田 吉 郎
 明治元年貳月五日生
 東京市京橋區戶籍吏何某殿

入籍スヘキ家ノ戸主 落合六兵衛 弘化元年貳月四日生

東京市神田區三河町三丁目一番地戸主 平民無職業

廢家ノ上入籍 六兵衛妹キ 尾野兵助 明治五年參月貳日生

右入籍候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也 明治參拾壹年拾月五日

東京市神田區戸籍吏何某殿 尾野兵助

○同上 其二戸一四六、一四七、民七三七)

入籍届 東京市神田區錦町一丁目四番地戸主

無職業 入籍スヘキ家ノ戸主 奥田七郎 弘化貳年參月五日生

東京市神田區鈴木町八番地戸主平民無職業 廢家ノ上入籍 七郎弟 下田鶴松 嘉永元年貳月拾日生

右人籍候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也 明治參拾壹年拾月貳拾日

東京市神田區戸籍吏何某殿 下田鶴松

○同上 其三(戸一四六、一四七、民七三八)

東京市神田區戸籍吏何某殿 明治元年拾月貳日生

○離籍届 其二(戸一四八、民七五〇、二項、三項)

東京市神田區堅大工町六番地戸主平民無職業 草商德兵衛三男無職業 河内德三郎 明治參年貳月九日生

德三郎ト共ニ家ヲ去ル 德三郎養女カマ 明治拾九年八月六日生

右德三郎明治參拾貳年貳月四日戸主ノ同意ヲ得スシテ養子ヲ爲シタルニ因リ離籍候間此段及御届候也 明治參拾參年貳月貳拾日

東京市神田區戸籍吏何某殿 河内德兵衛 弘化參年貳月四日生

○離籍二因ル一家創立届 (戸一四九、民七四二)

離籍ニ因ル一家創立届 東京市神田區堅大工町六番地戸主煙草商 離籍ヲ爲シタル戸主 河内德兵衛 弘化參年貳月四日生

東京市神田區堅大工町五番地戸主平民無職業 一家創立者 德兵衛三男 河内德三郎 明治參年貳月九日生

入籍届

東京市神田區小川町五十番地戸主平民無職業 山口太郎(明治元年七月六日生)妻無職業

右タカ兄東京市本郷區道分町三番地戸主 官吏田五郎(天保貳年參月六日生)三女

右入籍候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也 明治貳拾年貳月四日生

東京市神田區戸籍吏何某殿 山口タカ

○離籍届 其一(戸一四八、民七四五、七五、二項)

東京市神田區美土代町一丁目四番地戸主 平民青物商三平弟無職業 戸口平次 明治五年六月八日生

平次ト共ニ家ヲ去ル 妻キ 明治六年四月四日生

右平次明治參拾壹年參月四日戸主ノ同意ヲ得スシテ離籍ニ爲シタルニ因リ離籍候間此段及御届候也 明治參拾貳年壹月六日

東京市神田區戸籍吏何某殿 戸口三平

德三郎ノ家ニ入ル 德三郎養女カマ 明治拾九年八月六日生

右ハ父德兵衛ノ同意ヲ得スシテ養子ヲ爲シタルカ爲メ明治參拾貳年參月貳拾日離籍セラレタルニ因リ一家創立候間此段及御届候也 明治參拾貳年參月壹日

東京市神田區戸籍吏何某殿 河内德三郎

○復籍届届 (戸一五〇、民七五〇、二項)

復籍届届 東京市神田區錦町一丁目三番地戸主運送業川口秀雄(弘化元年參月四日生)養子無職業 晋吉 明治九年八月七日生

右晋吉明治參拾壹年五月參日戸主ノ同意ヲ得スシテ養子ト爲リタルニ因リ復籍届候間此段及御届候也 明治參拾壹年拾貳月貳日

東京市下谷區練堀町十番地戸主平民菓子商 寄留地 東京市神田區錦町三丁目一番地 晋吉實父 下井儀一 弘化貳年四月七日生

東京市神田區戸籍吏何某殿

○復籍届届二因ル一家創立届 (戸一五一、民七四二)

復籍ニ因ル一家創立屆
東京市下谷區練馬町一番地戸主菓子商
下井儀一
弘化元年四月七日生
東京市神田區美土代町一丁目五番地戸主
主平民無職業

一家創立者
川口 香吉
明治九年八月七日生

右ハ離婚ニ因リ實家ニ復籍可致ノ處父儀一ノ同意ヲ得スシテ
テ發子ト爲リタルカ爲メ明治參拾壹年拾貳月貳日復籍拒絕
セラレタルニ因リ一家創立候間此段及御届候也
明治參拾貳年壹月七日

東京市神田區戸籍吏河某殿
川口 香吉

〇廢家ニ因ル一家創立屆 (戸一五一、民七四〇)

廢家ニ因ル一家創立屆

東京市神田區美土代町一丁目五番地戸主
無職業

廢家ノ最終ノ戸主

川口 香吉
明治九年八月七日生

東京市神田區今川小路二丁目三番地戸主
平民無職業

一家創立者 香吉妹 田上チク

明治拾壹年貳月參日生

右ハ離婚ニ因リ實家ニ復籍可致ノ處兄香吉明治參拾五年貳
月五日廢家ヲテ他家ニ入りタルカ爲メ復籍スルコト能ハサ

ルニ付一家創立候間此段及御届候也
明治參拾九年八月七日

東京市神田區戸籍吏河某殿

〇廢家 (戸一五、民七六二)

廢家屆

東京市神田區美土代町一丁目五番地戸主
平民無職業

廢家人

川口 香吉
明治九年八月七日生

香吉妻

明治拾貳年參月四日生

東京市神田區三河町二丁目カ番地戸主

酒商

上山 卓一
明治元年貳月參日生

右廢家候間別紙家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ニ非サ

ルコト證明相添此段及御届候也

明治參拾五年貳月五日

東京市神田區戸籍吏河某殿

川口 香吉

〇廢家及ヒ一家創立屆 (戸一五三、民七六四)

廢家及ヒ一家創立屆

東京市淺草區左衛門河岸第六號地戸主無
職業

廢家

總家最終ノ戸主亡

岡田 三平
天保參年六月四日生

東京市淺草區三筋町三丁目一番地戸主平
民賣藥商

一家創立者

三平甥

岡田 三次
明治元年貳月四日生

三次妻

明治九年拾月五日生

右三平家督相續人ナキニ因リ明治參拾壹年九月六日總家候
ニ付一家創立候間此段及御届候也
明治參拾壹年九月拾五日

東京市淺草區戸籍吏河某殿

岡田 三次

〇分家 (戸一五四、一五六、民七四三)

分家屆

神奈川縣橫濱市伊勢町二丁目一番地戸主
無職業

本家ノ戸主

神奈川縣橫濱市伊勢町二丁目三番地平民
牛肉賣賣營業

分家ノ戸主ト爲ルヘキ者

市兵衛弟
中戸市 三

明治元年參月貳日生

神奈川縣橫濱市伊勢町二丁目一番地無職
業

右父

中戸市右衛門

附錄

ルニ付一家創立候間此段及御届候也
明治參拾九年八月七日

東京市神田區戸籍吏河某殿

〇氏初繼屆 (戸一六四)

總家再興屆

東京市淺草區日蔭町二丁目一番地戸主茶商丹
藏 嘉永元年八月四日生、男平民無職業

總家最終ノ戸主亡

岡田 三平
明治拾年貳月六日生

香吉妻

明治拾貳年參月四日生

東京市芝區戸籍吏河某殿

酒商

岡田 丹次
明治拾年貳月六日生

右三平家督相續人ナキニ因リ明治元年九月六日總家候處今
般同キテ再興候間別紙戸主ト同意證明相添此段及御届候也
明治參拾貳年九月八日

東京市芝區戸籍吏河某殿

岡田 丹次

〇總家再興屆 (戸一五五、民七四三)

總家再興屆

東京市淺草區左衛門河岸第六號地戸主無
職業

廢家

總家最終ノ戸主亡

岡田 三平
天保參年六月四日生

東京市淺草區三筋町三丁目一番地戸主平
民賣藥商

一家創立者

三平甥

岡田 三次
明治元年貳月四日生

三次妻

明治九年拾月五日生

右三平家督相續人ナキニ因リ明治參拾壹年九月六日總家候
ニ付一家創立候間此段及御届候也
明治參拾壹年九月拾五日

東京市淺草區戸籍吏河某殿

岡田 三次

〇分家 (戸一五四、一五六、民七四三)

分家屆

神奈川縣橫濱市伊勢町二丁目一番地戸主
無職業

本家ノ戸主

神奈川縣橫濱市伊勢町二丁目三番地平民
牛肉賣賣營業

分家ノ戸主ト爲ルヘキ者

市兵衛弟
中戸市 三

明治元年參月貳日生

神奈川縣橫濱市伊勢町二丁目一番地無職
業

右父

中戸市右衛門

附錄

○族稱變更區 (戸一六五)

族稱變更區
 東京市牛込區山伏町三番地戸主官吏
 舊族稱 士族
 新族稱 華族
 新田 義 近
 嘉永元年九月九日生
 右明治參拾貳年壹月八日華族ニ列セラレ候間別紙辭令書附
 本相添此段及御届候也
 明治參拾貳年壹月九日
 東京市牛込區戸籍吏何某殿
 新田 義 近

○轉籍區 (戸一九五)

轉籍區
 東京市京橋區西紺屋町二十六番地戸主平民雜貨商
 太田 伊 八
 明治元年參月參日生
 妻
 明治六年貳月五日生
 轉籍地 横濱市辨天通四丁目八番地
 右轉籍候間別紙戸籍ノ體本相添此段及御届候也
 明治參拾壹年六月貳拾七日
 横濱市戸籍吏何某殿
 太田 伊 八

氏復舊區

復舊前ノ氏名 川合 又 吉
 復舊シタル氏名 山 本
 右ハ何々(復舊ノ原因)ニ因リ明治參拾壹年拾貳月五日東京府ノ許可ヲ得テ前記ノ通復舊候間別紙許可書ノ體本相添此段及御届候也
 明治參拾壹年拾貳月六日
 東京市牛込區矢來町六番地戸主平民湯屋 營業
 山 本 又 吉
 明治六年八月九日生
 東京市牛込區戸籍吏何某殿

○名改稱區 (戸一六四)

名改稱區
 改稱前ノ氏名 本木 爲 藏
 改稱シタル氏名 長 之 助
 右ハ何々(改稱ノ原因)ニヨリ明治參拾壹年拾貳月拾日東京府ノ許可ヲ得テ前記ノ通改稱候間別紙許可書ノ體本相添此段及御届候也
 明治參拾壹年拾貳月拾壹日
 東京市牛込區早稻田町五十番地戸主爲右 衛門長男平民
 本木長之助
 明治元年七月六日生
 東京市牛込區戸籍吏何某殿

○本籍地變更區 (戸一九六)

本籍變更區
 原籍地 東京市神田區雉子町二十五番地
 新本籍地 同市同區岩本町八番地
 右ノ通本籍地變更候間此段及御届候也
 明治參拾壹年 月 貳拾五日
 東京市神田區岩本町八番地平民左官職 後藤 八 五 郎
 明治六年六月五日生
 東京市神田區戸籍吏何某殿

○職籍區 (戸一九八、二〇〇)

就 職 區
 東京市神田區小川町九番地平民戸主砂糖 商俊平長男
 就 籍 者 水 谷 慶 助
 明治貳拾七年八月 六日午後四時生
 右父 水 谷 俊 平
 右母 水 谷 俊 平
 右ハ是迄届出ノ開漏ニ因リ本籍ヲ有セザリシ處明治參拾壹年六月貳拾日就籍許可ノ裁判確定仕候間別紙裁判體本相添此段及御届候也
 明治參拾壹年六月貳拾八日
 水 谷 俊 平
 明治貳年六月六日生
 東京市神田區戸籍吏何某殿

○除籍區 (戸一九九)

除 籍 區
 本 籍 東京市京橋區尾張町二丁目九番地
 複本籍 同市本郷區本郷一丁目九番地
 戸主平民仲買商 青 野 友 吉
 明治貳年四月七日生
 右ハ何々(複本籍ヲ有セル原因)ニ因リ複本籍ヲ有シ候處明治參拾壹年六月貳拾八日除籍許可ノ裁判確定仕候間別紙裁判ノ體本相添此段及御届候也
 明治參拾壹年七月四日
 青 野 友 吉
 東京市本郷區戸籍吏何某殿

○入寄留區 (其一) (他府縣又ハ他郡市區町村ノ自己ノ所有地ニ寄留シタル場合ノ寄留何ノ例)

入寄留區
 神奈川縣横濱市若松町三番地戸主平民 橋本川太郎
 明治元年九月七日生
 右川太郎妻 橋本川 幸 子
 明治五年四月參日生
 右明治何年何月何日ヨリ東京市神田區神田錦町三丁目十番地自分所有地ヘ寄留致候間此段及御届候也
 明治何年何月何日
 寄留者 橋本川太郎

東京市神田區長何某殿(各通)
神奈川縣橫濱市長何某殿(各通)

○同上(其二)同上他人ノ所有地ニ寄留シタル場合ノ寄留ノ例
(一一三、一一二六、一一二九ノ書式參看)

入寄留届

群馬縣高崎市精町五番地戸主士族

村瀬辰之進

慶應貳年六月壹日生

有明治何年何月何日ヨリ東京市麻布區島居坂町九番地徳田
享所有地(又ハ所有持家)ニ寄留致候間此段及御届候也

明治何年何月何日

寄留者 村瀬辰之進

東京市麻布區永坂町六番地

地主(家主) 徳田

享

東京市麻布區何某殿(各通)

群馬縣高崎市長何某殿(各通)

○同上(其三)他人ノ所有地ニシテ自己ノ借地又ハ借家ニ寄留シ
タル場合ノ寄留ノ例

入寄留届

富山縣婦負郡八尾町壹番地戸主平民

芦川常次郎

有明治何年何月何日ヨリ東京市神田區皆川町貳番地丸山嘉
之吉所有地ニシテ自己ノ借地(又ハ借家)ニ寄留致候間此段
及御届候也

慶應參年貳月壹日生

明治何年何月何日

寄留者 慶應參年貳月壹日生

村瀬辰之進

東京市神田區皆川町貳番地丸山嘉

地主(家主) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

借地(借家) 丸山嘉

○同上(其二) (他人ノ借家ニ同居寄留シタル者カ更ニ他人ノ借
家ニ同居寄留スル寄留ノ例(一一二二、一一二七、一一三〇)ノ書
式參看)

轉寄留届

茨城縣水戸市上市町七番地戸主茂樹長男
士族

春山好雄

明治拾九年參月貳日生

右是迄東京市麹町區飯田町二丁目三番地中野一郎方ニ同居
寄留致候處、明治何年何月何日ヨリ東京市芝區愛宕下町
二丁目三番地、林キンカヘ同居寄留換致候間此段及御届候也

明治何年何月何日

寄留者

春山好雄

東京市麹町區飯田町二丁目四番地

借地(借家)

借地(借家)

借地(借家)

借地(借家)

借地(借家)

借地(借家)

借地(借家)

借地(借家)

借地(借家)

借地(借家)

借地(借家)

○同上(其二) 自己ノ所有地ニ非ラサル所ニ寄留シタル者カ寄留
シタル者カ其ノ寄留地ヲ去ルトキ届出ノ例(一一一九、一一二
八)ノ書式參看)

寄留者退去届

神奈川縣橫濱市若松町三番地戸主平民

橋本川太郎

明治元年九月七日生

右川太郎妻

明治五年四月拾日生

右是迄東京市神田區錦町三丁目十番 自分所有地ニ寄留致
居候處明治何年何月何日退去致候間此段及御届候也

明治何年何月何日

橋本川太郎

東京市神田區長何某殿

○同上(其二) 自己ノ所有地ニ非ラサル所ニ寄留シタル者カ寄留
シタル者カ其ノ寄留地ヲ去ルトキ届出ノ例(一一一九、一一二
八)ノ書式參看)

寄留者退去届

群馬縣高崎市精町五番地戸主士族

村瀬辰之進

五四五

寄留者 芦川常次郎
東京市神田區皆川町壹番地
地主(家主) 丸山嘉之吉
富山縣婦負郡八尾町何某殿(各通)

○同上(其四) 他人ノ借家(同居寄留シタル場合)ノ寄留ノ例

入寄留届

茨城縣水戸市上市町七番地戸主茂樹長男
士族

春山好雄

明治拾九年參月貳日生

有明治何年何月何日ヨリ東京市麹町區飯田町二丁目三番地
中野一郎方ヘ同居寄留致候間此段及御届候也

明治何年何月何日

寄留者

春山好雄

東京市麹町區飯田町二丁目三番地

家主(差配人) 内田金太郎

茨城縣水戸市長何某殿(各通)

○轉寄留届(其一) 他人ノ所有地又ハ自己ノ借家ニ寄留シタル者カ
更ニ他人ノ所有地又ハ自己ノ借家ニ寄留シタル者カ轉寄留届ノ例

轉寄留届

群馬縣高崎市精町五番地戸主士族

村瀬辰之進

慶應貳年七月壹日生

右是迄東京市麻布區島居坂町九番地徳田享所有地(又ハ所

慶應元年七月壹日生
右是迄東京市京橋區築地二丁目十五番地自分所有地(又ハ所有家屋)ニ寄留致居候處明治何年何月何日退去致候間此段及御届候也
明治何年何月何日

東京市京橋區築地二丁目十五番地
地主(家主) 鈴木源太郎

○同上(其三) 他人ノ借家ニ同居寄留シタル者カ寄留地ヲ去ルトキ届出ノ例(一一二二、一一二四、一一三〇)ノ書式參看

寄留者退去届
茨城縣水戸市上市町七番地戸主茂樹長男士族
春山好雄
明治拾九年參月貳日生

右是迄東京市芝區愛宕下町二丁目番地倉林キン方ニ同居寄留致居候處明治何年何月何日退去致候間此段御届候也
明治何年何月何日

東京市芝區愛宕下町二丁目五番地
家主(差配人) 里見大藏

○寄留者復歸届 其一) 者本籍地ニ歸リタルトキ届出ノ例(一一一九、一一二五)ノ書式參看

寄留者復歸届
茨城縣水戸市上市町七番地戸主茂樹長男士族
春山好雄
明治拾九年參月貳日生

右是迄東京市芝區愛宕下町二丁目五番地倉林キン方ニ同居寄留致居候處明治何年何月何日日本籍地ニ復歸致候間此段及御届候也
明治何年何月何日

戸主 春山茂樹
茨城縣水戸市長何某殿

○外國渡航届 外國ニ渡航スルトキ其旨届出ノ例

外國渡航届
東京市本郷區眞砂町五番地戸主士族官吏
富士岡 旭
明治元年五月壹日生

○歸朝届 外國ヨリ歸朝シタルトキ其旨届出ノ例、前號ノ書式參看

歸朝届
東京市本郷區眞砂町五番地戸主士族官吏
富士岡 旭

附錄

寄留者復歸届

神奈川縣橫濱市若松町三番地戸主平民
橋本川太郎
明治元年九月七日生

右是迄東京市神田區神田錦町三丁目十番地自分所有地ニ寄留致居候處明治何年何月何日日本籍地ニ復歸致候間此段及御届候也
明治何年何月何日

右川太郎妻
明治五年四月參日生

○同上(其二)

寄留者復歸届

群馬縣高崎市新町五番地戸主七族
村瀬辰之進
慶應元年七月壹日生

右是迄東京市京橋區築地二丁目十五番地鈴木源太郎所有地(又ハ所有家屋)ニ寄留致居候處明治何年何月何日日本籍地ニ復歸致候間此段及御届候也
明治何年何月何日

群馬縣高崎市市長何某殿
村瀬辰之進

○同上(其三) 戸主ヨリ届出ル例ヲ示ス、但シ本人ヨリ届出ルモ可ナ

右明治何年何月何日出發北米合衆國經育府へ渡航致居候處
明治何年何月何日歸朝致候間此段及御届候也
明治何年何月何日
富士岡 旭

○歸化許可願 外國人カ歸化セントスルトキ其許可願ノ例(七條)

歸化許可願
何國何州何々何業
當時何府縣何郡市町村番地住
何々何々
何々何々何日生
右日本ニ歸化致度候ニ付許可相成度、國籍法第七條第二項ニ依リ御許可ニ要スル條件左ニ列舉シ此段相願候也
一、右何々ハ何年何月何日日本ニ渡來シ引續キ今日ニ至ルマテ前記ノ場所ニ住所ヲ有シ即チ五年以上日本ニ住所ヲ有スル者ナリ
二、右何々ハ何年何月何日生即滿二十年以上ニシテ本國法何々ニ依リ能力ヲ有スル者ナリ
三、日本ニ渡來後ハ勿論、其前ト雖モ曾テ刑罰ヲ受ケタルコトナク即チ品行端正ナリ
四、右何々ハ日本ニ於テ財產何々ヲ有シ即チ獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルヘキ資産ヲ有スル者ナリ(又ハ右何々ハ何業ニシテ一年收入何程即チ獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルヘキ技能ヲ有スルモノナリ)
五、右何々ハ日本ノ國籍ノ取得ニ因リ本國法何々ニ依リ其ノ國籍ヲ失フヘキ者ナリ

五四七

五四六

明治何年何月何日 右 何
内務大臣何爵 何 某殿

○國籍回復許可願 婚姻ニ因リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ婚姻解
散ノ後日本ニ住所ヲ有スルトキ日本ノ國籍回復ノ許可願ノ例

國籍回復許可願
何國何府何々何業大何々(甲)死亡遺妻
何府何縣何郡何市町村番地住
何 々(乙)
明治何年何月何日
右何々(乙)明治何年何月何日何國人何々(甲)ト婚姻ヲ爲シ
タルニ因リ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者、夫何々(甲)ハ何年何
月何日死亡シ之ニ因リテ婚姻ハ解消シタルヲ以テ日本ノ國
籍ヲ回復致度、而シテ右何々(乙)ハ婚姻解消後日本ニ住所
ヲ有シ候ニ付キ國籍回復ノ許可相成度此段相願候也
明治何年何月何日
内務大臣何爵 何 某殿 何 々(乙)⑤

必要ナル書式

○政治ニ關スル結社組織届 (政治ニ關スル結社ノ主幹者カ結社組
織ノ届出ヲ爲ス書面ノ例、治安警察法一)
一社名 何々
政治ニ關スル結社組織届

政談演說會(又ハ何々政談會)開催届
一集會ノ場所 他府縣何郡市町村番地何々樓
一集會ノ年月日時 大正何年何月何日何時ヨリ何時迄
右ノ政談演說會(又ハ何々)相開キ候間治安警察法第二條
ニ依リ此段及御届候也
何府縣何郡市町村番地族稱職業
年月日時 發起人 何 某⑤
何警察署長何某殿

○運動會開催届 (學生々徒ノ體育運動其他慣例ノ許スモノヲ除キ
應外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セムトスルヲ發起人ヨリ
管轄警察署ニ届出ツヘキ書面ノ例)

運動會(又ハ何々)開催届
一會同ノ場所 何府縣何郡市町村番地
一會同ノ年月日時 大正何年何月何日何時ヨリ何時迄
一通過スヘキ路線 何々
右ノ運動會(又ハ何々)催シ候間治安警察法第四條ニ依リ
此段及御届候也
何府縣何郡市町村番地族稱職業
年月日時 發起人 何 某⑤
何警察署長何某殿

○遺失物届 自己所行ノ物件 遺失シタル者ヨリ其旨ヲ警察署ニ届
出ツヘキ書面ノ例

遺失物届
何府縣何郡市町村番地族稱職業
遺失者 何 某(甲)⑤

一社則 別紙ノ通
一事務所 何府縣何郡市町村番地
一主幹者ノ氏名 何 某
右ノ通り今般結社組織致シ候間治安警察法第一條第一項ニ
依リ此段及御届候也
何府縣何郡市町村番地族稱職業
年月日時 何々社主幹 何 某⑤
何警察署長何某殿

○同上組織變更届 (届出ノ事項ニ變更アリタルトキノ届書ノ例、法
一)

政事ニ關ヘル結社組織變更届
一社名 從前ノ通
一社則 同上
一事務所 何府縣何郡市町村番地何府縣何郡市町村番地
一主幹者ノ氏名 何某々變更
右ノ通り般變更致候間治安警察法第一條第二項ニ依リ此段
及御届候也
何府縣何郡市町村番地族稱職業
年月日時 何々社主幹 何 某⑤
何警察署長何某殿

○政談演說會開催届 (政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムト
ルトキ發起人ヨリ會場所在地ノ管轄警察署ニ届出ツヘキ書面ノ
例、法二)

一 煙草入 一個
但シ銅皮製幅三寸餘、前金物四分一狂獅子ノ彫刻、裏
座銀精圓形、緒ノ珊瑚分玉
右ハ自分ノ所有品ナル處大正何年何月何日午前(後)何時頃
東京市淺草雷門ヨリ淺草橋ニ至ル大通リヲ通行ノ際遺失致
候間此段御届候也
年月日時 右 何 某⑤
何警察署長何某殿

○遺失物拾得届(其一) 遺失物ヲ拾得シタル者ヨリ之ヲ警察署ニ届
出ツルノ書面ノ例、法一、

遺失物拾得届
何府縣何郡市町村番地族稱職業
拾得者 何 某
一 煙草入 壹個
但シ銅皮製幅三寸餘、前金物四分一狂獅子金象彫刻
裏座銀精圓形、緒ノ珊瑚分玉
右ハ大正何年何月何日午前(後)何時頃東京市淺草雷門道路
ニ於テ拾得致候間此段及御届候也
年月日時 右 何 某(乙)⑤
何警察署長殿

○同上(其二)
遺失物拾得届
何府縣何郡市町村番地族稱職業
五四九

拾得者 何 某

一 赤包三枚折皮紙入 壹個

一 右在中ノ金員

一 圓紙幣 五枚

一 銅貨 三枚

一 二錢銅貨 十枚

右ハ大正何年何月何日午前(後)何時頃何府縣何郡市町村何々地ヲ通行ノ際往來途上ニ於テ拾得致候間右物件相添此段及御届候也

年月日 右 何 某

何警察署長何某殿

○紛失物届 自己所有ノ物件紛失シタルトキ其旨ヲ警察署ニ届出ツル書面ノ例

紛失物届 何府縣何郡市町村番地族稱職業 所有者 何 某

一 何々 何個

右ハ大正何年何月何日頃前記自宅内何々ノ内へ仕舞置候處何年何月何日頃ヨリ紛失シタルコトヲ心付キ百方捜索致候得共見當ラス候ニ付此段及御届候也

年月日 右 何 某

何警察署長何某殿

○紛失物發見届 (前號届出ノ紛失物發見シタルトキ其旨ヲ届出ツル書面ノ例)

紛失物發見届 何府縣何郡市町村番地族稱職業 所有者 何 某

一 何々 何個

右ハ大正何年何月何日頃前記自宅内何々ノ内へ仕舞置キ明治何年何月何日頃ヨリ紛失シタル旨業ニ(又ハ明治何年何月何日)及御届置候處、何年何月何日何所ニ於テ發見致候間此段及御届候也

年月日 右 何 某

何警察署長何某殿

○犯罪者ノ置去リタルト認ムル物件拾得届 犯罪者ノ置去リタルモノト認ムル物件ヲ拾得シタルトキ之ヲ警察官署ニ届出ツル書面ノ例(一)

犯罪者ノ置去リタルト認ムル物件拾得届 何府縣何郡市町村番地族稱職業 拾得者 何 某

一 鑄皮製手提中靴 壹個

但シ開キ口ヲ破壊セルモノ

右ハ明治何年何月何日午前六時頃自宅裏手自分所有の中ニ遺棄有之ヲ發見致シ候、右靴ノ開キ口ノ破壊セル狀況等ヨリ察スルニ窃盜ノ置去リタルモノト認メ候ニ付キ物件相添此段及御届候也

右

年月日 何 某

何警察署長何某殿

○埋藏物發見届 埋藏物ヲ發見シタルトキノ届書ノ例、法一三

埋藏物發見届 何府縣何郡市町村番地族稱職業 發見者 何 某

一 古瓶 何個

但天保錢千五百個入

發見ノ年月日時 明治何年何月何日午前(後)何時

發見ノ場所 何府縣何郡市町村番地自分(又ハ何某)住家地下

發見ノ模様 住宅改築ノ爲メ之ヲ取毀テ新ニ地固メテ爲ス際地中ヨリ發見

發見者 何府縣何郡市町村番地族稱職業

一 家屋所有者 何府縣何郡市町村番地族稱職業

一 家屋買受年月日 明治何年何月何日

一 家屋前所有者 何府縣何郡市町村番地

右埋藏物發見致候間現品相添此段及此届候也

年月日 發見者 何 某

何警察署長何某殿

○狩獵免狀下附願 狩獵免狀ヲ受クヘキ願書ノ例、狩獵法施行規則

狩獵免狀下付願 何府縣何郡市町村番地族稱職業

○埋葬規程ニ據テ交付申請書ノ例 墓地及埋葬規程規則、墓地及埋葬規則

埋葬規程ニ據テ交付申請書 何府縣何郡市町村番地族稱職業、氏名 何 某

一 申請人ト死亡者 何々

トノ續柄

一 死亡ノ原因 何病(又ハ何々)

一 死亡ノ年月日時 明治何年何月何日午前(後)第何時

一 死亡ノ場所 前記本籍地(寄留地又ハ所在地若ク

一 埋葬ノ場所
 一 添付書類ナキ
 一 右埋葬認許證交付相成度別紙主治醫ノ診斷書(檢案書)相添
 此段申請候也

何府縣何郡市町村番地族稱職業
 年月日 申請人 何 某

○新聞紙發行屆 新聞紙條例一、二、明治三十二年六月内務省告示第
 六十二號

新聞紙發行屆
 一 新聞紙又ハ雜誌ノ題號
 一 同記載ノ種類
 一 同發行ノ時期
 一 同行所ノ所在及其名稱
 一 同印所ノ所在及其名稱
 一 同發行人ノ氏名、年齢及其原籍並ニ居住ノ地
 一 同編輯人ノ氏名、年齢及原籍並ニ居住ノ地
 一 同印刷人ノ氏名、年齢及原籍並ニ居住ノ地
 右ノ新聞紙條例ヲ遵守シ年月日ヨリ發行致候ニ付保證金何
 圓(若クハ公債證書又ハ國立銀行ノ預リ手形ヲ以テ)管轄廳
 へ納置候間此段御届申上候也
 (保證金ヲ納ムルニ及ハサルモノノ例ハ左ノ如シ)
 右ノ新聞紙條例ヲ遵守ノ年月日ニ發行致候候間此段御届

編輯人 氏 名
 印刷人 氏 名

○新聞紙發行人變更ノ例

何新聞紙發行人變更ノ屆(其二)
 現在發行人 氏 名
 原籍及居住ノ地
 新發行人 氏 名
 右ノ通年月日ヨリ變更致候候間此段御届申上候也
 年月日
 現在發行人 氏 名
 新發行人 氏 名
 内務大臣宛

○同上

何新聞紙發行人變更ノ屆(其二)
 舊發行人 氏 名
 原籍及居住ノ地
 新發行人 氏 名
 右舊發行人何誰年月日死去、法律上資格ヲ失ヒ候ニ付(何
 誰假發行人ノ名義ヲ以テ引續キ發行致候候間)年月日ヨ
 リ右ノ通り變更致候候間此段御届申上候也
 年月日
 舊發行人 氏 名

申請候也
 年月日
 發行所
 發行所 氏 名

○新聞紙改題屆

新聞紙改題屆
 一 現在ノ題號
 一 變更ノ題號
 右年月日ヨリ改題仕候候間此段御届申上候也
 年月日
 住所
 發行所 氏 名
 内務大臣宛

○新聞紙ノ記載種類變更ノ例

何新聞紙記載ノ種類變更屆
 一 現在ノ記載ノ種類
 一 變更ノ記載ノ種類
 右年月日ヨリ變更致候候間此段御届申上候也
 (保證金ヲ納メテ發行シタルモノヲ變更シテ保證金ヲ要ス
 ルモノトナサントスルノ例ハ左ノ如シ)
 右年月日ヨリ變更致候ニ付保證金何圓(若クハ公債證書又
 ハ國立銀行ノ預リ手形ヲ以テ)管轄廳へ納置候間此段御届
 申上候也
 年月日
 發行人 氏 名

(發行人死亡ノトキハ其親族連署ス)
 假發行人、タルトキハ連署ス
 原籍及居住ノ地
 新發行人 氏 名
 内務大臣宛

○新聞紙編輯人印刷人變更ノ例

何新聞紙編輯人印刷人變更屆
 舊編輯人(印刷人) 氏 名
 原籍及居住ノ地
 新編輯人(新印刷人) 氏 名
 右ノ通年月日ヨリ變更致候候間此段御届申上候也
 年月日
 舊編輯人(舊印刷人) 氏 名
 新編輯人(新印刷人) 氏 名
 發行所 氏 名
 内務大臣宛

○新聞紙發行時期變更屆

何新聞紙發行時期變更屆
 一 舊發行ノ時期
 一 新發行ノ時期
 右ノ通年月日ヨリ變更致候候間此段御届申上候也
 年月日
 發行所 氏 名
 内務大臣宛

○新聞紙發行所變更屆ノ例 (同上第七書式)

何新聞紙發行所ノ印刷所ノ變更屆
 一舊發行所(舊印刷所) 所在及名稱
 一新發行所(新印刷所) 所在及名稱
 右ノ通り年月日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
 年月日 氏 氏 名
 内務大臣宛

○出版届 文書圖書ノ出版スルトキ内務省ニ届出ツヘキ出版届書ノ例出版法三、五、明治三十二年七月内務省告示第八十號

出版届
 「著作者ノ氏名、稱號(著(編輯、演說、講義、翻譯)一文書圖書ノ題號 全何冊(枚) 右出版法ニ依リ年月日ヨリ發行候間製本二部相添此段御届申上候也
 原籍及住所 氏 氏 名
 年月日 發行者商號 年 齡
 原籍及住所 氏 氏 名
 著作者(相續者) 氏 名
 内務大臣宛

○再版届 一タレ出版届ヲ爲シタル文書圖書 改正、増減シ又ハ註解附録圖書等ヲ加ヘタルトキノ再版届書ノ例、法一一、

再版届
 「著作者ノ氏名、稱號(著(編輯、演說、講義、翻譯)再版届書ノ例、法一一、

ハ専ラ學術(技藝、統計、廣告)ニ關スル事項ヲ記載シ出版法ニ依リ出版候間出版ノ都度届出ノ手續ヲ省略シテ製本二部ノミ相納メ候様致度此段相願候也
 原籍及住所 氏 氏 名
 年月日 編輯者 年 齡
 原籍及住所 氏 氏 名
 發行者商號 氏 名
 内務大臣宛

○著作權登錄願 著作權者カ著作權ノ登錄ヲ受クヘキ書式ノ例、著作權法一五、著作權登錄ニ關スル規定二、第一書式(甲)

著作權登錄願
 一著作物ノ題號 冊(個)數
 此登錄税金何圓也
 收入
 右著作權登錄相成度此段相願候也
 住所及原籍 氏 氏 名
 著作權者(又ハ發行者) 氏 名
 年月日 内務大臣宛

○著作權譲渡實入登錄願書ノ例 同上、第一書式(乙)

著作權譲渡(質入)登錄願
 一著作物ノ題號 冊(個)數
 此登錄税金何圓也

○一書圖書ノ題號 全何冊(枚)

一初版發行ノ年月日
 右出版法ニ依リ年月日ヨリ發行候間製本二部相添此段御届申上候也
 原籍及住所 氏 氏 名
 年月日 發行者商號 年 齡
 原籍及住所 氏 氏 名
 著作者(相續者) 氏 名
 内務大臣宛

○學術雜誌出版届 専ラ學術、技藝、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ノ出版スルトキノ届出書ノ例、法二、三、一〇

學術(技藝、統計、廣告)雜誌出版届
 一雜誌ノ題號 第 號
 右ハ専ラ學術(技藝、統計、廣告)ニ關スル事項ヲ記載シ出版法ニ依リ年月日發行候間製本二部相添此段御届申上候也
 原籍及住所 氏 氏 名
 年月日 編輯者 年 齡
 原籍及住所 氏 氏 名
 發行者商號 氏 名
 内務大臣宛

○學 雜誌出版手續省略願書ノ例 同上第四號(丙)

學 雜誌出版手續省略願書ノ例 同上第四號(丙)
 一雜誌ノ題號 第何號ヨリ

右著作物ハ今般誰ヨリ誰ニ讓渡(質入)候間登錄相成度雙方連署ヲ以テ此段相願候也
 住所及原籍 氏 氏 名
 年月日 讓渡(質入)人 氏 名
 住所及原籍 氏 氏 名
 讓受(質取)人 氏 名
 内務大臣宛

○著作權實名登錄願書ノ例 同上、第二書式

實名登錄願
 一著作物ノ題號 冊(個)數
 此登錄税金何圓也
 收入
 右著作物ハ義ニ何(稱號)著作トシテ(無名ニテ)發行者誰(氏名)ノ名義ヲ以テ發行候處今般左記ノ通實名ノ登錄相成度發行連署ヲ以テ此段相願候也
 住所及原籍 氏 氏 名
 著作權者 氏 名
 住所及原籍 氏 氏 名
 發行者 氏 名
 内務大臣宛

○複製及器械器具ニ檢印願書ノ例 三十二年内務省令第二十六號第一書式(甲)

檢印 額
 複製物ノ題號 部(箇)數
 一 著作ノ發行ノ土地並ニ其ノ年月日
 一 著作ノ氏名稱號
 一 複製物ノ發行ノ氏ノ住所
 一 同發行ノ年月日發行シタルモノノハ
 右ノ年月日複製シ、複製者手届出タルモノニ付明治三十二年勅令第三百十四號第一條ニ依リ檢印相受度此段申請候也

年月日 住 所
 警 視 總 監 氏 名印
 北海道廳長官宛
 府縣(ヲ除ク)知事
 府縣(ヲ除ク)知事 長

○複製物著手届ノ例 同上第一書式(乙)

複製者手届
 複製物ノ題號
 一 著作ノ發行ノ土地並ニ其ノ年月日
 一 著作ノ氏名稱號
 右ノ年月日複製ニ著手シタルモノニ付明治三十二年勅令第三百十四號第一條ニ依リ此段御届申上候也

年月日 住 所
 警 視 總 監 氏 名印
 發行者 氏 名印

北海道廳長官宛
 府縣(ヲ除ク)知事 長

檢印 額
 複製ノ用ニ供シタル器械器具ノ名稱 箇數
 一 右ノ何年何月地名(複製物ノ發行ノ土地)ニ於テ發行シタル何
 誰著作ノ氏名稱號(著作何題號)複製物ノ複製ノ用ニ供シタ
 ルモノニ付明治三十二年勅令第三百十四號第一條ニ依リ檢
 印相受度此段申請候也

年月日 住 所
 警 視 總 監 氏 名印
 北海道廳長官宛
 府縣(ヲ除ク)知事 長

○複製物印ノ例 同上二書式(甲)

翻譯物檢印額
 一 翻譯物ノ題號 部數
 一 原著作ノ氏名稱號
 一 原書ノ題號
 一 原書發行ノ年月日
 一 原書發行ノ土地
 一 翻譯物發行ノ年月日
 右ノ年月日翻譯(翻譯著手)同出タルモノニ付明治三十二年

勅令第三百十四號第二條ニ依リ檢印相受度此段申請候也

年月日 住 所
 警 視 總 監 氏 名印
 北海道廳長官宛
 府縣(ヲ除ク)知事 長

○翻譯物ノ例 同上第二書式(乙)

翻譯 額
 一 翻譯物ノ題號
 一 原著作ノ氏名稱號
 一 原書ノ題號
 一 原書發行ノ年月日
 一 原書發行ノ土地
 右ノ年月日翻譯(翻譯著手)シタルモノニ付明治三十二年勅令第三百十四號第二條ニ依リ此段御届申上候也

年月日 住 所
 警 視 總 監 氏 名印
 北海道廳長官宛
 府縣(ヲ除ク)知事 長

○著作物發行ノ例 同上第三書式

興行 局
 一 著作ノ氏名稱號
 一 脚本又ハ樂譜ノ名稱及其發行ノ土地並ニ其ノ年月日
 一 興行(興行ニ著手)シタル場所
 一 右ノ年月日興行(興行ニ著手)シタルモノニ付明治三十二年勅令第三百十四號第三條ニ依リ此段御届申上候也

年月日 住 所
 警 視 總 監 氏 名印
 北海道廳長官宛
 府縣(ヲ除ク)知事 長

○檢印額 檢印器具ニヨリ複製シタル複製物檢印額ノ例、同上第四書式

檢印 額
 (著作ノ氏名稱號)著
 一 複製物ノ題號
 一 右ノ年月日何處附屬檢印ノ器械ニヨリ複製シタル複製ニ
 付明治三十二年勅令第三百十四號第四條ニ依リ檢印相受度
 此段申請候也

年月日 住 所
 警 視 總 監 氏 名印
 北海道廳長官宛
 府縣(ヲ除ク)知事 長

特許出願ニ關スル書式

○特許願

特許願

收入印紙

發明ノ名稱

發明完成ノ年月日

發明者ノ氏名、住所(居所又ハ營業所)及職業

(本項ハ出願人カ發明者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス)

私(私共)儀別紙明細書ニ記載スル發明ニ付特許相受度此段相願候也

本籍

住所(居所又ハ營業所)

職業

年月日 出願人(發明者) 氏名 法人ナルトキハ
特許局長氏 名殿 法人ノ名稱及其ノ代表者氏名印

添附書類目錄

一、何々 何通

一、何々 何通

○商標登錄願

商標登錄願

收入印紙

商標ヲ附スヘキ商品

私(私共)儀前掲商標ニ付登錄相受度此段相願候也

本籍(國籍)

住所(居所又ハ營業所)

職業

年月日 出願人 氏 名 法人ナルトキハ
特許局長氏名殿 法人ノ名稱及其ノ代表者氏名印

添附書類目錄

一、何々 何通

一、何々 何通

○實用新案登錄

實用新案登錄願

收入印紙

實用新案ノ名稱

一、考案者ノ氏名又ハ營業所及職業

(本項ハ出願人カ考案者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス)

私(私共)儀別紙圖面ニ記載スル物品ニ付實用新案登錄相受度此段相願候也

本籍(國籍)

住所(居所又ハ營業所)

職業

年月日 出願人(考案者)氏名 法人ナルトキハ
特許局長氏名殿 法人ノ名稱及其ノ代表者氏名印

添附書類目錄

一、何々 何通

一、何々 何通

特許局長氏名殿

添附書類目錄

一、何々 何通

一、何々 何通

○徵集延期願

徵集ニ應スルトキハ其ノ家族自ラシ能ハサルノ確證アリ者カ徵集ノ延期ヲ願出ツヘキ書面ノ例、令二二、條五四、細一〇、次號書式參看

○同保證書

徵集延期願

何府縣何郡市町村番地族稱職業

願人 何 某

明治年月日生

右者本年何月何日ニテ滿二十歳ニ相成リ徵兵適齡ニ付是ニ御届申上置候處若シ徵集セラルトキハ何々ノ事由ノ爲メ家族ノ者共自活スルコト能ハサルニ付キ何卒情狀ヲ陳セラレ徵集延期相成度別紙保證書相添此段願上候也

右 何 某

聯隊區徵兵官、警備隊區徵兵官)何某殿

保證書

何府縣何郡市町村番地族稱職業

何 某

明治年月日生

右ハ本年何月何日ニテ滿二十歳ニ相成リ徵兵適齡者ニ有之

徴兵若シ何人ニシテ徴集セラルトキハ何々ノ事山有之録
爲メ家族ノ者共自活シ能ハサルコト必然ニシテ徴兵令第二
十二條ニ該當スル者ニ相違無之候依テ徴兵事務條例第五十
四條ニ因リ此旨保證候也

何府縣何郡市町村番地族稱職業
年 月 日 戸主 何 某
明治年月日生
何府縣何郡市町村番地族稱職業
年 月 日 戸主 何 某
明治年月日生

○徴兵令第十三條第一項ニ掲ケル學校ニ在學ノ者カ滿
二十八歳迄徴集ノ猶豫ヲ願出ツル願書ノ例、令二三ノ一項、條五
五

徴集猶豫願
何府縣何郡市町村番地何某長(次)男族稱
職業
願 人 何 某
明治年月日生
右者明治何年何月何日ニテ滿二十歳ニ相成リ徴兵適齡者ニ
付キ其旨届出キ候處日下官立何々學校ニ在學中ノ者ニ付之
候ニ付滿二十八歳迄徴集猶豫相成度別紙ニ校長ノ證明書相
添付シ令二十三條第一項及ヒ徴兵事務條例第五十五條ニ
依リ此段願上候也

斷書相添徴兵事務條例第四十四條ニ依リ此段願上候也
右
年 月 日 何 某
聯隊區司令官(警備隊區司令官)何某殿
前書ノ通相違無之候也
年 月 日 何市町村長 何 某

○現役兵徵集延期願 現役兵入營ニ徴兵令第二十二條ニ當ルヘキ事
故ノ生シタルトキ本人コリ聯隊區司令官又ハ警備隊區司令官ニ徴
集延期ノ願出ツヘキ書面ノ例、(條四八)徴兵令第二十二條ニ依ル
徴集延期願ノ書式ニ準シテ作ルヘシ、保證書亦タ同シ
○現役志願書 徴兵令第十二條ニ依リ現役ニ服セムコトヲ志願スル
トキノ願書ノ例、令一二、條五一、細五一、細八様式)

現役志願書
私徴兵令第十二條ニ依リ現役ニ服シ度候間及役ノ義務
許可相成度別紙身元證書檢査合格證書添付スル者ハ身元
證書相添ヘ父(母)ノ後見人連署ヲ以テ此段願候也
年 月 日 府縣(郡)市町村番地併記スヘシ
本人 氏 名
同 父母(戸主)(後見人)氏 名
步(騎)(野戰砲)(要塞砲)(工)輜重兵第何聯(大)隊(何旗
守府) 近衛隊ニ出願スル者ハ兵種ノ
上ニ近衛ノ二字ヲ加フヘシ
御 中

年 月 日 何 某
聯隊區司令官(警備隊區司令官)何某殿

(注意) 町村長ノ奥書印前々號ト同シ
○徴兵適齡期 毎年一月ヨリ十二月迄ニ滿二十歳ト爲ル者其ノ年ノ
一月一日ヨリ同月三十一日迄ニ戸主ヨリ本縣ノ市町村長ニ届出ツ
ヘキ書面ノ例令二五

徴兵適令届
何府縣何郡市町村番地族稱職業
何某長(次)男 何 某
明治年月日生
右私長(次)男何某事本任何月何日ニテ滿二十歳ニ相成リ徴
兵適齡ニ付キ徴兵令第二十五條ニ因リ此段及御届候也
年 月 日 戸主 何 某
何市町村長何某殿

○入營延期願 現役兵入營ニ際シ父母ノ疾病危篤或ハ死亡ノ爲メ入
營ノ延期ヲ請ハントムルトキノ願書ノ例、條四四
入營延期願
何府縣何郡市町村番地族稱職業
何某長(次)男 何 某
明治年月日生
私儀來ル何月何日入營可化管ノ處父病氣危篤ニ陥リ候ニ付
キ看護致度候間何日間入營延期ノ御許可相成度別紙醫師診

父母ハ親權ヲ行フモノニ限ル親權ヲ行フ父(母)ナキトキハ戸主(後
見人)ノ連署ヲ要スルモノトス
同上ノ先願書 前號願書ニ添付スヘキ身元證書ノ例、細五一、第
九様式

身元證書
府縣(郡)市町村(番地)番地(土)族(平民)
某長(二)男(兄弟)弟 本人戸主ナレハ
氏 名
年 月 日 生
一 口籍内ノ者
一 妻 何某長(二)女 一 長(二)男 某 年 月 日 生
一 父 某 年 月 日 婚 一 母 某
一 祖 父 某 一 祖 母 某
一 兄 某 年 月 日 生 一 妹 某 年 月 日 生
一 戸主(家族)直接國稅何圓何錢ヲ納ム
一 戸主(家族)家屋ノ有ス(家屋ナク有セス)
一 尋常(高等)小學校卒業(何年級迄修業)
一 何學校(塾)ニ於テ何學卒業(何學修業)
一 現今何ノ職業ニ従事ス
一 年月日何ノ賞トシテ何々ヲ受ク
一 刑罰ヲ受ケタルコトナシ(年月何々ノ科ニ依リ何罰ニ
處セラル)

戸主(後見人) 氏 名

前書之通相違無之候也 年 月 日 何市(區)(町)(村)長 氏 名

○現役志願者服役届 前々號ノ願ニ依リ服役ノ許可ヲ受ケタル者カ入替前本籍地ノ市町村長ニ届出ツヘキ書面ノ例、條五二

現役志願者服役届

何府縣何郡市町村番地族稱職業 何 某

右者二十歳未満ノ者ニ有之候處徵兵事務條例第五十一條ニ依リ出願ノ上服役ノ許可ヲ受ケ候ニ付キ此段及御届候也

年 月 日 何 某

○徵兵總隊 明治二十八年勅令第百二十六號第二條ニ當ル者カ其ノ移住ノ年月日及生業ノ狀況ヲ詳記シ毎年三月一日迄ニ聯隊區徵兵官 願出ツヘキ書面ノ例、條五六

徵集猶豫願

何府縣何郡市町村番地何某長(次男)族稱職業 願人 何 某

右者明治何年何月何日ニテ滿二十歳ニ相成リ徵兵總隊ニ付キ其ノ旨届置キ候處明治何年何月何日北海道何何何々地

(徵兵令施行地)ニ轉籍移住シ何々業(開墾其ノ他一定ノ生業ヲ詳記スヘシ)ニ從事致シ其ノ生業ノ狀況何々ニ有之候間徵集猶豫相成度徵兵事務條例第五十六條ニ依リ此段願上候也

年 月 日 右 何 某

前書ノ通相違無之候也 年 月 日 何市町村長 何 某

一年志願兵に關する書式

一年志願兵服役願

徵兵令第十三條ニ依リ服役中ニ關スル費用金額ヲ自辨シ一年志願兵トシテ服役致候間御認可相成度別紙所要書類相添此段奉願候也

追テ一年志願兵條例第二十六條ニ依リ勤務演習ノ爲召集セラルル場合ニ於テハ之ニ要スル費用モ自辨可致候也

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地 族(平民) 寄留地 府(縣)郡(市)町(村)番地 氏 名

年 月 日 何何何何長爵氏名 追テ左ノ通希望致候也

一 受驗場 何地
二 實望兵科 第一何兵(主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫生) 第二何兵(實望者ハ其ノ旨ヲ記スヘシ)

○第二樣式 受驗場ハ本籍地師管内又ハ寄留地師管内ニ限ル但シ臺灣ニ於テ服役セムトスル者ハ臺灣守備混成旅團司令部所在地トス (注意) 徵兵令第十三條ノ學校卒業者ハ學校長ノ卒業證書ヲ添付スヘシ

履歷書

一 何年月日何學校へ入學何年月日同校卒業
一 何年月日何所ニ於テ何々研究
一 何年月日何ニ從事ス
一 一年志願兵出願ニ關スル件左ノ如シ
一 未タ出願セシコトナシ
一 何年何師管ニ於テ何々ノ爲不採用
一 何年一年志願兵認定證書ヲ受領セシモ何々ノ爲服役セス
一 何年何月日何ニ依リ賞(罰)等 (右ノ外履歷書ニ關スル事項ハ悉ク記載スヘシ) 右之通相違無之候也

○第三樣式

一年志願兵服役承認書

氏 名 年 月 日 生

二十歳未満ノ志願者ニ在リテハ戸主及親權ヲ行フ者ノ連署ヲ要ス此ノ場合ニハ氏名ノ上ニ「親權者」ト記載スヘシ

○第四樣式

身元證明書

一 賞罰ニ關スル事項ハ履歷書ノ通 氏 名
一 戸主或ハ本人何種公債證書或ハ株金額何千何百圓ヲ所有スル事
一 戸主或ハ本人官廳或ハ會社等ヨリ受クル給料何千何百圓等
右相違無之ニ付一年志願兵服役中ノ費用金額ヲ自辨シ得ルコトヲ證明ス 年 月 日 府縣市町村長 氏 名

(注意) 他所管ニ全戸寄留ノ者ニ在リテハ其屬管名及寄留ノ年月日ヲ附記スヘシ
○行政訴訟狀ノ例 (行政裁判所ノ告示ニ示セル所ニ依ル(行告一)(行裁二四乃至二六))

年月日 右 何 某(甲)
内閣總理大臣府何某殿

〇書式

〇寡婦扶助料請書ノ例 (扶一ノ三號、扶施七、二) 恩給ヲ受クル者死亡シ其寡婦ヨリ請求スル場合ノ例ヲ示ス

寡婦扶助料請書
何府縣何郡市町村番地族稱職業
受恩給死亡者 何 某(甲)
右死亡者何某(甲)寡婦 何 某(乙)
請求人 何 某(乙)
年月日 請求人 何 某(乙)
内閣總理大臣府何某殿

〇同上ノ例 在官十五年以上ノ者在官中死亡シタルトキ又ハ在官十五年未滿ナルモ公務ノ爲メ死亡シタルトキ其ノ寡婦ヨリ請求スル場合ノ例ヲ示ス(扶七、一、三)

何府縣何郡市町村番地族稱職業
右孤兒何某(丙)後見人 何 某(丁)
法定代理人 何 某(丁)
年月日 請求人 何 某(丙)
法定代理人 何 某(丁)
内閣總理大臣府何某殿

〇同上ノ例 扶助料ヲ受クル寡婦死亡シ孤兒ニ於テ更ニ之ヲ請求スル場合ノ例ヲ示ス(扶五、扶施四)

孤兒扶助料請書
何府縣何郡市町村番地族稱職業
受扶助料者寡婦 何 某(乙)
何府縣何郡市町村番地族稱職業
右寡婦何某(乙)孤兒 何 某(丙)
請求人 何 某(丙)
何府縣何郡市町村番地族稱職業
右孤兒何某(丙)後見人 何 某(丁)
法定代理人 何 某(丁)

寡婦扶助料請書
何府縣何郡市町村番地族稱職業
何官何職 何 某(甲)
在官死亡者 何 某(甲)
何府縣何郡市町村番地族稱職業
右死亡者何某(甲)寡婦 何 某(乙)
請求人 何 某(乙)
年月日 請求人 何 某(乙)
内閣總理大臣府何某殿

〇孤兒扶助料請書ノ例 (扶五、六) 恩給ヲ受クル者死亡シ而シテ其寡婦ナク孤兒ヨリ直ニ請求スル場合ノ例ヲ示ス(扶施七、三)

孤兒扶助料請書
何府縣何郡市町村番地族稱職業
受恩給死亡者 何 某(甲)
何府縣何郡市町村番地族稱職業
右死亡者何某(甲)孤兒 何 某(丙)
請求人 何 某(丙)
年月日 請求人 何 某(丙)
法定代理人 何 某(丁)
内閣總理大臣府何某殿

〇同上ノ例 前二號ノ場合ニ於テ孤兒二十年ニ滿テ前二號ノ請求ヲ爲スコトヲ得ヌ而シテ癡疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハス且ツ給養者ナキトキ扶助料ヲ請求スル場合ノ例ヲ示ス(扶一五、扶施七、六)

孤兒扶助料請書
何府縣何郡市町村番地族稱職業
受扶助料者寡婦 何 某(乙)
何府縣何郡市町村番地族稱職業
右寡婦何某(乙)孤兒 何 某(丙)
請求人 何 某(丙)
右寡婦何某(乙)ハ其夫何某(甲)カ在官中死亡ノ爲メ(又ハ恩給ヲ受クル者ニシテ死亡シタル爲メ)扶助料ノ支給ヲ受ケ居リタル處、明治何年何月何日午前(後)何時死亡致シ而シテ右請求人ハ右何某(甲)及ヒ何某(乙)ノ孤兒ナルモ年齢

二十年ヲ越ヘタルヲ以テ官吏遺族扶助法第五條ニ依リテハ扶助料ノ請求ヲ爲スヲ得ス、然ルニ右請求人ハ癡疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコトヲ得ス他ニ給養スル者ナク(事實ヲ詳記スヘシ)即チ官吏遺族扶助法第十五條ニ依リテ扶助料ノ支給ヲ受クヘキ者ニ有之、依テ同條ニ依リテ右請求人ニ對シ扶助料支給相成度、官吏遺族扶助法施行規則第七條、第四條及ヒ第六條ニ依リ別紙ノ簿ノ原本、前者何某(乙)ノ扶助料證書及ヒ醫師診斷書相添此段請求候也

年月日 請求人 何 某(丙) ㊟
内閣總理大臣何某殿

(注意) 在官者又ハ恩給ノ受クル者死亡シ而シテ寡婦ナク二十年以上ノ孤兒ヨリ直ニ扶助料ヲ請求スル場合モ之ニ準スヘシ

○扶助一時支給請求書ノ例 扶助料ヲ受クヘキ寡婦、孤兒又ハ父母親父母ナクシテ死亡シタル者ノ戸籍内ニ在ルニシテ未滿又ハ癡疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハス且ツ給養スル者ナキ兄弟姉妹ヨリ扶助料ヲ請求スル場合ノ例(扶一、扶施七、六)

扶助料一時支給請求書
何府縣何郡市町村番地族稱職業 某(甲)
受恩給死亡者 何
何府縣何郡市町村番地族稱職業 某(乙)
右何某(甲)弟 何
請求人 何
何府縣何郡市町村番地族稱職業 某(丙)
右何某(丙)後見人 何
法定代理人 何 某(丁)

何府縣何郡市町村番地族稱職業ニ付キ官吏遺族扶助法第十七條ニ依リ其ノ遺族ニシテ寡婦ナル右請求人ニ對シ一時扶助金支給相成度、別紙ノ簿原本、右何某(甲)在官中ノ履歷書相添此段請求候也

年月日 請求人 何 某(乙) ㊟
内閣總理大臣何某殿

○退官賜金下賜願 文官判任以上ノ者ニシテ在官滿一年以上ニテ退官シタルトキノ退官賜金下賜願書ノ例

退官賜金下賜願書
何府縣何郡市町村番地族稱職業
元何官何職 何
願人 何 某
右明治何年何月何日何官拜命爾來勳績何官何職ニ在リ在官何年ナル處、明治何年何月何日諭旨免官相成候ニ付キ明治二十三年勅令第九十八號ニ依リ退官賜金下賜被成下度別紙必要ノ書類相添此段相願候也

年月日 何 某
所屬長官宛

(注意) 此ノ出願ニ就テハ取扱種々ナルヲ以テ其時ニ臨ミ當該者ニ承合スヘシ

右死亡者何某(甲)ハ恩給ヲ受クル者ナル處、明治何年何月何日午前(後)何時死亡シ而シテ右何某(甲)ノ戸籍内ニハ扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒、父母、祖父母ナク唯タ其ノ弟(兄弟姉妹)タル右請求人アルノミ、然ルニ右請求人(丙)ハ年何年(二十年未滿)ニシテ又ハ癡疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハス且ツ之ヲ給養スヘキ者ナク(事實ヲ詳記スヘシ)即チ官吏遺族扶助法第十一條ニ依リ扶助料一時支給ヲ仰クコトヲ得ヘキ者ニ有之、依テ同條ニ依リ右請求人ニ對シ扶助料一時支給相成度、官吏扶助法施行規則第七條及ヒ第六條ニ依リ別紙ノ簿ノ原本、恩給證書(又ハ扶助料證書)及ヒ醫師ノ診斷書相添此段請求候也

年月日 請求人 何 某(戊) ㊟
内閣總理大臣何某殿 何 某(己) ㊟

○一時扶助金支給請求書ノ例 在官十五年未滿ノ者在官中公務ノ故ニアラスシテ死亡シタルトキ其ノ遺族ヨリ一時扶助金ヲ請求スル場合ノ例、扶一七

一時扶助金請求書
何府縣何郡市町村番地族稱職業 某(甲)
何官何職 何
在官死亡者 何
何府縣何郡市町村番地族稱職業 某(乙)
右何官(甲)寡婦 何
請求人 何 某(乙) ㊟
右死亡者何某(甲)ハ何官何職在官(在職)中ナル處大正何年



大正七年五月二十四日印刷
 大正七年五月廿八日發行

著作權所有

著者

代表者

發行者

印刷者

印刷所

廣告取所

發行所

東京牛込
 神樂坂通

株式會社

南北社出版部

總店東京(神田)三三九六、九五七番
 一九四番(神田)三八〇番

定價金六十五錢
 特製金三十五錢
 多額名金八錢

帝國教育會

澤柳政太郎

東京市牛込區通寺町十四番地
 田中四郎左衛門

東京市牛込區通寺町十四番地
 高橋都素武

東京市牛込區西五軒町五十二番地
 福山印刷製本所

東京
 帝國通信社

文部省通達 田所美治先生序 日本禮法學會 松崎雙葉先生著
 學務局長 菊判總洋布綴(定價貳圓)
 文部省 禮儀作法精義 紙數五百餘頁(送料内地)
 要項準據 挿畫五拾餘面(金十二錢)

我國公家の禮法伊勢流の家元たる雙葉先生に文部省所定の作法教授要項に參照して
 小學校、師範學校、高等女學校、中學校其他各種學校及び各家庭に於ける禮儀作法
 教授の參考に供せんが爲めに編纂したものである。順序の配列は第一編禮の起源沿革
 第二編禮作法、第三編儀式類に分ち、殊に禮作法を委しく説明してある。尚ほ小
 學教育に従事する者の爲めにそれら修身教科書を配當してある。田所學務局長の序
 に曰く「行文簡明にして寔に恰好の禮法參考書なり。讀者若し禮儀の精神を經とし本
 書試く所を緯として、其の實行を期せば、本書の我民風の上に裨益する所益し鮮少な
 らざるべし」と以てその價值を知られる。實に近來唯一の禮儀作法書にして各學校禮
 法教授の參考としては唯一の大著である。

東京 牛込 南北社 發行

矢津昌永・横井春野先生共著 定價金參圓 送料拾六錢

歷史的日本地理

學界の 渴望を 醫し一 新紀元 を劃す 大著

歴史を離れて地理なく、地理を離れて歴史なし。歴史を基礎とせる日本地理を基礎とせる日本歴史なかりしは我學界の一大缺陷也。然るに地理の偉人吉田博士將に地理的歴史を出し今又矢津・横井兩大家に依つて本書を公にせらる。本書内容、前篇を總説とし國號の沿革、國政の推移、人種及人口産業の變遷、交通の發達、天災地變の各章に分ち後篇は地方府縣、道廳及び殖民地に對する各論にして博引旁證、論述明快、著者等多年の該博なる蘊蓄を傾倒して頻りに前人未發の研究を講説す。前後を通じて約八百頁に亙る彪然たる大冊、加ふるに無數の附圖寫眞版を以てし讀み來つて興味津々巻を措く能はざらむ。

文學博士 吉田東伍先生著 〇〇〇 忽五版 〇〇〇

地理的 日本 歷史 菊版約五百頁 定價金貳圓 送料金拾貳錢

東京 牛込 南北社 發行

トストエフスキ一原作
ロ・ア・ヴイグン脚色
坪内士先行生譯

世界最新最珍の「罪と罰」の脚本

不文律

南北社新型
四六判美本
定價金八拾錢
送料金八錢

東京 北南社發行

恨を呑んでセントローレンスの波底に没し去りし世界の名優アーヴィングが古今獨歩の藝術を後世に胎さんが爲め脚色したる露國女豪ドストエフスキ一の最大傑作「罪と罰」の脚本にして一度舞臺に上演せらるるや全歐の騷壇ために震撼せる大傑作なり、而も未だ何れの國語にも上梓せられず世界文壇の齊しく遺憾とせし處なりしが今や親しくア氏に就き多年彼地に實演研究せる坪内先生によりて脚本臺帳より遺憾なく譯出せらる、されば本書は實に世界に於ける「罪と罰」の最初の脚本にして日本文壇の名譽たるのみならず我國出版界の誇りとすべき珍品なり。

南洋王 江川 薰先生著 ◊ 八版出來 ◊ ◊ ◊

南洋を目的に

四六判約三百頁
洋裝極美本
定價金 一圓
送料金 八錢

東京 北南社發行

勃々たる發展の雄圖を懷きながら、猫額の天地に跼蹐して蝸牛角上に鎗銃を争ふを休めよ眼を舉げて南洋を望め、豊饒無盡の處女地は所敢なる開拓者を待てるにあらずや、今にして這個の寶庫に一大踴躍を試みずんば、何れの時か天來の遺利を獲む。行け南洋へ。豊富無比の森林も河海も有志の到るを待てり。行け南へ、南へ。本書は久しく南洋諸島にありて、一舉手一投足にして利源忽ち其有たるべきを觀たる著者が太古の儘なる新天地を紹介したるもの、唯一絶好の南洋案内なり。

——次目るな主の書本——

- | | |
|---|---|
| 發足
最後の日本料理
三池より香港
香港
パタピヤ
スラバヤ
蘭領の支那人
南洋の貿易業
日本人の行商
在留日本人
アルハ島の邦人
南洋と我國との歴史的關係
馬來土人 | ホルネオ島
原始時代の面影
馬來語
和蘭の植民政策
セレベス島に於ける母國の人々
天國の樂園
理想の樂園
南洋の物産
チヤウの概念
護謨栽培事業
新嘉坡
椰子栽培事業
去南記 |
|---|---|

△ 大家の歌なるが故に必ずしも賞からず、一般歌人の作にも秀逸あり、本書萃る和歌三千、悉く歌壇の第一人者島子女史が全国の新歌人の作中より選抜したるもの、乞ふ愛讀を賜へ。

與謝野 晶子選 **摘英三千首** 定價六十五錢 郵税金六錢

△ 載する所の俳句約六千、すべて是れ巨匠鳴雪翁が日本全国の新佳人の佳詞より厳選し出せるもの。此意味に於て本書は大正日本の名作集ともいふを得べく幸にして愛句家の針となるを得ば編者等の本懐也。

内藤 鳴雪選 **秀拔六千句** 定價六十五錢 郵税金六錢

△ 古川柳興つて一百年、當時の狂歌は一派の文運を持し、古川柳創まつて十五年、現代の詩人勗もすれば是れ戯の才に墮せんとす、柳壇の革命兒を以て自在する者、之に鑑み感涙を加へて漸く成れるもの即本書也。

井上劍 花坊選 **新川柳六千句** 定價六十五錢 郵税金六錢

◇ 發行所 東京牛込 神樂坂通 南北社出版部

謡曲家の虎の巻

能樂座右寶鑿

峰順賀侯爵題 喜多六平太先生序
 觀世元滋先生序 金剛右京先生序
 寶生九郎先生序 金春光太郎先生序
 梅若六郎先生序 横井鶴城先生著

東京 南北社 發行

四六判總洋布裝
 紙裝本 函入
 定價金壹圓
 送料金八錢

能樂は、武家の式樂にして高楚幽玄なる藝術なり、戰國以前平安朝時代に於ては貴賤の別なく戯曲的に行はれ來りしが徳川氏に至るや將軍宣下の祝といひ、勅使の饗應といひ將軍家に於ける禮樂として品位を保たしめ、之を呼ぶに御能といひ御謡と稱し武家の獨占する處なりしが近時一般に普及するに至りぬ、然れども其真味を解する者たるや恰も寥々晨星の如し、本書は能の沿革より説き起し、能謡・囃子・狂言の各部に亘り縦横に解剖して説明詳細を極む、謡曲家の座右に缺くべからざる良書たり。

營業

神祭器具、裝束其他神職用具製造販賣、野外室內陳列裝飾
餘興、裝飾材料諸公會ノ設備請負、天幕椅子卓子其他裝飾

東京市神田區鎌倉町十一番地

株式會社 東京葬儀社 渡邊本店

電話神田二〇〇六〇番

科目

葬祭用具生花美術造花放鳥柳花環盛花棺馬車自働車
男女喪服燕尾服フロックコート、シルクハット貸貸販賣

評議員 和田垣謙三 志賀重昂 浮田和民

◇ 每月一回 發行 全國直通列車 發着時間表入 定價 金拾五錢 送料一冊一錢五厘

顧問 中野武營

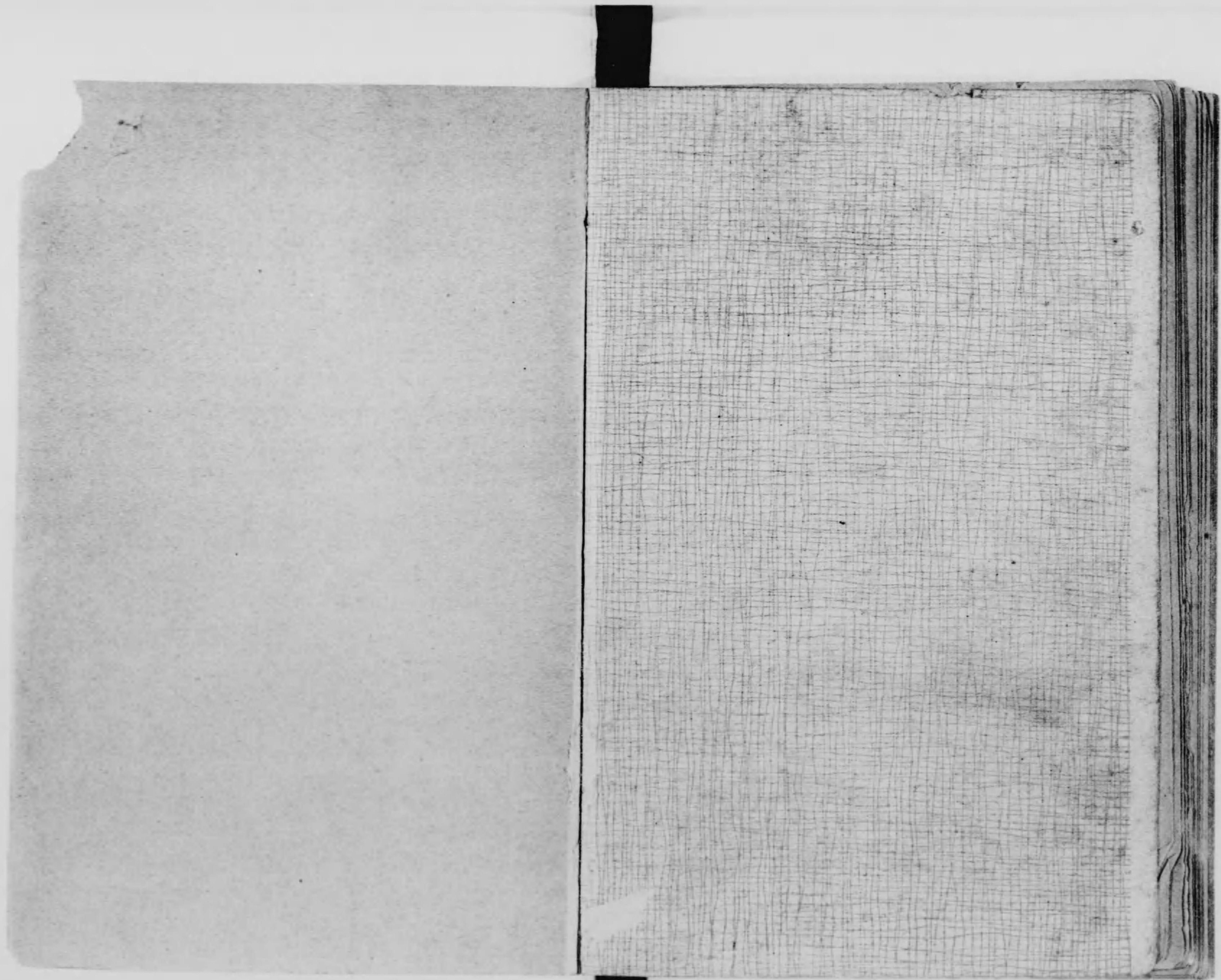
雜誌

日本

全國各地書店販賣

◇ 六册分特別裝送共金壹圓八拾錢 東京 南北社 發行

有益なこと日本一 面白いこと日本一 廉いこと日本一
高尚なこと日本一 内容豊富日本一 發行部數日本一



374
16

終